

令和 2 年度

青 梅 市 環 境 報 告 書

青梅市環境部環境政策課

はじめに

青梅市は、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が協働して、青梅市の環境特性を生かした環境と調和したまちづくりを進めるため、環境にかかわる諸政策を総合的かつ計画的に推進する「青梅市環境基本計画」を平成17年3月に策定し、平成27年3月には、社会情勢の変化を踏まえた改訂版として、「第2次青梅市環境基本計画」を策定いたしました。

環境行政は多くの課題を抱えています。これからの環境問題は、各主体があらゆる活動の中で、それぞれが意識をもって環境負荷の低減に取り組むことが必要です。

多くの方々に環境意識を高めていただくための一助として、前年に引き続き「青梅市環境報告書」を発行いたしました。この小冊子を広く御活用いただき、当市の環境への取組に一層の御理解をいただければ幸いです。

今後も、市民・事業者の皆様の御理解と御協力のもと、市内の環境保全に努めてまいります。

令和4年3月

青梅市環境部環境政策課

◇ 目 次 ◇

ページ

§ 1	青梅市の概要	
1	位置と地形	1
2	人口と世帯	1
3	区域区分	1
4	用途地域	2
§ 2	環境基本計画の推進	
1	環境基本計画の概要	3
2	環境基本計画の推進・進行組織	6
3	青梅ひとと生き物イキイキプランの推進体制	7
4	環境推進会議	8
5	環境審議会	9
6	環境連絡会	10
7	生物多様性保全協議会	11
8	第2次環境基本計画 令和2年度市の取組一覧	12
9	青梅ひとと生き物イキイキプラン 令和2年度市の取組一覧	28
10	第2次環境基本計画 環境目標値に対する直近値	32
§ 3	地球温暖化対策	
1	青梅市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要	33
2	青梅市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の実施結果	35
§ 4	公害対策	
I	大気	
1	大気汚染等にかかる環境基準	36
2	大気汚染常時測定	38
3	光化学スモッグ（光化学オキシダント）	41
4	交差点等大気汚染調査	42
5	大気中重金属調査	45
6	採石場周辺の大気中粉じん調査	47
7	酸性雨調査	48
8	ダイオキシン類調査	49
9	大気中アスベスト調査	50
10	微小粒子状物質調査	51
11	放射線量測定	52

II	河川等水質調査	
1	河川の概要	5 3
2	調査結果（年平均）	5 9
3	BOD経年変化（数値は年平均値）	6 1
4	藻類・底生生物調査結果	6 2
5	ダイオキシン類調査結果（東京都調査）	6 6
III	工場・指定作業場等	
1	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保 条例）に関する事務処理状況	6 7
2	事業所調査	6 8
IV	騒音・振動	
1	道路交通騒音・振動調査	6 9
2	騒音規制法・振動規制法に関する事務処理状況	7 6
V	採石公害対策	
1	主要交差点のダンプトラック交通量調査	7 8
VI	苦情受付状況	
1	月別苦情受付状況	8 2
2	用途地域別苦情受付状況	8 2
3	発生源別苦情受付状況	8 3
4	経年変化	8 3
§ 5	参考資料	
1	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所からの情報提供	8 4
2	東京都環境局自然環境部からの情報提供	8 5
3	林野・植生面積	8 7
4	工場・指定作業場	
	別表1 工場（環境確保条例第2条関係）	8 8
	別表2 指定作業場（環境確保条例第2条関係）	9 0
	別表3 騒音規制法特定施設	9 2
	別表4 振動規制法特定施設	9 3
	別表5 特定建設作業（届出必要）	9 4
	別表6 指定建設作業（届出不要）	9 5
5	青梅市環境基本条例	9 6

§ 1 青梅市の概要

1 位置と地形

青梅市は、都心から約50キロメートル北西部に位置し、（市役所の位置：東経139度16分30秒 北緯35度47分16秒 海拔186.6メートル）総面積は103.31平方キロメートルで、東京都全域の約4.7パーセントを占めている。

市内の地形は、中央部と西部の山地、北東部と南東部の丘陵地、丘陵地に挟まれた台地に大別され、台地は扇状台地を形成している。

また、市域のほぼ中央を北西から南東方向に流れる多摩川に沿って河岸段丘が分布している。

2 人口と世帯（各年1月1日現在）

年	区分 世帯数	人口（人）			人口密度 （人／km ² ）	一世帯あたり の平均人員
		総数	男	女		
平成24年	60,259	139,746	70,153	69,593	1,353.3	2.32
平成25年	60,483	138,739	69,589	69,150	1,343.6	2.29
平成26年	60,810	137,833	69,049	68,784	1,334.8	2.27
平成27年	61,130	137,052	68,617	68,435	1,326.6	2.24
平成28年	61,897	136,750	68,617	68,133	1,323.7	2.21
平成29年	62,306	135,986	68,258	67,728	1,316.3	2.18
平成30年	62,882	135,248	67,954	67,294	1,309.1	2.15
平成31年	63,142	134,086	67,393	66,693	1,297.9	2.12
令和2年	63,432	133,032	66,794	66,238	1,287.7	2.10
令和3年	63,894	132,145	66,357	65,788	1,279.1	2.07

3 区域区分（平成16年6月24日告示）

区 分	面積（ha）	百分率（％）
市 街 化 区 域	2,183.2	21.1
市 街 化 調 整 区 域	8,142.8	78.9
合 計	10,326.0	100.0

4 用途地域（平成16年6月24日告示）

種 類	面 積 (ha)	百分率 (%)
第一種低層住居専用地域	848.7	38.5
第二種低層住居専用地域	64.0	2.9
第一種中高層住居専用地域	362.7	16.4
第二種中高層住居専用地域	49.9	2.3
第一種住居地域	294.4	13.4
第二種住居地域	20.4	0.9
近隣商業地域	109.6	5.0
商業地域	26.5	1.2
準工業地域	262.4	11.9
工業地域	107.2	4.9
工業専用地域	56.5	2.6
合 計	2,202.3	100.0
第1種特別工業地区	163.7	—
第2種特別工業地区	146.1	—

※第一種低層住居専用地域の内約19.1haは、市街化調整区域に指定
 第一種特別工業地区は、工業地域および工業専用地域の全域に指定
 第二種特別工業地区は、準工業地域の一部に指定

§ 2 環境基本計画の推進

1 環境基本計画の概要

青梅市環境基本計画は、環境にかかる諸政策を総合的かつ計画的に推進するための、基本となる計画です。将来においても青梅市が住み良い環境を形成していくため、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が協働して取り組むこととし、各主体の環境へのかかわり方を示しています。青梅市の環境特性を生かした環境と調和したまちづくりを目指しています。

この計画の策定に当たっては、約30名の市民が参加した「市民会議」が中心となって、市内の検討組織と協働して平成17年3月に策定しました。

平成27年3月には、10年の計画期間を迎えたことから社会情勢に合わせる形で改定を行い、第2次青梅市環境基本計画として策定し、各施策を推進しています。

(1) 計画の位置付け

青梅市環境基本条例第8条にもとづき、青梅市総合長期計画を環境面から推進する計画として位置付けられます。

(2) 計画の対象とする範囲

生活環境の保全、自然環境の保全、ごみ削減・資源化、エネルギー、生物多様性、温暖化対策等の地球規模の環境問題に対応した地域社会からの行動、およびそれらを推進していくための仕組みづくり（情報提供、連携、教育など）を対象とします。

(3) 計画の期間

平成27年度を初年度として10年間とします。

(4) 計画を推進するに当たっての基本理念

○環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

○環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

○地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

(5) 計画の基本的な考え方

- 震災による市民の価値観変化を踏まえた環境対策の推進
- 市民と行政の協働による環境対策の推進
- 民間と行政の協働による環境対策の推進
- 分野横断的な環境対策の推進

(6) 計画全体の望ましい環境像を支える6つの環境テーマ

青梅市環境基本計画の目標は、「計画全体の望ましい環境像」とそれを支える6つの環境テーマ（緑、水、大気、ごみと資源、エネルギー、ひと）

の望ましい環境像からなっています。

私たちは、6つの環境テーマで示された基本方針ごとの取組みと重点アクションを進めることにより、望ましい環境像の実現を図っていきます。

(7) 計画全体と各環境テーマのキャッチフレーズおよび基本方針

☆美しい自然のふるさと青梅～豊かな環境を未来に引き継げるまち～

○緑…青梅の緑から地球の緑へ

- ・緑豊かな森林を守り、育て、活かす
- ・身近な自然を守り、育てる
- ・恵み豊かな農地を活かす
- ・人と動植物との共生を実現する

○水…流域市民を結ぶ、水の生まれるまち

- ・豊かな水源を保全する
- ・清冽な水質・豊かな水量を守る
- ・地域に根付いた水辺空間を再生する

○大気…澄んだ空気と思いやりのあるまち

- ・化学物質から大気環境を守る
- ・自動車による負荷から大気環境を守る
- ・生活に伴う負荷から大気を守る

○ごみと資源…創造に満ちあふれる循環型社会のまち

- ・4 Rを推進する
- ・廃棄物を適正に処理する

○エネルギー…持続可能で環境負荷の少ないまち

- ・エネルギーを有効に活用する
- ・エネルギーの地産地消を推進する

○ひと…市民がつくる未来のふるさと＝循環と共生のまち

- ・こころが通い合う「ふるさと」を育む
- ・環境のためのネットワークを共に創る
- ・自然を育む文化・歴史を伝え創造する
- ・マナーを守る地域コミュニティを育む

(8) 重点アクションの基本方針

○低炭素社会の構築-地球温暖化対策実行計画(区域施策編)-

- ・省エネルギー対策の推進
- ・再生可能エネルギー等の導入促進
- ・低炭素型の交通システムへの転換
- ・森林の整備による吸収源対策の推進

○循環型社会の更なる推進

- ・4 Rの推進
- ・ごみ削減強化と資源化の推進
- ・バイオマスエネルギーの応用
- ・農産物等の地産地消の推進

○生物多様性の保全

- ・「知る」～生物多様性への理解の促進
- ・「守り、育てる」～生物の生息・生育環境の保全と再生
- ・「伝える」～生物多様性の継承
- ・「参加する」～協働による生物多様性への取組

- (9) 青梅市生物多様性地域戦略「青梅ひとと生き物イキイキプラン」の策定重点アクション「生物多様性の保全」のアクションプランとして、平成30年8月に「青梅ひとと生き物イキイキプラン」を策定しました。

本プランでは、目指すべき将来像を「山・里・川・まち～自然の恵みを守り、活かし、みんなで未来につなぐまち青梅～」としております。市のみならず、市民、市民団体、事業者、専門家、滞在者など、青梅に関する全ての人々により、自然の恵みにあふれた青梅を未来に引き継げるよう、取組みを進めていきます。

(ア) 計画の位置付け

本市における生物多様性地域戦略として策定したものであり、国や東京都の計画や、本市の上位計画である「第6次青梅市総合長期計画」「第2次青梅市環境基本計画」等、関連計画との連携と調整をはかりつつ、さまざまな主体の参画と多様な分野との連携をはかりながら進めていきます。

(イ) 計画の対象とする範囲

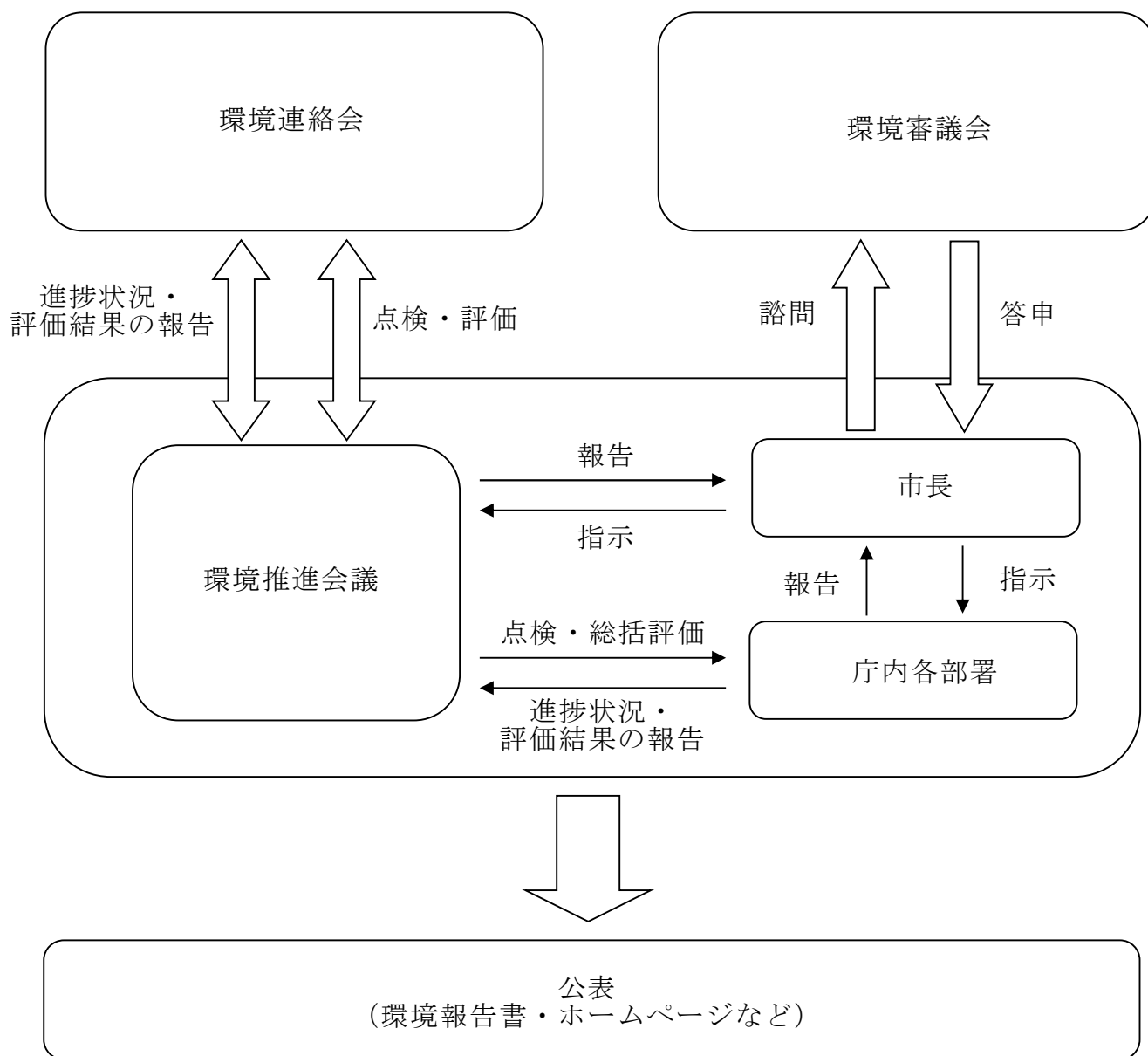
本戦略の対象区域は、本市全域とします。

また、本市を構成する地形は、隣接する自治体とのつながりをもって成り立っているため、周辺地域との連続性を考慮した取組みを検討する必要があります。そこで、必要に応じて広域的な取組の連携について検討を行います。

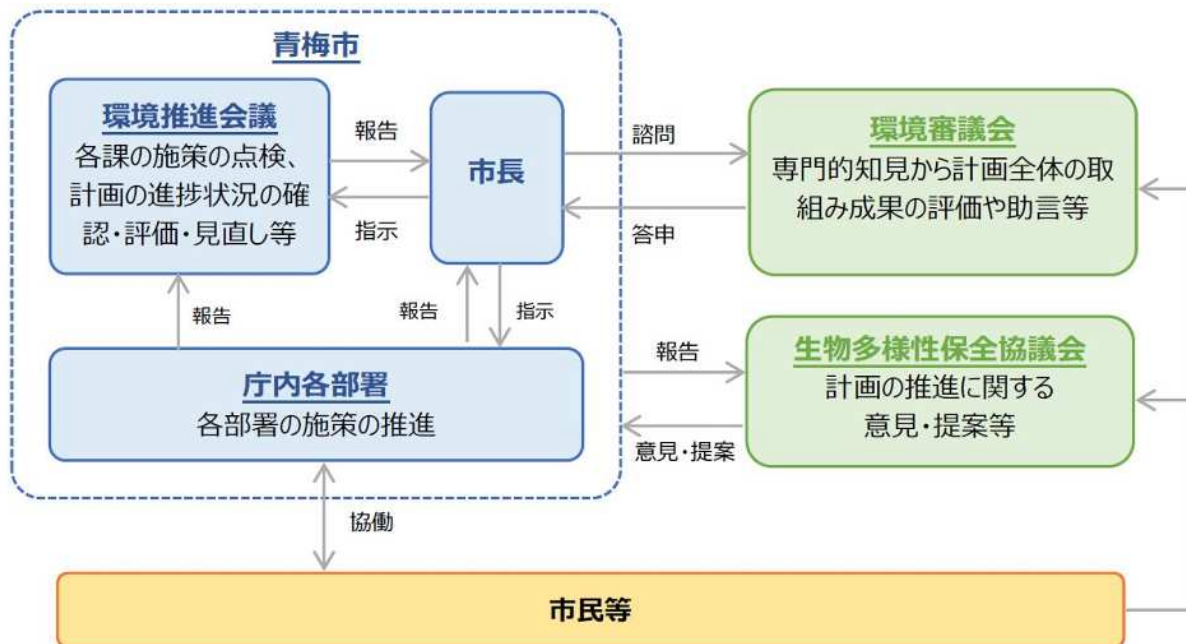
(ウ) 計画の期間

平成30年度を初年度として10年間とします。

2 環境基本計画の推進・進行組織



3 青梅ひとと生き物イキイキプランの推進体制



4 環境推進会議

(1) 目的

市のすべての課を横断する組織として、環境に係る施策を推進し、計画の進行管理を通じて全体の環境マネジメントを行います。環境連絡会等と連携して協働事業を行います。

(2) 役割

ア 各課で取り組む環境の保全にかかる施策・事業についての総合的な調整・推進と全職員に対する意識啓発

イ 環境連絡会等の市民・事業者との協働事業の実施

ウ 周辺市町村や都、国などと協働して取り組む施策・事業の実施と青梅市から周辺市町村などに対する環境情報の発信

エ 各課で取り組む環境の保全にかかる施策・事業についての点検・評価

オ 施策・事業の点検・評価結果を、環境連絡会と連携し、環境報告書を作成

カ 環境報告書に対する市民、環境審議会等からの意見をふまえ、次年度以降の年次計画に反映

(3) 青梅市環境推進会議設置要綱

ア 環境の保全等に関する施策について検討し、その円滑な推進を図るため、設置

イ 平成17年9月1日制定

ウ 庁内15名の部課長で構成

(4) 開催状況

第1回 令和2年11月12日

第2次青梅市環境基本計画と青梅ひとと生き物イキイキプランにおける令和元年度市の取組結果について ほか

5 環境審議会

(1) 目的

市長からの諮問に対し調査審議の後、答申するとともに、環境報告書やそれに対する市民等の意見をふまえ、専門的見地から計画の点検・評価を行います。また、計画の推進や見直しに当たって市長に助言を行います。

(2) 役割（青梅市環境基本条例第23条第2項に規定する事項）

ア 環境基本計画に関すること。

イ 環境への配慮に関すること。

ウ 環境の保全等についての基本的事項に関すること。

(3) 青梅市環境審議会規則

ア 青梅市環境基本条例（平成14年青梅市条例第34号）第23条第6項の規定にもとづき、青梅市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関する必要な事項を定めたもの

イ 平成14年7月20日施行

ウ 公募市民、各種団体等の代表、事業者、学識経験者、関係行政機関の職員15名以内で構成

(4) 開催状況

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和3年4月に延期。

6 環境連絡会

(1) 目的

市民、市民団体、事業者と行政の運営組織として、市の施策・事業の実施に対する点検・評価を行い、計画全体の進捗状況に対する意見・提案を行います。

(2) 役割

ア 取組内容に関する実施主体相互の共通理解と連絡調整

イ 市の施策・事業の実施、計画全体の進捗状況に対しての意見・提案

ウ 環境推進会議等の行政との協働事業の計画立案と点検・評価

(3) 登録団体数

17団体（令和3年3月31日現在）

(4) 開催状況

第1回 令和2年12月23日（新型コロナウイルス感染拡大防止のため
書面開催にて実施）

第2次青梅市環境基本計画と青梅ひとと生き物イキイキプランにおける
令和元年度市の取組結果について

(5) 取組事業

事業名	実施期間
クールビス運動	令和2年5月1日～令和2年10月11日
打ち水事業	打ち水ウィーク・・・令和2年7月26日～令和2年8月1日
ウォームビズ運動	令和2年11月1日～令和3年3月31日
エコドライブ運動	通年

7 生物多様性保全協議会

(1) 目的

青梅市における生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する施策の推進のために必要な事項について協議します。

(2) 役割

ア 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条にもとづき市が定める生物多様性地域戦略にかかる調査および検討に関すること。

イ 生物多様性の保全等に関する施策の企画および調整に関すること。

ウ その他生物多様性の保全等のために必要な事項に関すること。

(3) 青梅市生物多様性保全協議会設置要綱

ア 生物多様性保全協議会の組織および運営に関する必要な事項を定めたもの

イ 平成27年6月1日施行

ウ 公募市民、学識経験または専門的知識を有する者、各種団体の代表、関係行政機関の職員15名以内で構成

(4) 開催状況

新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期していた令和元年度分を書面開催にて実施

実施日 令和2年9月25日（金）

8 第2次青梅市環境基本計画 令和2年度 市の取組一覧

○・・・令和2年度中に実施(新型コロナウイルス感染症による延期または中止を除き令和2年度以前に一度でも実施した場合を含む。)
 □・・・令和2年度中に実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症により延期または中止となったもの(令和2年度以前から継続実施していた場合を含む。)
 △・・・調査・検討段階
 —・・・未着手

テーマ		基本方針		取組の方向性			
緑	(1) 緑豊かな森林を守り、育て、活かす	具体的施策	市の取組	2年度			
				実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)		
ア 森林の管理と保全							
1 人工林の保全		○ 東京都等が進める森林施策事業を活用して森林整備を行います。	○	東京都が実施する多摩の森林再生推進事業の委託を受け、間伐および枝打ちを実施し、また、公益財団法人東京都農林水産振興財団の森林循環事業に協力しました。			
		○ 手入れの行われていない森林を対象に、森林再生事業を推進します。	○	東京都が実施する多摩の森林再生推進事業の委託を受け、荒廃が進んでいるスギ、ヒノキの人工林について間伐および枝打ちを実施しました。			
		○ 水源かん養、土砂流出・崩壊の防備、保健、風致などの機能に応じた保安林の指定により、自然環境・生活環境の保全を図るとともに災害の防止に努めます。	○	自治会からの要望を受け、市を通して要望書を都に提出しています。保安林の指定にあたり治山等の工事を実施することになり、市は所有者から同意を得るため間に入って調整を行う働きかけをしています。			
		○ 青梅の森は自然と人が共存できるように里山として整備・保全します。	○	市および市民団体との協働により里山復活に向けた保全活動を通年で実施しました。			
		○ 松くい虫の防除対策を継続実施します。	○	松枯れ予防重点地域(永山丘陵)において防除薬剤の樹幹注入および伐倒駆除を実施しました。			
		○ スギ・ヒノキ人工林から針広混交林へと誘導し、公益的機能の高い森林への回復を目指します。	○	青梅の森は、青梅の森事業計画書に沿って、市民団体との協働により人工林の間伐、広葉樹林への転換などの事業を推進しました。			
		○ 森林保全リーダーを養成していきます。(別紙『3-2②2ページ重点アクション1(4)』にも記載)	○	「青梅の森」で活動している任意のボランティア団体より、リーダー(委員長)を定めています。また、新たな担い手としての森林ボランティアの育成と組織化を図ることを目的に、一期1年間として育成講座を実施しています。			
		○ 森林に対する環境保全のための、支援制度について検討します。(別紙『3-2②2ページ重点アクション1(4)』にも記載)	○	任意のボランティア団体が、「青梅の森」の運営・保全について協議できる場を設けています。			
		2 協働による森林整備の推進		○ 市民ボランティアや企業等と連携した森林保全活動を実施します。(別紙『3-2②2ページ重点アクション1(4)』にも記載)	○	「青梅の森」において、ボランティア団体と連携して、保全活動等を行っています。また、新たな担い手としての森林ボランティアの育成と組織化を図ることを目的に、一期1年間として育成講座を実施しています。	
				○ 森林ボランティア活動のPRを行います。(別紙『3-2②2ページ重点アクション1(4)』にも記載)	○	「青梅の森」で市と協働しているボランティア団体の活動エリアに活動内容等記した看板を設置しPRするとともに、ホームページでもPRに努めています。また、森林ボランティアの育成講座を広報により募集しています。	
○ 緑に関する活動を行っている市民団体やNPO、企業等との交流の場づくりを検討します。(別紙『3-2②2ページ重点アクション1(4)』にも記載)	○			青梅りんけん、森守会の講師による、森林ボランティア育成講座を実施しています。また、市民提案型協働事業の延長として様々な団体で構成した「身近な森林の活用を考える会」の中で交流が図られています。青梅の森では、市および市民協働団体(7団体)で交流の場を設け情報交換等を行いました。			
イ 林業の振興							
3 林業経営の強化支援		○ 林業従事者の人材の育成と確保に向けた担い手育成事業を推進します。	○	新たな担い手としての森林ボランティアの育成と組織化を図ることを目的に、一期1年間として育成講座を実施しています。森林環境譲与税を活用した担い手育成について、その手法等を森林整備推進協議会にて検討中です。			
4 地域木材の使用拡大		○ 市の公共施設の建設においては、地域木材の使用に努めます。また、地域木材を使用した木製品の採用に努めます。(別紙『3-2②2ページ重点アクション1(4)』にも記載)	○	施設整備の工事において木材を使用する場合は、設計図書で多摩産材を指定し、使用しています。			
		○ 地域木材の普及PRを促進します。(別紙『3-2②2ページ重点アクション1(4)』にも記載)	○	森林の循環を円滑に促進するため、地域産材である多摩産材の普及PRを図り、公共施設および民間での利用拡大の推進を検討しています。			
		○ 間伐材の利用方法について検討し、間伐材の利用を推進します。(別紙『3-2②2ページ重点アクション1(4)』にも記載)	○	市内の未利用の森林資源の搬出と流通を促進させるにあたり、仕組みづくりを検討するために、地域内エコシステムの実現可能性調査により実施しました。			
		○ 地域木材を使用した木工の体験・販売施設を検討します。(別紙『3-2③3ページ重点アクション3(3)』にも記載)	○	森林ボランティア育成講座の中でネイチャークラフト教室を実施しました。			
		○ 地域木材での木質バイオマス活用を検討します。	○	情報収集に努めました。			

テーマ		基本方針			
		取組の方向性		2年度	
		具体的施策	市の取組	実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)
緑 (2) 身近な自然を守り、育てる	ア 身近な自然の保全・育成				
	5 身近な自然の保全	○「青梅市公園施設長寿命化計画」にもとづき、公園施設の定期的な点検と計画的な回収を実施し、公園などの若返りを図ります。		○	定期点検等にもとづく遊具施設の消耗部材の交換や修繕、定期的な遊具の塗装を実施するとともに、「青梅市公園施設長寿命化計画」にもとづき一部遊具の更新を実施するなど、公園の若返りに努めました。
		○「多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン」にもとづく保全施策の検討を行います。		△	多摩川由来の崖線の緑の保全を保全する協議会」に所属し、保全について検討する場を設けています。
		○市街地に隣接した丘陵地では、自然環境に影響を及ぼす施設について、適正な規制を行います。大規模な開発や土砂などの処分を目的とした土地の埋立て、盛土および切土は、原則として認めません。		○	開発や土砂の埋立て等については、東京都の多摩建築指導事務所、多摩環境事務所と情報共有、連絡を密にして、適正な指導、規制を行いました。また、自然環境保全啓発看板を市内6箇所に設置しています。
	6 市街地の緑の創造	○公園緑地等の緑を更新する際には、郷土種に配慮した樹木・草花の種類を選定します。		○	公園緑地等の適正な管理・育成を図っていますが、緑を更新する際には、郷土種に配慮した樹木・草花の種類を選定するよう努めました。
		○幹線道路沿いの限られた空間においては、植栽等に工夫を凝らした人目をひく緑化修景を推進します。		○	路線ごとに異なる樹種を植えるなどして、特色を持つよう工夫しています。
		○道路の新設や既成道路の改修等に合わせ、街路樹や植樹帯の整備を推進・促進します。		○	H27年度改修工事時(幹32擁壁設置工事)に実施しました。
		○保全区域・保存樹木等の指定により、緑の回廊(コリドー)形成に向けた整備に努めます。		○	青梅の森では生息する動物の回廊に配慮しながら保全を行っています。
		○生垣やみどりのカーテン設備など宅地の緑化を推進します。		○	生け垣設置への助成制度を継続し、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進しました。みどりのカーテンについてはモニター事業やコンテストを実施しました。
	7 緑のネットワークづくり	○社寺林や屋敷林等の平地林や名木・古木等の保全方を検討します。		○	天然記念物に指定されている名木・古木の保全を行いました。
○公園・緑地等の整備に当たっては、計画段階から市民と協働で取り組みます。			○	市民と取り組む整備の一環として、遊具更新にあたり、市民の意見を聞いて選定を行いました。	
○緑に関する活動を行っている市民団体やNPO、企業等との交流の場づくりを検討します。			○	青梅りんけん、森守会の講師による、森林ボランティア育成講座を実施しています。また、市民提案型協働事業の延長として様々な団体で構成した「身近な森林の活用を考える会」の中で交流が図られています。青梅の森では、市および市民協働団体(7団体)で交流の場を設け情報交換等を行いました。	
イ 自然に親しむ場所の創造					
8 自然に親しむ場所と機会の創出	○自然環境に配慮した遊歩道・ハイキングコースの整備を行います。(別紙『3-2②3ページ重点アクション3(3)』にも記載)		○	「青梅の森」では、法にもとづく動植物の生息、生育地として自然環境に配慮し、散策路等の点検、修繕を実施しました。また、公園においても、自然環境に配慮し、維持管理を実施しました。	
	○環境教育が推進できるような森を整備します。		○	青梅の森では、景観整理伐採や市民団体との協働による保全活動等により散策路周辺の安心・安全を図りました。また、市内の小学5年生の総合学習、都内の社会科教師の環境学習の研修の場として利用されました。	
	○グリーンマップを作成します。(別紙『3-2②3ページ重点アクション3(2)』にも記載)		○	平成28～29年度に生物の生息・生育環境を調査し、マップデータを作成しました。	
	○森の木や街路樹にネームプレートをつけるなど、市民が自然環境に興味を持ち親しめるような取り組みを行います。		○	公園内に植栽されている樹木のネームプレートの設置を継続して実施しました。	
	○広場・公園・市の施設、園路などには、できるだけ天然素材を使用します。		○	公園内のベンチ等の設置および修繕において天然素材を使用しており、剪定枝のウッドチップ化を行い園路補修等で使用しました。また、市の施設の工事において、天然木材を使用しました。	
	○個人の庭を公開するオープンガーデンを推奨するための支援策を検討します。		○	(一社)青梅市観光協会と連携し、梅の里づくり実行委員会により選定されたオープンガーデンの所有者に、管理費用の一部を支援しています。	

テーマ					
基本方針					
取組の方向性					
	具体的施策	市の取組	2年度		
			実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)	
緑 (3) 恵み豊かな農地を活かす	ア 農地の保全				
	9 農地の利用集積の促進	○ 交流型農業・観光農業の推進に取り組みます。	○	田植えや稲刈りなど親子農業体験会を計画したが、コロナウイルス感染症防止や雨天のため未実施でした。収穫した米は後日参加者に配布しました。また、令和元年度以前には一般社団法人青梅市観光協会が主体となって、収穫体験事業を取り組んでいました。	
		○ 意欲ある農業者や新規就農者等への農地の利用集積を図り、農業経営の安定化と農地の保全を図ります。		○	農業経営基盤強化促進法にもとづき、認定農業者等に対し、利用権の設定を行い、農地の集約・集積を図りました。
	10 遊休農地等の活用	○ 市民が土や農業に親しめる市民農園の継続を図るとともに、利用者と協働した管理体制の方策について検討します。	○	市民農園16か所、800区画の利用運営を図りました。	
		○ 管理体制が充実した貸し農園、企業や学校などの団体単位で借りられる農園など、新たなタイプの農園整備を検討します。		○	農家開設型市民農園と農業体験農園の開設者を広報で募集しました。
	イ 人と環境にやさしい農業の推進				
	11 環境保全型農業の推進	○ 環境保全型農業の推進をPRします。	○	青梅市そさい振興会有機農業部会に対し、東京都エコ農産物認証シールを配布し、環境保全型農業のPRに努めました。	
		○ 事業者や農業団体、都や国と協力し、循環型農法・有機農法等の環境保全型農業の推進に取り組みます。		○	青梅市そさい振興会有機農業部会に対し、優良有機堆肥購入費の補助を行うとともに、環境保全型農業推進資材購入の支援を行いました。
	ウ 農業の振興				
	12 農業の担い手の確保・支援	○ 農業の後継者育成、新規就農者の支援等を行います。	○	農業後継者組織等に補助金を交付し、農業後継者等の支援を行いました。	
○ 援農ボランティアの育成に取り組みます。		○		援農ボランティアおよび受入農家の登録を募集し、援農ボランティアと受け入れ農家のマッチングを行いました。	
13 地産地消の推進	○ 事業者等と協力し特産物の開発に取り組みます。	○	青梅市の農林業者等で構成された団体に対し、6次産業化にかかる事業に要する経費を補助しました。また、特産品の開発および多摩産材を使用した製品開発を行う事業に対し、令和2年度も引き続き、補助上限額で差別化を図り、支援を行いました。		
	○ 地元産の農産物の販売促進に取り組みます。		○	青梅市農業祭での直売や杉並区等での直売事業に対し支援を行いました。	
	○ 地元産の農産物の学校給食などへの使用を推進します。		○	青梅市そさい振興会学校給食部会等を通じて、市内で生産された農産物を学校給食の献立に積極的に使用し、地産地消の推進に努めました。さらに、農協を通じて青梅産米『キヌヒカリ』を3学期の各月に1回ずつ使用しました。 ※青梅産米は余剰分が生じたため、次年度4月に使用することとしました。 《令和2年度使用農産物》 キャベツ・小松菜・白菜・長ねぎ・人参・大根・じゃが芋・里芋・ブルーベリー・青梅産米	
	○ 農家の直売機会を拡大し、生産者と消費者のつながりを深めます。	○	フレッシュランド西多摩や杉並区役所での青梅市の農産物の販売を支援するとともに、農業祭において市内産農産物の販売を行いました。		
(4) 人と動植物との共生を実現する	ア 多様な動植物を育む自然環境の保全				
	14 青梅市生物多様性地域戦略の策定	○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定します。	○	平成30年8月に青梅市生物多様性地域戦略「青梅ひとと生き物イキイキプラン」を策定しました。	
	15 地域の生態系の保全	○ 外来生物等の調査・対策に取り組みます。	○	アライグマ・ハクビシンの生息調査と駆除を実施しました。また、広報、HP、チラシ、ケーブルテレビを通じて、事業の市民周知を行いました。	
		○ 希少種の調査・保全に取り組みます。	○	青梅ひとと生き物イキイキプランの策定にあたり実施した生き物調査をもとに、戦略に希少な生き物の情報を掲載しました。	
		○ 鳥獣被害の調査・対策に取り組みます。	○	農作物被害防止のため、東京都猟友会青梅地区と業務委託契約を結び、有害鳥獣の捕獲に努めました。また、アライグマ・ハクビシン被害のある市民からの通報による駆除を行い、希少動物生息地点にて、外来種の生息調査を行いました。	
	○ 動物の移動経路を確保する緑の回廊づくりに努めます。	○	青梅の森では、生物多様性に配慮し、生息する動物の回廊の確保に努め保全活動を実施しました。		
16 市民の関心を高める環境整備	○ 市民・事業者と協働して、参加型の自然環境調査を行います。	○	青梅ひとと生き物イキイキプランの施策に反映しました。		

テーマ				
基本方針				
取組の方向性				
	具体的施策	市の取組	2年度	
			実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)
水	(1) 豊かな水源を保全する	ア 水源の保全		
		1 広葉樹林化による水源かん養	○ 混交林化に取り組みます。	○ 東京都の委託を受け、森林再生事業(間伐・枝打ち)の実施により、下層植生を豊かにして針広混交林化の推進を図ります。
			○ 森林ボランティア活動を支援します。	○ 杉並区との共同で森林ボランティア育成講座第10期の活動を実施しました。
		2 水資源(湿地・地下水・湧水等)の保全	○ 地下水の使用量について監視を続けます。	○ 規則で定める規模以上の揚水施設を用いて地下水を揚水している者から、年1回の揚水量の報告を受けました。
		3 水源域の保全	○ 環境を優先した施策を行い、水源域の保全に努めます。	□ おうめ環境フェスタ内で周知啓発を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。
		イ 貴重で限りある水資源の有効活用		
	4 雨水の活用	○ 学校、公共施設で雨水を活用します。	○ 青梅市庁舎、第二小学校において雨水をトイレの洗浄水等に活用しています。	
		○ 市民が雨水の浸透施設を設置することに対し、一部の地域には補助を行います。	○ 雨水流出抑制による治水効果と雨水浸透による地下水の涵(かん)養等を図るため、雨水浸透施設を設置した者に対して交付しました。 令和2年度 15件 69個 2,615千円	
		○ 市民が雨水を有効活用するための雨水タンクを設置することに対し、一部の地域には補助を行います。	○ 雨水利用を促進し、水循環の再生を図るため、雨水小型貯留槽を設置した者に対して交付しました。 令和2年度 11件 12個 245千円	
	5 節水の推進	○ 節水の取り組みへの参加を呼びかけます。	○ 東京都水道局と連携し、節水ステッカーの掲示等、市民に節水を呼びかけました。	
6 地下水のかん養と適正な河川水量の確保	○ 道路の透水性舗装、雨水浸透ます等の普及を促進します。	○ 道路の透水性舗装整備を1箇所(幹32号線)行いました。また、開発行為の認定道路について、雨水浸透ますの設置を指導しました。		
(2) 清冽な水質・豊かな水量を守る	ア 河川の水質保全			
	7 河川の水質保全	○ 河川の水質調査を継続的に実施します。 ○ 事業所などに対し、排水に関する指導や啓発を行います。	○ 定期的に河川の水質調査を行っています。 ○ 特定施設等を設置している33事業場に対して水質検査を3回/年行い、排水基準を超過した事業所へは、注意、指導を行いました。(新型コロナウイルス感染予防に伴い、第1回目の水質検査が中止されました。)	
	イ 生活排水・事業所排水処理対策の推進			
	8 汚水施設未整備地域への対応	○ 公共下水道計画区域外の地域では、浄化槽整備事業を推進します。	○ 令和2年度の浄化槽整備事業については、申請にもつき7基を新たに設置し、3基の個人所有合併処理浄化槽を受け入れました。これにより平成27年事業開始より合計288基が公設浄化槽となりました。	
		○ 下水道整備の促進、各種排水処理に関し、多摩川流域自治体と情報交換・交流を進めます。	○ 多摩川上流域下水道事業対策協議会に参加し、関係自治体と情報交換・交流を進めました。	
	9 農業や化学物質などによる水質汚染の防止	○ 化学物質等の水質汚染調査を定期的に行い、汚染等があれば対策と指導を行います。 ○ 市民団体と協働で下水道の仕組みを学べる取り組みを行います。	○ 定期的に河川の水質調査を行っています。 □ おうめ環境フェスタ内で実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。	
ウ 地下水汚染の防止				
10 土壌汚染対策の推進	○ 不法投棄のパトロールを行います。	○ 平日に市内全域を対象にパトロールを実施しました。		

テーマ					
基本方針					
取組の方向性					
	具体的施策	市の取組	2年度		
			実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)	
水 (3) 地域に根付いた水辺空間を再生する	ア 清流の復活と水生生物の保全				
	11 ごみの不法投棄防止対策の推進	○ 河川への不法投棄物に対しては、すみやかな対応を行います。	○	河川への不法投棄に対し、迅速な対応を実施しました。	
	12 水生生物等の調査・保全	○ 市の施設に青梅の水生生物を展示し、保護・育成への取り組みを訴えます。	□	新型コロナウイルス感染症によるふるさと祭りの中止に伴い、霞川くらしの楽校によるパネル展示などが未実施でした。	
	13 河川(水辺空間)の生態系の保全	○ 水生生物等について調査し、生物多様性の保全を推進します。	○	青梅ひとと生き物イキイキプランの施策に反映しました。	
		○ カワウ対策について、国や都と連携して取り組みを推進します。	○	令和元年度に奥多摩漁業協同組合からカワウの調査結果の情報提供を受け、今後の対策を協議しました。	
	イ 自然と親しめる水辺の再生と創出				
	14 市民の憩いの場としての水辺空間の整備	○ 河川環境の改善について、国、東京都と連携して取り組みます。	□	親水事業を通じて、河川について啓発活動を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。	
		○ 河川で遊ぶことができる場所について、市民や子どもたちの声が反映されるよう、関係機関に働きかけます。	○	国および東京都に対して、多摩川、霞川、成木川、黒沢川における親水性を考慮した施設を含めた整備等について要請しました。	
		○ 河川のコンクリート製構造物等を見直し、調和のとれた河川環境を目指します。	○	国および東京都に対して、多摩川、霞川、成木川、黒沢川における環境を配慮した整備等について要請しました。	
	15 親水事業の充実	○ 子どもが水辺等で親しめる施設、遊歩道の整備等について検討します。	○	台風被害等による水辺の環境の変化について、水辺環境団体から情報収集を行い、検討を行いました。また、多摩川、霞川については、国および東京都に対し水辺等で親しめる施設等の整備について要請しました。	
		○ 河川の保全を進める市民団体等の活動を支援します。	○	霞川については、霞川子どもの水辺協議会に加わり、市民団体を支援しています。多摩川については、市民団体とともに協働でのイベントを計画・検討しており、おうめ水辺の楽校運営協議会の中で、関係団体との連携を図りました。	
	大気 (1) 化学物質から大気環境を守る	ア ごみ処理による大気汚染の防止			
		1 ごみ排出量の削減	(事業者:廃棄物減量への努力をします。)	(○)	取り組み対象が事業者であるため()としています。なお、市の対応はごみ排出量の削減については、環境のテーマ4「ごみと資源」に包含されます。
		2 ごみの自家焼却等の防止	○ ごみ等の自家焼却に関する規制を徹底します。	○	苦情があれば、原因者に指導すると共に、市の広報やホームページに焼却禁止について掲載し呼びかけを行っています。
			○ 剪定枝等は資源化を推進し、自家焼却の防止に取り組みます。	○	剪定枝を収集し、粉碎処理をした後、肥料の補助剤等として、市民に配布しました。
イ 事業活動による大気汚染の防止・負荷軽減					
3 有害物質排出量の抑制		○ 事業所などの大気汚染物質の使用について、状況の把握と事業者への指導を行います。	○	VOCについて、一定量以上の取扱い業者から定期的に報告を受けています。	
ウ 地球規模の大気汚染防止					
4 オゾン層破壊の防止		○ オゾン層破壊物質の使用禁止の広報に努めます。	○	パンフレット等を窓口で配布しました。	
5 酸性雨対策の推進		○ 市民および事業者へ有害化学物質の情報提供をします。	○	パンフレット等を窓口で配布しています。	
6 ダイオキシン等による汚染の防止		○ ダイオキシン等の有害化学物質について、継続的に調査を行います。	○	定期的に調査を実施しています。	
	○ 国や都と連携し、汚染防止対策に努めます。	○	ダイオキシンの発生原因となる焼却行為について、行わないよう指導を行っています。		

テーマ				
基本方針				
取組の方向性				
	具体的施策	市の取組	2年度	
			実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)
大気 (2) 自動車による負荷から大気環境を守る	ア 道路と周辺環境の整備・改善			
	7 道路騒音・振動の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の騒音・振動について、継続的に調査を行います。 ○ 調査データの分析を行い、問題があれば対策に取り組みます。 	○	年1回9か所で調査を実施しています。
	8 道路の整備・周辺環境の改善	○ 街路樹を保全して、道路環境や景観の改善に努めます。	○	適正に管理を行いました。
		○ 植樹帯や緑化壁のある道路整備を推進します。	○	都市計画道路の設計作業において、植樹帯の整備を盛り込みました。
	9 粉じん防止対策の推進	○トラック等を原因とする粉じん被害の防止に取り組みます。	○	市内の採石場等については、事業者との間でダンプトラック運行台数等について公害防止協定を締結するとともに、運転者講習会等でシート掛けの励行等呼びかけています。
	イ 公共交通等の利用促進および自動車の適正な利用			
	10 自動車利用の抑制、徒歩・自転車の活用促進	○ 広報などを通してノーマイカーデーなど、車の使用を控えるよう呼びかけます。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(3)』にも記載)	○	公共交通機関の推奨などを周知しています。
		○ レンタサイクルシステムの充実を図ります。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(3)』にも記載)	○	東京都と公益財団法人東京都観光財団が実施した西多摩地域におけるシェアサイクル実証実験に協力しました。
		○ 市職員の通勤時のマイカー使用を制限します。	○	毎月第2金曜日に自粛を呼びかけています。
	11 公共交通の充実・利用促進	○ 公共交通事業者に利便性・快適性の向上を要請します。	○	西多摩地域広域行政圏協議会を通じ、利便性・快適性の向上を要請しました。
		○ 公共交通空白地域の改善に努めます。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(3)』にも記載)	○	河辺1~3丁目地区の住民アンケートを実施し、要望の把握に努めました。
		○ 公共交通の利用促進を図ります。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(3)』にも記載)	○	公共交通ガイドやバスのペーパークラフトを配布し、利用促進を図りました。
		○ 旅客施設や車両等におけるバリアフリー化を要請します。	○	西多摩地域広域行政圏協議会を通じ、駅施設のバリアフリー化を要請しました。
	12 低公害車の導入推進	○ 公用車は率先して低公害車へ切り替えます。	○	車両 23台を電気自動車、3台をプラグインハイブリッド車に更新しました。(新車 26台)・・・都指定低公害車区分選定。
13 エコドライブの推進	○ エコドライブの重要性を周知します。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(3)』にも記載)	○	エコドライブステッカーの配布やポスターの掲示を行っています。	
14 事業車両・大型車両への啓発	○ 公用車の適正な運用を行います。	○	必要最小限の使用にとどめるとともに、使用に当たってはPHVやEV等、電動車を極力使用するように努めました。	
	○ 大型車両運転者へ啓発活動や広報を実施します。	○	青梅市内にある採石場等に入出入りするダンプトラックについては、運転者講習会など機会あるごとに、ダンプトラックの運行に伴う騒音・振動などの公害軽減と交通安全について呼びかけを行っています。	

テーマ				
基本方針				
取組の方向性				
	具体的施策	市の取組	2年度	
			実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)
大気 (3) 生活に伴う負荷から大気環境を守る	ア 騒音・振動、悪臭、化学物質等の対策推進			
	15 生活騒音対策の推進	(市民:楽器や音響拡声装置等の使用時には、近隣へ配慮します。)	(○)	(取り組み対象が市民であるため())としています。なお、環境政策課では、騒音等の苦情が入った際、原因者に改善するように指導しています。)
	16 建設・解体工事等の騒音・振動・粉じんの防止	○ 騒音・振動・粉じん等について、被害状況を発生原因者に知らせ、具体的な改善策を指導します。	○	苦情への対応については、発生源が分かればその原因者に改善するよう指導しています。
		○ 低騒音・低振動の建設機械を使用するよう指導します。	○	特定建設作業に使用する建設機械については、極力低公害型の機械を使用するよう求めています。
	17 悪臭の防止	○ 悪臭防止対策を行います。	○	工場・指定作業所の設置者に対して、悪臭の発生源になるようなものについて対策を取るよう指導しています。悪臭苦情の原因となる焼却行為について、行わないよう指導しています。
		○ 悪臭が発生した際は、関係機関と連携し迅速な対応を行います。	○	苦情があれば関係機関と連携して対応しています。
	18 有害化学物質の使用制限	○ 市民や事業者へ、シックハウス・シックスクール等の影響について知らせます。	○	シックハウスに限定した対応はしていないが、有害化学物質の使用量削減について、都のアドバイザー制度の紹介など周知啓発に努めています。また、ホルムアルデヒド等の数値について、全校調査を実施し、ホームページで公表しています。
		○ 公共施設においては、シックハウス対策資材を使用します。	○	ホルムアルデヒド等の数値について、全校調査を実施し、ホームページで公表しています。
		(事業者:低周波公害をよく認識し、抑止対策に最善を尽くします。)	○	工事では、シックハウス対策について特記仕様書等で定め、その材料を使用しています。
	19 低周波公害等の対策推進	(事業者:低周波公害をよく認識し、抑止対策に最善を尽くします。)	(○)	(取り組み対象が事業者であるため())としています。なお、環境政策課では、騒音等の苦情が入った際、原因者に改善するように指導しています。)
	イ 花粉症対策の推進			
20 針葉樹林の適正管理	○ 東京都や関係機関と連携して、森林整備事業を推進し、森林の適正管理を推進します。	○	東京都が実施する多摩の森林再生推進事業の委託を受け、間伐および枝打ちを実施し、花粉の発生源対策に努めました。森林経営管理法を適用した所有者不明林について森林整備を推進するための検討を実施しました。	
21 花粉の少ないスギ等への植え替え	○ 東京都等が進める森林施策事業を活用して森林整備を行います。	○	公益財団法人東京都農林水産振興財団が実施している森林循環促進事業(花粉対策事業)について情報共有を図り対応しました。	
ごみと資源 (1) 4Rを推進する	ア ごみゼロ社会の構築			
	1 生産段階からの取り組みの推進	○ 抜本的なごみ減量対策の実施に向けて努力します。	○	ごみの分別をごみ情報誌、AIチャットボット、ごみ収集カレンダー、HP等で啓発するとともに、適宜広報でごみ減量手法を啓発しました。
	2 廃棄物の削減	○ 拡大生産者責任の強化を国や都、事業者に呼びかけていきます。(別紙『3-2②2ページ重点アクション2(2)』にも記載)	○	都に対して、東京都市町村清掃協議会を通じて、EPR(生産者責任)法の整備による事業者責任の拡大を国に要請するよう要望しました。
		○ 公共施設建設には、LCA(ライフサイクルアセスメント)を取り入れます。	○	工事において、東京都環境物品等調達方針(公共工事)に準じて環境に配慮したリサイクル材料を使用しています。
	3 リサイクルネットワークの構築	○ 収集したごみの資源化を推進します。	○	ごみの選別処理等により、資源化を推進しました。
		○ 民間事業者が誰でも参加できるようなリサイクルのネットワーク体制を作ります。(別紙『3-2②2ページ重点アクション2(2)』にも記載)	○	リサイクル推進協力店認定制度を実施しています。
4 廃棄物処理・リサイクル費用の認識	○ ごみ減量に向けて、市民・事業者を対象に、ごみ処理の現状に関する講座を展開するとともに、減量についてアイデアを募集し、ごみ減量の協力を呼び掛けます。(別紙『3-2②2ページ重点アクション2(2)』にも記載)	○	出前講座を実施し、市民へごみ減量の協力を呼び掛けました。	
	○ 市内で発生するごみの質・量・処理やリサイクルにかかる費用をわかりやすく公表します。	○	ごみ情報誌およびHPで、ごみ量・処理費用等を公表しました。	

テーマ		基本方針				
		取組の方向性		2年度		
		具体的施策	市の取組	実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)	
ごみと資源	(1) 4Rを推進する	イ 4Rの推進				
		5 グリーンコンシューマー運動の推進	○ グリーンコンシューマー運動推進のための情報を提供します。 (別紙『3-2②2ページ重点アクション2(1)』にも記載)	○	広報等により啓発しました。	
			○ 授業や学校活動において、児童・生徒が4Rについて学習する機会を増やします。 (別紙『3-2②2ページ重点アクション2(1)』にも記載)	○	小・中学校の家庭科・総合的な学習の時間等の中で取り組みました。	
		6 リフューズ・リデュースの推進	○ マイバッグ持参運動を推進します。 (別紙『3-2②2ページ重点アクション2(1)』にも記載)	□	青梅市オリジナルマイバッグを作成し、市民への意識調査アンケートとともにマイバッグを配布し、マイバッグ持参への啓発活動を行う予定でしたが、コロナウイルス拡大防止の観点からマイバッグ作成のみに留まりました。	
		7 リユース・リサイクルの推進	○ リターナブル・リサイクル製品を購入・使用します。	○	消耗品購入の際、グリーン購入を心がけました。	
			○ リサイクル推進協力店を支援します。 (別紙『3-2②2ページ重点アクション2(1)』にも記載)	○	リサイクル推進協力店をHPで紹介しました。また、広報により新規募集を行いました。	
			○ 修理・リフォーム・再商品化技能者を支援します。 (別紙『3-2②2ページ重点アクション2(1)』にも記載)	□	産業観光まつりで玩具修理ブースを設けていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により産業観光まつりが中止となりました。	
		○ ごみの資源化に努めます。	○	ごみの分別を行い、資源化を図りました。		
		○ 資源の集団回収を奨励します。 (別紙『3-2②2ページ重点アクション2(1)』にも記載)	○	資源物は、地域の集団回収に出すよう協力を呼び掛ける啓発を広報、ごみ減量・リサイクル通信およびHPで行いました。		
	ウ ごみ処理施設を必要としない社会の形成					
		8 できるだけ環境負荷の少ない処理方法の研究・実践	○ ごみの資源化を推進し、焼却ごみを減らします。 ○ サーマルリサイクルを含め、プラスチック類の全量リサイクルを推進します。 (別紙『3-2②2ページ重点アクション2(1)』にも記載)	○	ごみの分別を行い、資源化を図りました。	
		9 市内で実施可能なごみの処理方法の検討・実施	○ リサイクルや処理方法に関するネットワーク運動を支援し、地域内処理の仕組みづくりを検討します。 (別紙『3-2②2ページ重点アクション2(1)』にも記載)	○	市内でフードバンク活動をしている「フードバンク青梅」に、市がフードドライブで回収した食品等を寄付し、地域内における食品類の有効活用を図りました。	
		10 生ごみ等の資源化の推進	○ 生ごみ、剪定枝等の資源化を推進します。	○	生ごみについては、ダンボールコンポストの作成方法等をホームページで紹介し、啓発を行いました。また、剪定枝はチップ化して、肥料の補助剤として資源化しました。	
	(2) 廃棄物を適正に処理する	ア 一般廃棄物の適正処理				
11 ごみ処理体制の整備		○ 分別収集体制の充実に努めるとともに、より経済的・効率的な収集・処理方法の検討を行います。	○	経済的・効率的な収集・処理方法の検討を行いました。		
		○ ごみ処理施設の計画的な整備・更新等を行います。	○	リサイクルセンターの延命化計画にもとづき、設備の更新を行ったと共に、容器包装プラスチック処理ラインを新設しました。		
12 野外焼却等の防止		不法な野焼き、不適合焼却炉による焼却の取り締まりと周知に努めるとともに、指導を行います。	○	不適切な焼却の禁止については、市の広報やホームページに掲載して周知を図るとともに、苦情等があった場合には、指導を行っています。		
イ 産業廃棄物等の適正処理						
13 産業廃棄物の適正処理	○ 不法投棄の実態を把握し、対応していきます。	○	廃棄物のパトロールを実施し、産業廃棄物の場合は都に通報しています。			
14 建設発生土の適正処理	○ 建設発生土の活用について、運用・指導を行い、事業者間でスムーズに活用できるようにします。	○	活用土組合にて発生土の運用を管理し、採石場の自然環境復帰のため、活用しています。また、発生場所から活用先までの運搬について報告を得ています。			

テーマ		基本方針		
		取組の方向性		
		具体的施策	市の取組	2年度
				実施の有無
エネルギー (1) エネルギーを有効に活用する	ア 省エネルギーの推進			
	1 ライフスタイルの見直しと省エネルギー行動の実践	○ 地球温暖化対策実行計画を進めます。	○	「第4次青梅市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、取り組んでいます。
		○ 市民のライフスタイル見直し、省エネルギー活動のための情報提供として、環境家計簿等の市民向けパンフレットを作成します。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(1)』にも記載)	△	東京都作成の「家庭の省エネハンドブック」を窓口で配布しています。
		○ 省エネルギーの取り組みを進めるための環境学習を企画・開催します。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(1)』にも記載)	○	みどりのカーテンモニターやコンテストを実施しています。
		○ 省エネルギーをはじめとして、環境に配慮した取り組みを積極的に推進している事業者を認定する制度の導入を検討します。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(1)』にも記載)	△	市内事業者の地球温暖化対策の取り組み状況を把握するため、情報収集を実施しました。
	2 省エネルギー機器・設備の導入促進	○ グリーン購入を推進します。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(1)』にも記載)	○	全庁的にグリーン購入を推進し、市民に向けてパンフレットの配布を行っています。
		○ 市民のために、「環境にやさしい」という観点で見た、具体的な商品や企業の情報を提供します。	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	3 環境負荷の少ない製品の製造と購入	○ 公用車の導入の際は、低公害車を選びます。また、燃料電池自動車等の次世代自動車について調査研究します。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(3)』にも記載)	○	車両 23台を電気自動車、3台をプラグインハイブリッド車に更新しました。(新車 26台)・・・都指定低公害車区分選定。燃料電池自動車については注視していきます。
		○ 環境に配慮した電力調達契約締結に努めます。	○	「青梅市電力の調達にかかる環境配慮方針」を定め、環境に配慮した電力調達契約を締結しました。
	4 流通によるエネルギー消費の削減	(事業者:LCA(ライフサイクルアセスメント)により、環境負荷の少ない製品への改良・開発、流通・廃棄・リサイクルの検討をします。)	(○)	(取り組み対象が事業者であるため())としています。なお、環境政策課では、市内事業者を含む団体にエコドライブポスターを配布したり、窓口で「環境にやさしい」観点の商品等の情報について国等から提供されたパンフレットを配布しています。)
	イ エネルギー高度利用の推進			
	5 建築物の省エネルギー対策の推進	○ 市民の省エネルギーの取り組みを支援します。	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
		○ 「建築物環境計画制度」の周知を図ります。	○	パンフレット等が届いた場合は、窓口配布を行っています。
		○ 公共施設には、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備を積極的に導入します。	○	本庁舎等において再生可能エネルギー設備を導入するとともに、屋根貸し事業を実施しています。
6 複合的な省エネルギー施策の展開	○ 公共施設には、高効率空調設備などの省エネルギー設備を積極的に導入するとともに、BEMS(ビルエネルギー管理システム)の導入を検討します。	○	小学校特別教室等空調機整備工事、小中学校トイレ工事では、高効率空調設備、節水型便器を採用しました。ただし、BEMSの導入は行いませんでした。	
	○ 施設設備改修時には環境意識を踏まえた、省エネルギー、省CO2型の設備改修に努めます。	○	施設設備改修時には、東京都環境物品等調達方針(公共工事)に準じて、環境に配慮した材料、機器を使用しています。	
7 再生可能エネルギーを活用した自立分散型電源への移行	(市民・事業者:太陽光発電機器等の設置など再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、自然採光や自然通風など自然エネルギーの積極的な利用を進めます。)	(○)	(取り組み対象が市民・事業者であるため())としています。なお、市では本庁舎等において再生可能エネルギー設備を導入するとともに、屋根貸し事業を実施しています。また、国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。)	

テーマ	基本方針			
	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	2年度	
実施の有無			内容(未着手の場合は、その理由)	
エネルギー (2) エネルギーの地産地消を推進する	ア 再生可能エネルギー等の利用促進			
	8 太陽光発電システム等の普及・促進	○ 再生可能エネルギー等の導入を促進します。	○	屋根貸し事業の推進を行っており、市ホームページへの掲載や国等から提供されたパンフレット等を配布しました。
		○ 再生可能エネルギー等の効率的利用に向けて、蓄電池等の導入促進を図ります。	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	9 木質バイオマスエネルギーの利用促進	○ 木質バイオマスの活用に向けて、事業化の検討を行います。 (別紙『3-2②1ページ重点アクション1(2)』にも記載)	○	情報収集に努めました。
		○ 木質バイオマスの利用促進に努めます。 (別紙『3-2②1ページ重点アクション1(2)』にも記載)	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	10 小水力発電の導入検討	○ 小水力発電等の導入を検討します。 (別紙『3-2②1ページ重点アクション1(2)』にも記載)	○	導入可能性を調査しましたが、現段階での導入は困難と判断し、見送ることとしました。
	11 BDF(バイオディーゼル燃料)の利用促進	○ 廃食用油をBDF(バイオディーゼル燃料)化し、公用車などの燃料として活用します。 (別紙『3-2③3ページ重点アクション2(3)』にも記載)	○	リサイクルセンターにおけるごみ処理で使用するホイールローダの燃料としてBDFを使用しています。また、回収した廃食用油は、BDF製造業者へ売払いを行っています。
	12 その他の再生可能エネルギー等の導入検討	○ コージェネレーションシステムの普及啓発を図ります。 (別紙『3-2②1ページ重点アクション1(2)』にも記載)	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
		○ 食品系バイオマス利用設備の導入や未利用熱利用方策などについて調査・研究を行います。	○	リサイクルセンターにおけるごみ処理で使用するホイールローダの燃料としてBDFを使用しています。また、回収した廃食用油は、BDF製造業者へ売払いを行っています。
ひと (1) こころが通い合う「ふるさと」を育む	ア 人や生き物を思いやるこころの育成			
	1 自然の豊かさ、尊さを知る環境学習の推進	○ ビオトープなど、環境学習を推進します。	○	親水事業を市民団体と協働で実施しました。
	2 挨拶が行きかう、笑顔のあふれるまちづくり	(市民:人にあいさつをすること、こころで接すること、信頼感をもちあうことを大事にします。人には笑顔で接し、ユーモアを大事にします。)	(○)	(取り組み対象が市民であり、市では関係課を限定しないため)としてしています。なお、青梅市子どもルールで「心やさしく、笑顔であいさつをしよう」のもと、小学校であいさつ運動を実施しています。また、市では職員が笑顔で接遇することを心がけるとともに、部署ごとにあいさつ運動に取り組んでいます。
	イ やすらぎのある地域づくり			
	3 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	○ 公共施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。	○	市民センター等で車いす等用のスロープを設置するなどバリアフリーに取り組みました。
	4 安心して歩ける道路環境の整備	○ 安心して歩ける歩道を整備します。	○	令和元年度に幹32号線において歩道を整備しました。都市計画道路の設計作業において、歩道の整備を盛り込んでいます。
		○ 大型車両の通行マナーの向上に向けた普及啓発を行います。	○	青梅市内にある採石場等に入出入りするダンプ運転手には、春秋の運転者習会等を通じて運転マナーの向上について呼びかけを行っています。
		○ 歩行者等の安全を確保して道路工事を行います。 ○ 電線類の地中化を推進します。	○ ○	○ ○
	ウ 歴史と風土が調和したまちなみの実現			
	5 自然と調和したまちなみの保全	○ 「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、自然と調和したまちなみの保全に引き続き取り組みます。 ○ まちなみ保全に取り組む市民団体を支援します。	○ ○	平成27年度に指定した「多摩川沿い景観形成地区」において「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづく景観誘導を行いました。 青梅駅周辺景観形成地区において、景観まちづくり市民団体である「青梅宿の景観を育む会」と協働で、「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづく行為の届出等の周知活動を行いました。
6 無秩序な開発の防止	○ 市民参加、説明責任、情報公開の合意形成の仕組み作りに取り組みます。	○	開発行為については、「青梅市開発行為等の基準および手続きに関する条例」にもとづき、事業者に指導を行いました。(第4条:近隣関係住民等への周知、第5条:標識の設置、第35条:勧告、第36条:命令、第37条:発表)	

テーマ				
基本方針	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	2年度	
			実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)
ひと (2) 環境のためのネットワークを共に創る	ア パートナーシップの充実			
	7 市政への市民意見の反映	○ 政策立案段階からの市民参加の仕組みをつくります。	○	青梅市協働事業市民提案制度により、市民団体の提案テーマにもとづく事業を展開しています。
		○ ホームページを充実させ、市民と市の双方向の意見交換の仕組みをつくります。	△	市ホームページに電子メール「市民の声」、またはアンケートフォームを作成して各課で意見を集約し活用を図っています。
	8 環境情報の発信・共有化	○ 全庁的な環境政策の推進を図ります。	○	環境基本計画の推進に当たり、環境推進会議を設置しています。
		○ 窓口やインターネットで環境情報をすぐ閲覧できるようにします。	○	環境に関する情報をホームページで公開しています。
	イ 地域に根ざした環境への取り組み			
	9 子どもの視点の尊重	○ 子どもエコグループの活動を支援します。	○	おうめこどもエコクラブと、全国のこどもエコクラブ事務局をつなぐ窓口をしています。
	10 NPO等への支援	○ NPOなどの支援を行います。	○	本庁舎および各市民センターでNPO・市民活動団体に対して、活動の場所の提供および周知物等配布・掲示場所の提供を行い啓発活動を支援しました。
	11 市民参加によるまちづくりの推進	○ 市民によるまちづくりを支援します。	○	NPO法人・ボランティア団体・市民で構成する「青梅市協働事業市民推進委員会」を開催し、協働の推進を図りました。
	想像する (3) 自然を育む文化・歴史を伝える	ア 芸術・文化の創造と生活技術の伝承		
12 芸術文化を楽しむ場の充実		○ 市外の人へ郷土の文化を広く伝えます。	○	郷土博物館では、常設展示や企画展示により、郷土の歴史や文化を広く紹介しました。また、青梅市吉川英治記念館を開館し、母屋の公開や常設展示・企画展示を実施することで、郷土の文化を広く紹介しました。
		○ 芸術・文化活動に対して積極的に支援します。	○	市内で自主的な文化芸術活動を行う団体に対して、事業費の一部を助成し、文化財の所有者に対して、文化財保護のために補助金や報償金を支給しました。
13 地域文化・生活の知恵の伝承		○ 文化や生活技術などを記録し、伝承します。	○	市内の文化財などについて、青梅市文化財ニュースや広報おうめに掲載しました。
14 地域の歴史の学習と伝承	○ 昔話や民話・物語を、後の世代に伝えます。	○	青梅の民間伝承について、広報おうめ8月15日号に掲載しました。	
(4) マナーを守る地域コミュニティを育む	ア 環境に対するマナーの向上			
	15 ごみの排出ルールへの厳守	○ ごみ排出ルールの徹底に取り組みます。	○	ごみの分別をごみ情報誌、AIチャットボット、ごみ収集カレンダー、HP等で啓発しました。
	16 観光ごみの持ち帰り	○ 観光ごみの持ち帰り運動を推進します。	○	観光施設でごみ持ち帰りを促す張り紙を掲示しました。ホームページでハイキングコースと川のごみ持ち帰りについて呼び掛けました。
	17 ポイ捨て・不法投棄の防止	○ 道路の植え込みや公園等へのポイ捨てごみなど、適切に管理を行います。	○	剪定作業時等に、適正に管理を行いました。
		○ 定期的な不法投棄パトロールを強化します。	○	平日に市内全域対象にパトロールを実施しました。
		○ 喫煙のマナーアップや健康への影響について広報します。	○	市広報等での周知啓発を行っています。
		○ 公的施設での分煙を徹底します。	○	本庁舎および市民センター本館・体育館内は禁煙とし、外に喫煙所を設置して分煙を図りました。
18 ペットの飼い主のマナー向上	○ 「青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例」を運用し、ペットの飼い主のマナー向上、分煙の徹底に向けて取り組みます。	○	イエローチョーク作戦の実施、市広報等での周知啓発を行っています。	

テーマ			
	基本方針	市の取組	2年度
			実施の有無 内容(未着手の場合は、その理由)
重点アクション 1	(1) 省エネルギー対策の推進		
	○ 市民のライフスタイルを見直し、省エネルギー活動のための情報提供として、環境家計簿等の市民向けパンフレットを作成します。(別紙『3-2①5ページ「エネルギー」(1)ア1にも記載)	△	東京都作成の「家庭の省エネハンドブック」を窓口で配布しています。
	○ 省エネルギーの取り組みを進めるための環境学習を企画・開催します。(別紙『3-2①5ページ「エネルギー」(1)ア1にも記載)	○	みどりのカーテンモニターやコンテストを実施しています。
	○ 省エネ家電、高効率空調設備、HEMS、BEMS等の省エネルギー設備の導入促進に努めます。	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	○ 住宅や建築物の省エネルギー型の改修に向けた取り組みを推進します。	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	○ 省エネルギーをはじめとして、環境に配慮した取り組みを積極的に推進している事業者を認定する制度の導入を検討します。(別紙『3-2①5ページ「エネルギー」(1)ア1にも記載)	△	市内事業者の地球温暖化対策の取り組み状況を把握するため、情報収集を実施しました。
	○ グリーン購入を推進します。(別紙『3-2①5ページ「エネルギー」(1)ア2にも記載)	○	全庁的にグリーン購入を推進し、市民に向けてパンフレットの配布を行っています。
	(2) 再生可能エネルギー等の導入促進		
	○ 再生可能エネルギー等に関する情報提供に努めます。	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	○ 木質バイオマスの利用促進に努めます。(別紙『3-2①6ページ「エネルギー」(2)ア9にも記載)	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	○ 木質バイオマスの活用に向けて、事業化の検討を行います。(別紙『3-2①6ページ「エネルギー」(2)ア9にも記載)	○	情報収集に努めました。
	○ 住宅や事業所、公共施設の屋根を活用した太陽光発電の普及に努めます。	○	屋根貸し事業を実施しています。また、国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	○ 小水力発電の導入を検討します。(別紙『3-2①6ページ「エネルギー」(2)ア10にも記載)	○	導入可能性を調査しましたが、現段階での導入は困難と判断し、見送ることとしました。
	○ 各家庭から回収した廃食用油をBDF化し、公用車などの燃料として活用します。	○	リサイクルセンターにおけるごみ処理で使用するホイールローダの燃料としてBDFを使用しています。また、回収した廃食用油は、BDF製造業者へ売払いを行っています。
	○ コージェネレーションシステムの普及啓発を図ります。(別紙『3-2①6ページ「エネルギー」(2)ア12にも記載)	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	(3) 低炭素型の交通システムへの転換		
	○ 広報などを通してノーマイカーデーなど、車の使用を控えるように呼びかけます。(別紙『3-2①4ページ「大気」(2)イ10にも記載)	○	公共交通機関の推奨などを周知しています。
	○ エコドライブの重要性を周知します。(別紙『3-2①4ページ「大気」(2)イ13にも記載)	○	エコドライブステッカーの配布やポスターの掲示を行っています。
	○ 公共交通空白地域の改善に努めます。(別紙『3-2①4ページ「大気」(2)イ11にも記載)	○	河辺1～3丁目地区の住民アンケートを実施し、要望の把握に努めました。
○ 公共交通の利用促進を図ります。(別紙『3-2①4ページ「大気」(2)イ11にも記載)	○	公共交通ガイドやバスのペーパークラフトを配布し、利用促進を図りました。	
○ レンタサイクルシステムの充実を図ります。(別紙『3-2①4ページ「大気」(2)イ10にも記載)	○	東京都と公益財団法人東京都観光財団が実施した西多摩地域におけるシェアサイクル実証実験に協力しました。	

テーマ			
	基本方針	市の取組	2年度
			実施の有無 内容(未着手の場合は、その理由)
重点アクション 1	(3) 低炭素型の交通システムへの転換		
		○ 低公害車の導入促進に努めます。	○ 車両 23台を電気自動車、3台をプラグインハイブリッド車に更新しました。(新車 26台)・・・都指定低公害車区分選定。今後更新時、都指定低公害車の選定に努めます。
		○ 燃料電池自動車等の次世代自動車について調査研究します。 (別紙『3-2①5ページ「エネルギー」(1)ア3にも記載)	○ 電気自動車は導入しています。燃料電池自動車については注視していきます。
		○ 公用車の導入の際は、低公害車を選びます。 (別紙『3-2①5ページ「エネルギー」(1)ア3にも記載)	○ 車両 23台を電気自動車、3台をプラグインハイブリッド車に更新しました。(新車 26台)・・・都指定低公害車区分選定。燃料電池自動車については注視していきます。
	(4) 森林の整備による吸収源対策の推進		
		○ 森林の適正な維持管理を推進します。	○ 東京都が実施する多摩の森林再生推進事業の委託を受け、間伐および枝打ちを実施しました。また、公益財団法人東京都農林水産振興財団の森林循環事業に協力しました。
		○ 市民ボランティアや企業等と連携した森林保全活動を実施します。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)ア2にも記載)	○ 「青梅の森」において、ボランティア団体と連携して、保全活動等を行っています。また、新たな担い手としての森林ボランティアの育成と組織化を図ることを目的に、一期1年間として育成講座を実施しています。
		○ 森林保全リーダーを養成していきます。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)ア1にも記載)	○ 「青梅の森」で活動している任意のボランティア団体より、リーダー(委員長)を定めています。また、新たな担い手としての森林ボランティアの育成と組織化を図ることを目的に、一期1年間として育成講座を実施しています。
		○ 森林ボランティア活動のPRを行います。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)ア2にも記載)	○ 「青梅の森」で市と協働しているボランティア団体の活動エリアに活動内容等記した看板を設置しPRするとともに、ホームページでもPRに努めています。また、森林ボランティアの育成講座を広報により募集しています。
		○ 緑に関する活動を行っている市民団体やNPO、企業等との交流の場づくりを検討します。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)ア2にも記載)	○ 青梅りんけん、森守会の講師による、森林ボランティア育成講座を実施しています。また、市民提案型協働事業の延長として様々な団体で構成した「身近な森林の活用を考える会」の中で交流が図られています。青梅の森では、市および市民協働団体(7団体)で交流の場を設け情報交換等を行いました。
	○ 森林に対する環境保全のための、支援制度について検討します。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)ア1にも記載)	○ 任意のボランティア団体が、「青梅の森」の運営・保全について協議できる場を設けています。	
	○ 市の公共施設の建設においては、地域木材の使用に努めます。また、地域木材を使用した木製品の採用に努めます。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)イ4にも記載)	○ 施設整備の工事において木材を使用する場合は、設計図書で多摩産材を指定し、使用しています。	
	○ 地域木材の普及PRを促進します。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)イ4にも記載)	○ 森林の循環を円滑に促進するため、地域産材である多摩産材の普及PRを図り、公共施設および民間での利用拡大の推進を検討しています。	
	○ 間伐材の利用方法について検討し、間伐材の利用を推進します。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)イ4にも記載)	○ 市内の未利用の森林資源の搬出と流通を促進させるにあたり、仕組みづくりを検討するために、地域内エコシステムの実現可能性調査により実施しました。	
重点アクション 2	(1) 4Rの推進		
		○ グリーンコンシューマー運動推進のための情報を提供します。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)イ5にも記載)	○ 広報等により啓発しました。
		○ リターナブル・リサイクル製品の購入・使用を推進します。	○ 広報等により啓発しました。
		○ リサイクル推進協力店を支援します。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)イ7にも記載)	○ リサイクル推進協力店をHPで紹介しました。また、広報により新規募集を行いました。
		○ レジ袋をもらわない、マイバッグ持参運動を推進します。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)イ6にも記載)	○ 青梅市オリジナルマイバッグを作成し、市民への意識調査アンケートとともにマイバッグを配布し、マイバッグ持参への啓発活動を行う予定でしたが、コロナウイルス拡大防止の観点からマイバッグ作成のみに留まりました。
	○ 修理・リフォーム・再商品化技能者を支援します。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)イ7にも記載)	○ 産業観光まつりで玩具修理ブースを設けていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により産業観光まつりが中止となりました。	

テーマ			
	基本方針	市の取組	2年度
			実施の有無 内容(未着手の場合は、その理由)
重点アクション 2	(1)4Rの推進		
		○ 紙類、プラスチック容器包装類の再資源化を図ります。	○ 分別収集を行い、再資源化を図りました。
		○ サーマルリサイクルを含め、プラスチック類の全量リサイクルを推進します。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)ウ8にも記載)	○ ごみの分別を行い、資源化を図りました。
		○ 資源の集団回収を奨励します。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)イ7にも記載)	○ 資源物は、地域の集団回収に出すよう協力を呼び掛ける啓発を広報、ごみ減量・リサイクル通信およびHPで行いました。
		○ 民間事業者が誰でも参加できるようなリサイクルのネットワーク体制を作ります。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)ア3』にも記載)	○ リサイクル推進協力店認定制度を実施しています。
		○ リサイクルや処理方法に関するネットワーク運動を支援し、地域内処理の仕組みづくりを検討します。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)ウ9にも記載)	○ 市内でフードバンク活動をしている「フードバンク青梅」に、市がフードドライブで回収した食品等を寄付し、地域内における食品類の有効活用を図りました。
		○ 授業や学校活動において、児童・生徒が4Rについて学習する機会を増やします。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)イ5にも記載)	○ 小・中学校の家庭科・総合的な学習の時間等の中で取り組みました。
	(2)ごみ削減強化と資源化の推進		
		○ 1人1日当たりの燃やすごみ排出量を510gに減量に向けて、市民・事業者等を対象に、ごみ処理の現状等に関する講座を展開するとともに、減量についてアイデアを募集し、ごみ減量の協力を呼び掛けます。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)ア4にも記載)	○ 出前講座を実施し、市民へごみ減量の協力を呼び掛けました。
		○ ごみの分別について周知徹底を図り、ごみの資源化を推進します。	○ ごみの分別をごみ情報誌、AIチャットボット、ごみ収集カレンダー、HP等で啓発しました。
		○ 不燃残渣の資源化を推進します。	○ ガラス、陶磁器等の不燃残さを分別収集し、資源化しています。
		○ 拡大生産者責任の強化を国や都、事業者に要請します。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)ア2』にも記載)	○ 都に対して、東京都市町村清掃協議会を通じて、EPR(生産者責任)法の整備による事業者責任の拡大を国に要請するよう要望しました。
	(3)バイオマスエネルギーの活用		
		○ 間伐材や剪定枝等の木質バイオマスの活用について検討します。	○ 情報収集に努めました。
		○ 燃料となる木質チップや木質ペレットへの加工、木質バイオマスボイラーや木質ペレットストーブの導入・普及など、木質バイオマスエネルギーの活用に向けた仕組みのあり方や事業化方策について検討します。	○ 情報収集に努めました。
		○ 廃食用油の更なる回収方法について検討します。	□ リサイクルセンターへの持込みのほか、各種イベントで回収を実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大のためイベント回収は中止としました。
		○ 廃食用油をBDF化し、公用車などの燃料として活用します。 (別紙『3-2①6ページ「エネルギー」(2)ア11にも記載)	○ リサイクルセンターにおけるごみ処理で使用するホイールローダーの燃料としてBDFを使用しています。また、回収した廃食用油は、BDF製造業者へ売払いを行っています。
	○ エネルギー効率の高い廃棄物発電・熱利用設備やバイオマス利用設備の導入など、未利用エネルギーの活用方策について調査・検討します。	○ 情報収集に努めました。	

テーマ			
	基本方針	市の取組	2年度
			実施の有無 内容(未着手の場合は、その理由)
重点アクション 2	(4)農産物等の地産地消の推進		
	○ 地元産の農産物の販売促進や学校給食などへの使用を通じて、農産物の地産地消を促進します。	○	青梅市そさい振興会学校給食部会等を通じて、市内で生産された農産物を学校給食の献立に積極的に使用し、地産地消の推進に努めました。 さらに、農協を通じて青梅産米『キヌヒカリ』を3学期の各月に1回ずつ使用しました。 ※余剰分が生じたため、次年度4月に使用することとしました。 《令和2年度使用農産物》 キャベツ・小松菜・白菜・長ねぎ・人参・大根・じゃが芋・里芋・ブルーベリー・青梅産米
	○ 生ごみのたい肥化に向けた取組を推進します。	□	ダンボールコンポストを使用した生ごみたい肥化の講習会を開催する予定でしたが、コロナウイルス拡大防止の観点から中止しました。
	○ 市庁舎等の市の施設には、地域木材の使用に努めます。	○	施設整備の工事において木材を使用する場合は、設計図書で多摩産材を指定し、使用しています。
	○ 地域木材の利用促進にむけたPRを行います。	○	森林の循環を円滑に促進するため、地域産材である多摩産材の普及PRを図り、公共施設および民間での利用拡大の推進を検討しています。
	○ 小・中学校では、地域木材を使用した木製品の利用を促進します。 ○ 間伐材の利用を推進します。	○ ○	令和2年度のトイレ改修工事では、多摩産材を一部使用しました。 間伐材の利用には、東京都の森林の特徴である急傾斜地であることから、搬出コストが掛かります。また、間伐材の利用する施設・設備がないと利用促進は図れません。バイオマス等について更なる検討をしていきます。
重点アクション 3	(1)「知る」～生物多様性への理解の促進		
	○ 市民・事業者と協働で、市内の自然環境の特性ごとに、生物の生息状況調査を実施し、実施把握を行います。	○	青梅ひとと生き物イキイキプランの施策に反映しました。
	○ これまでに行われてきた保全活動や調査等のデータを集約し、青梅市生物多様性地域戦略の策定に生かします。	○	データを反映し、平成30年8月に青梅市生物多様性地域戦略「ひとと生き物イキイキプラン」を策定しました。
	○ 市民参加型のモニタリング方法を研究し、収集した市内の生物多様性に関する情報の収集・発信などの仕組みづくりを検討します。	○	青梅ひとと生き物イキイキプランの施策に反映しました。
	○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性のよりの確かな状況把握に向けた取組や市民・事業者へのPR・啓発方策のあり方を明らかにします。	○	データを反映し、平成30年8月に青梅市生物多様性地域戦略「ひとと生き物イキイキプラン」を策定しました。
	○ 生物多様性に係る情報や取り組みを多様な視点、多様な手法により発信し、生物多様性への理解を促進していきます。	○	青梅ひとと生き物イキイキプランの施策に反映しました。
	(2)「守り、育てる」～生物の生息・生育環境の保全と再生		
	○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物の生育・生息環境の保全と再生に向けた具体的取組を明らかにします。	○	データを反映し、平成30年8月に青梅市生物多様性地域戦略「ひとと生き物イキイキプラン」を策定しました。
	○ グリーンマップを作成します。 (別紙「3-2①2ページ「緑」(2)イ8にも記載)	○	平成28～29年度に生物の生息・生育環境を調査し、マップデータを作成しました。
	○ 青梅の森を、身近な里山として、市民や各種団体等と協働し保全を行います。	○	市および市と協働する市民団体(7団体)で保全活動等を実施しました。
	○ 民間林の造林や間伐等を支援するとともに、企業の森等において森林の整備を推進し、森林の多面的な機能の回復に努めます。	○	東京都が実施する多摩の森林再生推進事業の委託を受け、間伐および枝打ちを実施し、また、公益財団法人東京都農林水産振興財団の森林循環事業に協力しました。
	○ 河辺地区の「水辺の楽校」をはじめとする水辺空間の積極的な活用を推進するとともに、新たな水辺空間の整備について、関係機関と連携して検討・推進します。	□	おうめ水辺の楽校運営協議会の構成団体と親水事業を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。
○ 地域の生態系への悪影響が懸念される特定外来生物への対策を推進します。	○	アライグマ・ハクビシンの生息調査と駆除を実施しました。また、広報、HP、チラシ、ケーブルテレビを通じて、事業の市民周知を行いました。	

テーマ			
	基本方針	市の取組	2年度
			実施の有無
重点アクション 3	(3)「伝える」～生物多様性の承継	○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性を次世代に承継するための具体的取組を明らかにします。	○ データを反映し、平成30年8月に青梅市生物多様性地域戦略「ひとと生き物イキイキプラン」を策定しました。
		○ 自然環境に配慮した遊歩道・ハイキングコースの整備を行います。 (別紙『3-2①2ページ「緑」(2)イ8にも記載)	○ 「青梅の森」では、法にもとづく動植物の生息、生育地として自然環境に配慮し、散策路等の点検、修繕を実施しました。また、公園においても、自然環境に配慮し、維持管理を実施しました。
		○ 地域木材の普及PRを促進します。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)イ4にも記載)	○ 森林の循環を円滑に促進するため、地域産材である多摩産材の普及PRを図り、公共施設および民間での利用拡大の推進を検討しています。
		○ 地域木材を使用した木工の体験・販売施設を検討します。 (別紙『3-2①2ページ「緑」(1)イ4にも記載)	○ 森林ボランティア育成講座の中でネイチャークラフト教室を実施しました。
	(4)「参加する」～協働による生物多様性への取組	○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性の取組について多様な主体が参加・協働するための仕組みをつくります。	○ データを反映し、平成30年8月に青梅市生物多様性地域戦略「ひとと生き物イキイキプラン」を策定しました。
		○ 市民が動植物の実態把握調査の一部に参加する仕組みや体制、さらにその結果を活用した普及啓発の方法について検討し、実施していきます。	○ 青梅ひとと生き物イキイキプランの施策に反映しました。
		○ 市民等との協働事業等も活用し、生物多様性の取組を推進していきます。	○ 令和元年度に市民提案協働事業で蛍保護や里山に関するシンポジウムを開催しました。
		○ 生物多様性の保全と再生を目的とした活動を行う団体への支援を図り、自主的な取り組みを活性化させます。	○ おうめ環境ニュースで団体の活動紹介の記事を作成し、広く周知を行いました。
		○ 学校教育や体験学習等を通じ、将来を担う若い世代の生物多様性に係る関心と認識の向上を図ります。	○ ヤマメの飼育体験教室を第二小学校、第六小学校、第七小学校、友田小学校と協働で開催しました。また、特別の教科道徳や理科の時間をはじめ、環境教育の一環として、生命の尊さや多様性について学習しました。
		○ 生物多様性の大切さや魅力を伝えるリーダーやコーディネーターとしての人材活用・育成の仕組みづくりを進めます。	○ 青梅ひとと生き物イキイキプランのモデルプロジェクトに反映させました。
		○ 生物多様性に係る活動の情報交換・人材交流の機会・場の創出を図ります。	□ おうめ環境フェスタの出展を通して機会を提供する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。
		○ 特産物の育成や地産地消の推進、人にも環境にもやさしい環境保全型農業への転換など、持続可能な農業を推進できるよう支援します。	○ 地産地消の推進や環境保全型農業への支援など、農業振興に努めました。
		○ 遊休農地などを活用し、市民が農業にふれあうことのできる農業体験の場をつくとともに、生物多様性に係る関心と認識の向上を図る場としても活用します。	○ 市民が農業にふれあえるよう、市民農園を引き続き実施しました。
○ グリーンコンシューマー(環境に負荷の少ない行動をする消費者)が一人でも増えるよう、環境負荷の少ないライフスタイルの実践と定着に向けた普及啓発等の運動を推進します。	○ 広報等により啓発しました。		
○ 環境にやさしい企業・事業活動の推進を図ります。	○ クールビズ、ウォームビズ、エコドライブ等の周知啓発を企業等を対象に行いました。また、事業者向けの省エネやエコに関するパンフレットを窓口で配布しました。		

9 青梅ひとと生き物イキイキプラン 令和2年度 市の取組一覧

○・・・令和2年度中に実施(新型コロナウイルス感染症による延期または中止を除き令和2年度以前に一度でも実施した場合を含む。)
 □・・・令和2年度中に実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症により延期または中止となったもの(令和2年度以前から継続実施していた場合を含む。)
 △・・・調査・検討段階
 —・・・未着手

第7章 施策		基本方針		施策の柱			
1 方 針 1	取組 実態を把握し、効果的な取り組みにつなげます	実施の方向性	具体的な取組み	2年度			
				実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)		
1 方 針 1	取組 実態を把握し、効果的な取り組みにつなげます	(1) 生き物の生息・生育状況の継続的な把握と情報の活用	① 生き物の生息・生育状況調査の実施	○	市民協働による生き物調査の実施	○	平成28～29年度に青梅ひとと生き物イキイキプランの策定にあたり、市民による生き物調査員を委嘱し、生き物調査を実施しました。
			② 情報収集のしくみづくり	○	生き物情報データベースの構築	○	青梅ひとと生き物イキイキプランの策定にあたり実施した生き物調査データをまとめたものをGISとして利用できるようにしました。また、外来生物の捕獲状況をデータ化し、今後の保全計画や市民周知に活用するため、GISの改修の予算要求を行いました。
2 方 針 2	【守り、育てる】山・里・川・まちの多様な自然環境を守り、育てます	(1) 山地の保全と活用	① 自然林の保全	(秩父多摩甲斐国立公園の玄関口にあたる御岳山、高水三山周辺のブナ・イヌブナなどの自然度の高い環境については、自然公園法の国立公園制度にもとづき、国や都と連携しながら、良好な自然環境や風景の保全を図ります。)	(○)	(市では秩父多摩甲斐国立公園内については東京都環境局の御岳山・日の出山地区自然公園管理運営協議会に参加しました。)	
			② 森林整備の推進	○ 東京都の多摩森林再生事業を通じた、スギ・ヒノキの間伐	○	東京都が実施する多摩の森林再生推進事業の委託を受け、間伐および枝打ちを実施しました。また、公益財団法人東京都農林水産振興財団の森林循環事業に協力しました。	
				○ 東京都の森林循環促進事業による森づくりの推進	○	公益財団法人東京都農林水産振興財団と連携し、森林循環の促進に向けて主伐事業によるスギ・ヒノキ林を伐採し、花粉の少ないスギ等への樹種更新に努めました。	
		(2) 丘陵地の保全と活用	① 里山林の保全と活用	○ 「青梅の森事業計画」にもとづく保全と活用	○	市および市民団体との協働により里山復活に向けた樹林の保全活動を通年で実施し、間伐などで発生した材を「青梅の森」の普及啓発事業である「原木きのこ栽培教室」等で利用しました。また、北谷津湿地も協働により、ヨシ刈り、ヨシ抜き作業等の保全活動を実施しました。	
			② 湿地環境の保全				
			(3) 河川や水辺、崖線樹林や水資源の保全	① 河川の生態系の保全	○ 水生生物の調査および保全の推進	□	親水事業を通じて水生生物の調査と保全に対する周知啓発を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。
		○ 市の施設における水生生物展示や移動水族館等を通じたPR			□	親水事業を通じて水生生物展示等を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。	
		② 崖線樹林の保全		○ ルールにもとづく崖線樹林の保全	○	「立川崖線緑地保全地域」、「千ヶ瀬特別緑地保全地区」では、保全計画にもとづく維持管理を実施しました。また、周辺住民への安全性を考慮した緑地保全に努めました。	
			○ 地域連携による広域的な崖線樹林の保全	○	多摩川由来の崖線を保有する8自治体で構成される「多摩川由来の崖線の緑の保全を保全する協議会」に所属し、保全について検討する場を設けています。		
			○ 多摩川と一体となった景観の形成	○	計画で定めた区域における、樹木の伐採、間伐など一定の行為は、届け出対象として基準に適合するよう助言、指導を行っています。		
		③ 水資源の保全	○ 関係団体との連携による、源流域の森林の保全および普及啓発	□	環境フェスタにて実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。		
			○ 透水性舗装等の整備推進	○	道路占用工事における復旧の際に透水性舗装を指導しています。道路の透水性舗装整備を1箇所(幹32号線)行いました。開発行為など条例適用事業では、雨水処理は原則として浸透施設を整備して処理をしています。		
○ 雨水浸透施設・雨水小型貯留地施設設置への補助	○		雨水浸透施設補助 15件 69個 2,615千円 雨水小型貯留槽設置補助 11件 12個 245千円				
④ 水質の保全	○ 河川や地下水等の水質調査の実施	○	定期的に河川の水質調査を行っています。				
	○ 市民・事業所等の排水に関する指導・啓発	○	特定施設等を設置している33事業場に対して水質検査を3回/年行い、排水基準を超過した事業所へは、注意、指導を行いました。(新型コロナウイルス感染予防に伴い、第1回目の水質検査が中止されました。)				
	○ 計画にもとづいた公共下水道や公設浄化槽の整備推進	○	令和2年度の浄化槽整備事業については、申請にもとづき7基を新たに設置し、3基の個人所有合併処理浄化槽を受け入れました。これにより平成27年事業開始より合計288基が公設浄化槽となりました。				

第7章 施策

基本方針		施策の柱		2年度	
2 方 針 2	【守り、育てる】山・里・川・まちの多様な自然環境を守り、育てます	施策の方向性	具体的な取組み	実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)
		(4)身近な自然の保全・育成			
		①農地の保全	○ 東京都エコ農産物の生産支援	○	青梅市そさい振興会有機農業部会に対し、優良有機堆肥購入費の補助を行うとともに、環境保全型農業推進資材購入の支援を行いました。
		②生き物に配慮した公園の管理	○ 生物多様性の確保に配慮した公園樹木の伐採	○	公園利用者の利便性、安心・安全の確保を図りながら、自然環境や生物多様性の確保に配慮した伐採を実施しました。
			○ 在来種に配慮した公園樹木・草花の選定	○	公園緑地等の適正な管理・育成を図っていますが、緑を更新する際には、郷土種や在来種に配慮した樹木・草花の種類を選定するよう努めました。
		③まちなかの緑化推進	○ 生け垣設置の助成	○	生け垣設置への助成制度を継続し、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進しました。
			○ みどりのカーテンの推進	○	公共施設でみどりのカーテンを育ててもらっています。
		④緑の回廊づくり	○ 緑の連続性に配慮した街路樹の維持管理	○	枯れた街路樹の伐採を行った箇所到低木(サツキ)を200株植樹しました。
(5)特定外来生物等への対策推進・有害鳥獣による被害の防止					
		①特定外来生物等への対策推進	○ 外来種等の調査および対策の検討および推進	○	アライグマ・ハクビシンの生息状況調査および駆除対策を実施しました。
			○ 市内に生息・生育する侵略的外来種のリスト化	○	平成28～29年度に調査を実施し、得られたデータをリストにしました。
		①特定外来生物等への対策推進	○ 外来種の飼育等に関する市民への情報発信	○	外来種に関する情報を広報、HP、ケーブルテレビで情報発信しました。また、市内小中学校や市民センターにチラシを配布しました。
			○ 特定外来生物の対策検討	○	アライグマ・ハクビシンの生息状況調査および駆除対策を実施しました。また、外来種防除のチラシを市内小中学校や市民センターに配布し、啓発を行いました。また、「青梅の森」では、青梅の森事業計画書にもとづく外来種対策として、「青梅の森」内で確認された特定外来生物として、植物では「オオキンケイギク」、動物では「アライグマ」の駆除・捕獲を実施しました。
		②有害鳥獣による被害の防止	○ 鳥獣被害の調査・対策	○	農作物被害防止のため、東京都猟友会青梅地区と業務委託契約を結び、有害鳥獣の捕獲に努めました。
			○ 被害防止のための市民への情報発信	○	農業委員会だより等で、被害防止のためのPRを行いました。
			○ 市内猟友会や周辺自治体との連携による有害鳥獣の捕獲	○	東京都猟友会青梅地区と業務委託契約を結び、有害鳥獣の捕獲に努めるとともに、周辺自治体と協定を結び駆除に努めました。
			○ 東京都・周辺自治体と連携した対策の検討	○	東京都から有害駆除の補助を受けるとともに、周辺自治体と連携し、駆除に努めました。
(1)生物多様性の恵みを活かした産業振興・文化振興					
3 方 針 3	【活かす】生物多様性の恵みを、まちづくりに活かします	①遊歩道・ハイキングコースの普及	○ 遊歩道・ハイキングコースの適正な維持管理	○	シルバー人材センターおよび地元自治会等に委託し、トイレ清掃やハイキングコースの維持管理を行っています。
			○ ハイキングや登山のフィールドとしてのPR	○	各種観光イベントや観光施設において、ハイキングコースMAPなどを設置・配布し、PRを行っています。
		②自然資源を活かした観光振興	○ 豊かな自然や歴史・文化を活用した観光商品の検討	○	令和元年度におうめ！観光戦略創造プロジェクトにおいて、市内文化財等をめぐるサイクリングコースを造成し、サイクリングMAPを作成し観光協会HPなどで周知しています。
		③生物多様性の恵みを活かした特産品づくり	○ 6次産業化の推進	○	霞園芸生産組合に対し、補助を行い、6次産業化の推進に努めました。
		④自然が育む文化の継承	○ 地場産業や伝統工芸の記録・保存	○	市民から青梅の林業や青梅夜具地に関する資料などの寄贈を受け、保存しました。
○ 昔話や民話の記録・保存	○		青梅の民間伝承について、広報おうめ8月15日号に掲載しました。		

第7章 施策					
基本方針					
施策の柱					
実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)	施策の方向性	具体的な取組み		
3 方針3	【活かす】生物多様性の恵みを、まちづくりに活かします	(2)地域木材の活用			
		①地域木材の活用推進	○ 公共施設における積極的な地域木材の活用	○	施設整備の工事において木材を使用する場合は、設計図書で多摩産材を指定し、使用しています。
			○ 地域木材を使用した木工製品の流通体制や、地元産の木材の安定調達方法の検討	○	森林の循環を円滑に促進するため、地域産材である多摩産材の普及PRを図り、公共施設および民間での利用拡大の推進を検討しています。
			○ 木工体験の実施	○	森林ボランティア育成講座で、ネイチャークラフト教室を実施しました。
		②地域木材の普及PR	○ さまざまな機会をとらえた地域木材の普及PR	○	森林の循環を円滑に促進するため、地域産材である多摩産材の普及PRを図り、公共施設および民間での利用拡大の推進を検討しています。
			○ 木質バイオマスエネルギーの有効活用の推進に向けた検討	○	情報収集に努めました。
		(3)河川や水辺の活用			
		①水辺の活用	○ 「水辺の楽校」を通じた水辺の活用	□	親水事業を市民団体と協働で実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。
		②新たな水辺空間の整備の検討	○ 新たな水辺空間の整備の検討	○	台風被害等による水辺の環境の変化について、水辺環境団体から情報収集を行い、検討を行いました。
		(4)農とのふれあいの推進			
		①地産地消の推進	○ 学校給食における地場農産物の活用	○	学校給食の献立に地場農産物を積極的に使用しました。 ≪使用した地場農産物≫ キャベツ・小松菜・白菜・人参・長ねぎ・大根・じゃが芋・里芋・精米・ブルーベリー 10品目 ※ 精米は、1月～3月で各1回使用 なお、余剰分が生じたため、次年度4月に使用することとした。 ※ ブルーベリーは、ゼリーに加工して提供
			○ 直売所等の支援	○	軽トラ市を実施し、地産地消の推進に努めました。
②農業体験の場づくり	○ 市民農園の運営	○	市民農園16か所、800区画の利用運営を図りました。		
	○ 農家開設型市民農園および農業体験農園の開催支援	○	農家開設型市民農園と農業体験農園の開設者を広報で募集しました。		
	○ 花木園の体験学習農園の貸し出し	○	花木園の体験学習農園の貸し出しを行いました。		
4 方針4	【広める】青梅の魅力を伝え、自然や生き物の魅力を伝えます	(1)生物多様性に関する普及啓発			
		①生物多様性に関する情報発信	○ 市のHPや市の施設等を活用した生物多様性に関する情報発信	○	おうめ環境ニュースに記事を掲載し、公共施設や市内小中学校等への配布を通して、市民啓発を行いました。
			○ 生物多様性に関する啓発資料の作成	○	アライグマ・ハクビシンや、オオキンケイギクの周知チラシを作成し、市内小中学校や市民センターに配布しました。
			○ 観光客が多く訪れる施設等との連携による情報発信	○	おうめ環境ニュースに記事を掲載し、JR各駅(青梅、東青梅、河辺、小作)や観光協会、市の施設等に送付しました。
②イベント等を通じた普及啓発	○ おうめ環境フェスタの開催	□	おうめ環境フェスタで生物多様性パネル展示等を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。		
5 方針5	【参加・協働する】みんなが生物多様性の保全に取り組む	(1)協働の推進			
		①市民参加の調査のしくみづくり	○ 市民参加の調査のしくみの検討	○	平成29年度に市民参加の調査に活用するため、市内の生き物の生息・生育状況の基礎資料となる生き物調査実施データを集約し、GISシステムに反映しました。
		②市民協働の取組み推進	○ 市民提案協働事業の活用による生物多様性の取組み推進	○	市民提案協働事業において、「生物多様性に関する普及啓発」「地球温暖化対策」をテーマとした事業の提案を募集しました。
		③市民活動の支援	○ 市民による公共空間の保全活動や美化活動の支援	○	公共の場の清掃のため、ごみ袋(ボランティア袋)を支給するとともに、排出されたごみの収集支援も行いました。
			○ 市民団体の活動を発表できる場の提供	○	おうめ環境ニュース内に市民団体紹介のページを作成し、活動内容について広く周知を行いました。
④情報交換・人材交流の場づくり	○ 生物多様性にかかわる活動の情報交換・人材交流の機会・場の検討	□	おうめ環境フェスタで機会を提供する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。		

第7章 施策					
基本方針					
施策の柱					
実施の有無	2年度	施策の方向性	具体的な取組み		
		内容(未着手の場合は、その理由)			
5 方 針 5	に「参加・協働する」みんなが丸となって、生物多様性の保全	(2)人材の育成			
		①人材育成・活躍の機会づくり	○ 本市の自然環境に詳しい人材の把握と活用 ○ 森林ボランティア育成講座の開催	○	生物多様性の保全等を行う方に、生物多様性保全協議会の委員として参加してもらっています。
		②学校における環境学習の推進	○ 畑や水田での生産体験学習の推進	○	新たな担い手としての森林ボランティアの育成と組織化を図ることを目的に、一期1年間として育成講座を実施しています。
			○ 学校ビオトープの活用	○	総合的な学習の時間にて、農家の協力を得て、生産体験等を行いました。
			○ 学校における環境学習の推進	○	総合的な学習の時間等で、体験的な学習等を行いました。
		③体験学習等の場づくり	○ 生き物や自然環境をテーマとして盛り込んだ講座の実施	○	飛び出せ！夏のサイエンスキッズという夏休みの小学生向け科学講座にて、生物に関する講座を行いました。
		(3)環境配慮行動の推進			
		①環境負荷の少ない生活様式の推進	○ 環境に配慮した商品についての普及・啓発 ○ 公共施設における環境配慮のアピールを通じた環境配慮行動の推進(施設所管課、環境政策課)	○	グリーン適用品の購入を推進しました。
			○	本庁舎は、自然換気システム、太陽光発電、雨水利用等の環境に配慮した建物であることをホームページ等でお知らせしました。定期的な芝刈り、草むしり、低木剪定等により緑地を保全するとともに、総合体育館に観葉植物を常設し、施設緑化によるアピールを行いました。	
		②環境にやさしい事業者・事業活動の促進	○ 事業者のCSR活動や環境活動への参加促進	○	CSR活動や環境活動に積極的な事業者へ市施設業務の推薦をしました。

10 第2次環境基本計画環境目標値に対する直近値

指標	目標値	直近値
森林面積	6,464ha	6,464ha (令和元年度)
経営耕地面積	201ha	155ha (平成27年度)
河川(市内各地点)のBOD環境基準達成度	100%	100% (令和2年度)
二酸化硫黄濃度(市役所屋上)(年平均)	0.001ppm	0.001ppm (令和2年度)
大気中ダイオキシン類濃度(市役所2階テラス)	0.016~0.014 pg-TEQ/m ³	0.019~0.0082 pg-TEQ/m ³ (令和2年度)
主要交差点における二酸化窒素の測定値(ppm)	0.026~0.010ppm	0.017~ 0.006ppm (令和2年度)
主要道路における騒音の測定値(dB)	72~50dB以下	70~57dB (令和2年度)
市民1人1日当たりの燃やすごみ排出量	510g	562g (令和2年度)
市民1人1か月当たりの電力使用量	388kWh/人・月	384kWh/人・月 (令和2年度)

§ 3 地球温暖化対策

1 青梅市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要

地球温暖化は、化石燃料の消費や森林破壊といった人為的要因によって、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの大気中濃度が高くなることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

地球温暖化対策に向けた動向として、地球温暖化による気候変動リスクを低減するため、国内では「日本の約束草案」において2030（令和12）年度削減目標（温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減）が示されました。また、パリ協定等において、地球の平均気温上昇を産業革命前と比べて2℃未満に抑えることが世界共通の目標となりました。

青梅市では今までに、青梅市地球温暖化対策実行計画として、第1次計画（平成17年度～平成21年度）、第2次計画（平成22年度～平成26年度）および第3次地球温暖化対策実行計画（平成27年度～平成31年度）を策定し、地球温暖化防止に向けて取り組みを進めてまいりました。

現在は、令和2年度から第4次計画の期間中となり、各種環境施策に取り組んでおります。

(1) 計画の位置付け

平成11年4月施行の「地球温暖化対策の推進に関する法律」により地方公共団体に策定とその実行が義務付けられたことにもとづき、平成26年3月に策定した第3次青梅市地球温暖化対策実行計画が31年度末に計画期間の終了を迎え、新たに、「第4次青梅市地球温暖化対策実行計画 市職員による環境負荷低減のための率先行動計画」を策定するものです。

この計画は、青梅市環境基本条例および青梅市環境基本計画の基本理念にもとづき、市の温室効果ガス排出抑制対策を具体的に実行していくものです。

(2) 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

(3) 削減目標

平成29年度の排出量を基準として、令和6年度までに15%削減する。（青梅の森の吸収源を含みます。）

(4) 率先行動計画

市は、市民・事業者の環境保全に関する自主的な取組を推進する立場にあり、市自らが率先して、これらの課題に取り組む必要があることから、率先行動計画として次の職員エコアクションを実践します。

ア 日常の事務・事業に関する取組

- ① 電気・燃料使用量の削減
- ② 自動車燃料使用量の削減
- ③ 省資源・リサイクルの推進
- ④ 水道使用量の削減
- ⑤ グリーン購入の推進

イ 公共施設整備等に関する取組

- ① 公共施設の再編と新設・更新時の省エネ改修
- ② 省エネ・新エネ設備の積極的導入
- ③ 環境への負荷の少ない電力調達の推進
- ④ 温室効果ガスの吸収源の保全
- ⑤ 公用車の低公害車への更新と自動車利用の抑制
- ⑥ 学校および公共施設体育館等の LED 化の推進

(5) 進行管理体制

職員一人ひとりが各職場において、率先的に行動し、本計画を推進するため環境管理推進本部を設置します。この組織において、職員への啓発、行動計画の点検、評価、および公表を行うとともに、問題点を改善し、その結果を次の計画に活かすこととします。

2 青梅市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の実施結果

青梅市の行う事務および事業に関し、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定する温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン）の削減に努めた。

CO₂換算温室効果ガス排出量

(単位：kg-CO₂)

	種 類	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	合 計
		(二酸化炭素)	(メタン)	(一酸化二窒素)	(ハイドロフルオロカーボン)	
施設	29年度 (基準年度)	9,790,843.4	1,716.3	1,086.6	—	9,793,646.3
	2年度	7,180,832.2	2,096.3	1,044.5	—	7,183,973.0
	増 減	△2,610,011.2	380.0	△42.1	—	△2,609,673.3
	増 減 率	△26.7%	22.1%	△3.9%	—	△26.6%
車両	29年度 (基準年度)	174,880.5	566.3	4,909.3	3,334.5	183,690.6
	2年度	103,712.5	121.1	3,234.0	3,510.0	110,577.6
	増 減	△71,168.0	△445.2	△1,675.3	175.5	△73,113.0
	増 減 率	△40.7%	△78.6%	△34.1%	5.3%	△39.8%
合計	29年度 (基準年度)	9,965,723.9	2,282.6	5,995.9	3,334.5	9,977,336.9
	2年度	7,284,544.7	2,217.4	4,278.5	3,510.0	7,294,550.6
	増 減	△2,681,179.2	△65.2	△1,717.4	175.5	△2,682,786.3
	増 減 率	△26.9%	△2.9%	△28.6%	5.3%	△26.9%

※ 電気自動車（プラグインハイブリッド車含む）を新規で26台購入し、利用を推進した。庁用自動車171台のうち電気自動車等は40台となり、電気自動車等の割合は23.4%となった。

§ 4 公害対策

I 大気

1 大気汚染等にかかる環境基準

(1) 環境基準

環境基準とは、大気の汚染等にかかる環境上の条件について、人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として政府が定めるものであり、大気汚染関係の環境基準については次のように定められています。

この環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用されません。

(環境基本法第16条、昭和48年環境庁告示第25号、昭和53年環境庁告示第38号、平成9年環境庁告示第4号、平成11年環境庁告示第68号、平成13年環境省告示第30号、平成21年環境省告示第33号、平成30年11月環境省告示第100号)

物質	環境上の条件
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

[参考] 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針（昭和51年8月13日中央公害対策審議会答申）

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

(2) 環境基準の評価方法

環境基準の評価方法は、短期的評価と長期的評価があります。

通達では、二酸化硫黄*¹、一酸化炭素*¹、浮遊粒子状物質*¹については短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素*²、微小粒子状物質*³については長期

的評価、光化学オキシダント*¹については短期的評価が定められています。

一般に、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価、一酸化炭素、光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われています。

ア 短期的評価

測定を行った日についての1日平均値、8時間値、または各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

イ 長期的評価

(ア) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準値を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価します。

(イ) 二酸化窒素の場合

年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を、環境基準(0.06ppm)と比較して評価します。

(ウ) 微小粒子状物質の場合

測定結果の年平均値を長期基準(1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)と比較するとともに、年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を短期基準(1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)と比較して評価を行います。

(ア)、(イ)は年間の測定時間が6,000時間未満のもの、(ウ)は年間の有効測定日(1日20時間以上の測定時間を有する日)が250日未満のものは評価することができません。)

※ 環境庁および環境省通達

- *1 昭和48年6月12日付環大企第143号「大気汚染に係る環境基準について」
- *2 昭和53年7月17日付環大企第262号「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」
- *3 平成21年9月9日付環水大総発第090909001号「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」

2 大気汚染常時測定

東京都では、本市役所に一般環境大気測定局（呼称：青梅）を設置し、次の項目について測定をしています。

(1) 二酸化窒素（NO₂）の測定結果

項 目		年 度					
		27	28	29	30	元	2
環境基準達成状況		○	○	○	○	○	○
日平均値の98%値 (ppm)	青梅	0.017	0.015	0.016	0.017	0.013	0.013
	多摩部最大	0.035	0.033	0.036	0.037	0.029	0.032
多摩部適合状況	局数	17/17	17/17	17/17	16/16	16/16	16/16
	適合%	100	100	100	100	100	100
都適合状況	局数	44/44	44/44	44/44	43/43	43/43	43/43
	適合%	100	100	100	100	100	100
時間値の年平均値 (ppm)	青梅	0.008	0.007	0.008	0.007	0.006	0.006
	多摩部平均	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011	0.011
日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	0	6	3	2	0	8
日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	0	8	3	3	0	10
日平均値の最大値 (ppm)	青梅	0.025	0.019	0.019	0.023	0.017	0.017
	多摩部最大	0.039	0.047	0.043	0.041	0.039	0.046

(2) 浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果

項 目		年 度					
		27	28	29	30	元	2
環境基準達成状況		○	○	○	○	○	○
日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	青梅	0.039	0.031	0.030	0.031	0.031	0.032
	多摩部最大	0.054	0.048	0.042	0.051	0.056	0.047
多摩部適合状況	局数	19/19	19/19	19/19	18/18	18/18	18/18
	適合%	100	100	100	100	100	100
都適合状況	局数	47/47	47/47	47/47	46/46	46/46	46/46
	適合%	100	100	100	100	100	100
時間値の年平均値 (mg/m ³)	青梅	0.014	0.012	0.012	0.012	0.011	0.010
	多摩部平均	0.017	0.016	0.016	0.016	0.014	0.013
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	1	2	0	0	0	1
日平均値の最大値 (mg/m ³)	青梅	0.049	0.050	0.035	0.045	0.040	0.048
	多摩部最大	0.086	0.074	0.056	0.074	0.080	0.070
環境基準を超えた日が連続した時の延日数 (日)	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0

(3) オキシダント (O_x 5~20時) の測定結果

項 目	年 度						
	27	28	29	30	元	2	
環境基準達成状況	×	×	×	×	×	×	
時間値の年平均値 (ppm)	青梅	0.034	0.033	0.035	0.035	0.034	0.033
	多摩部平均	0.033	0.033	0.034	0.034	0.034	0.033
多摩部適合状況	局数	0/17	0/17	0/17	0/16	0/16	0/16
	適合%	0	0	0	0	0	0
都適合状況	局数	0/41	0/41	0/41	0/40	0/40	0/40
	適合%	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	青梅	98	86	106	94	96	78
	多摩部合計	1695	1413	1715	1544	1473	1263
1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	青梅	539	454	542	538	512	370
	多摩部合計	9028	7381	8678	8626	7621	6252
1時間値が0.12ppm以上の日数 (日)	青梅	4	0	2	2	1	0
	多摩部合計	106	30	22	48	34	12
1時間値が0.12ppm以上となった時間数 (時間)	青梅	9	0	2	3	2	0
	多摩部合計	231	48	37	89	61	15
日平均値の最大値 (ppm)	青梅	0.090	0.071	0.082	0.075	0.083	0.070
	多摩部最大	0.101	0.076	0.088	0.093	0.087	0.074

(4) 二酸化硫黄 (SO₂) の測定結果

項 目	年 度						
	27	28	29	30	元	2	
環境基準達成状況	○	○	○	○	○	○	
日平均値の2%除外値 (ppm)	青梅	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	多摩部平均	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.002
多摩部適合状況	局数	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9
	適合%	100	100	100	100	100	100
都適合状況	局数	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20
	適合%	100	100	100	100	100	100
時間値の年平均値 (ppm)	青梅	0.002	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
	多摩部平均	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0
日平均値の最大値 (ppm)	青梅	0.003	0.003	0.001	0.002	0.001	0.001
	多摩部最大	0.004	0.004	0.003	0.004	0.005	0.003
環境基準を超えた日が連続した時の延日数 (日)	青梅	0	0	0	0	0	0
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0

(5) 一酸化炭素 (CO) の測定結果

項 目		年 度					
		27	28	29	30	元	2
環境基準達成状況		○	○	○	○	○	○
日平均値の2%除外値 (ppm)	青梅	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4
	多摩部最大	0.4	0.5	0.5	0.4	0.3	0.4
多摩部適合状況	局数	5/5	5/5	5/5	4/4	4/4	4/4
	適合%	100	100	100	100	100	100
都適合状況	局数	11/11	11/11	11/11	10/10	10/10	10/10
	適合%	100	100	100	100	100	100
時間値の年平均値 (ppm)	青梅	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	多摩部平均	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
日平均値の最大値 (ppm)	青梅	0.4	0.4	0.3	0.5	0.3	0.4
	多摩部最大	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5

(6) 微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果

項 目		年 度					
		27	28	29	30	元	2
環境基準達成状況		○	○	○	○	○	○
日平均値の年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	青梅	11.0	9.8	10.2	9.8	8.4	8.8
	多摩部平均	13.1	11.7	11.9	11.4	9.6	9.0
日平均値の98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	青梅	29.4	24.9	22.9	24.2	22.6	23.8
	多摩部最大	31.7	32.3	29.6	30.7	24.4	26.2
多摩部適合状況	局数	19/19	19/19	19/19	18/18	18/18	18/18
	適合%	100	100	100	100	100	100
都適合状況	局数	40/47	46/47	41/47	46/46	46/46	46/46
	適合%	85.0	97.9	87.0	100	100	100
日平均値の最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	青梅	35.8	33.8	26.4	29.2	26.5	29.4
	多摩部最大	44.4	47.8	41.1	37.4	33.3	32.0

※出典：大気汚染常時測定局測定結果報告 東京都環境局

3 光化学スモッグ（光化学オキシダント）

光化学スモッグは、大気中の窒素酸化物（NO_x）や炭化水素（HC）が太陽の紫外線を受けて、光化学反応を起こし生成される二次汚染物質が高濃度になって発生する現象で、目やのどなどの痛みを引き起こしたり、植物に被害を与えたりします。

東京都から学校情報、注意報、警報等が発令されると、各市民センター、学校等、関係機関に連絡し、看板等を設置し注意を呼び掛けています。

令和2年度に、本市が位置する多摩西部地域に発令された光化学スモッグ学校情報は3回でした。

なお、注意報、警報および重大緊急報の発令はありませんでした。

(1) 令和2年度発令日数 （単位：日）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
学校情報発令日数	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	17

(2) 過去の発令日数（平成27年度から令和元年度） （単位：日）

令和元年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7
学校情報発令日数	0	3	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	6	16

平成30年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	9
学校情報発令日数	1	1	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	11	22

平成29年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20
学校情報発令日数	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	62

平成28年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
学校情報発令日数	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5	15

平成27年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	4	14
学校情報発令日数	0	4	1	8	3	0	0	0	0	0	0	0	16	25

4 交差点等大気汚染調査

市では、大気汚染の原因の1つとされる二酸化窒素（NO₂）について、道路沿道等の局地的大気汚染状況と季節変動を把握するため、主要交差点等12か所において夏期・冬期の年2回調査を行っています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、夏季のみ調査を実施しました。

(1) 令和2年度の調査結果 (単位：ppm)

調査地点	二酸化窒素	
	夏期 (6.23~6.24)	冬期
青梅新町	0.017	-
友田	0.006	-
長淵七丁目	0.013	-
青梅市民会館南	0.011	-
御岳橋	0.007	-
成木五丁目	0.007	-
青梅四小前	0.013	-
梅郷四丁目	0.007	-
今寺	0.016	-
友田町4丁目	0.016	-
七日市場	0.017	-
新岩蔵大橋	0.010	-
平均	0.012	-

※二酸化窒素（NO₂）に係る環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

※冬期調査は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(2) 過去の調査結果（平成27年度から令和元年度） (単位：ppm)

§ 青梅新町

§ 友田

§ 長淵七丁目

項目 年度	二酸化窒素		項目 年度	二酸化窒素		項目 年度	二酸化窒素	
	夏期	冬期		夏期	冬期		夏期	冬期
元年度	0.023	0.017	元年度	0.016	0.018	元年度	0.015	0.017
30年度	0.023	0.022	30年度	0.024	0.020	30年度	0.018	0.017
29年度	0.024	0.025	29年度	0.022	0.021	29年度	0.016	0.013
28年度	0.019	0.017	28年度	0.015	0.017	28年度	0.011	0.012
27年度	0.021	0.028	27年度	0.020	0.028	27年度	0.017	0.024



§ 青梅市民会館南

項目 年度	二酸化窒素	
	夏期	冬期
元年度	0.013	0.010
30年度	0.014	0.015
29年度	0.015	0.012
28年度	0.011	0.011
27年度	0.014	0.021



§ 御岳橋

項目 年度	二酸化窒素	
	夏期	冬期
元年度	0.007	0.007
30年度	0.010	0.010
29年度	0.008	0.007
28年度	0.005	0.007
27年度	0.008	0.015



§ 成木五丁目

項目 年度	二酸化窒素	
	夏期	冬期
元年度	0.009	0.006
30年度	0.011	0.010
29年度	0.010	0.009
28年度	0.006	0.009
27年度	0.010	0.013



§ 青梅四小前

項目 年度	二酸化窒素	
	夏期	冬期
元年度	0.015	0.015
30年度	0.018	0.018
29年度	0.018	0.018
28年度	0.015	0.016
27年度	0.019	0.025



§ 梅郷四丁目

項目 年度	二酸化窒素	
	夏期	冬期
元年度	0.011	0.007
30年度	0.013	0.011
29年度	0.011	0.009
28年度	0.008	0.009
27年度	0.012	0.018



§ 今寺

項目 年度	二酸化窒素	
	夏期	冬期
元年度	0.018	0.011
30年度	0.023	0.022
29年度	0.028	0.017
28年度	0.015	0.010
27年度	0.016	0.021



§ 友田町4丁目

項目 年度	二酸化窒素	
	夏期	冬期
元年度	0.010	0.008
30年度	0.012	0.011
29年度	0.016	0.009
28年度	0.005	0.008
27年度	0.012	0.018



§ 七日市場

項目 年度	二酸化窒素	
	夏期	冬期
元年度	0.019	0.015
30年度	0.024	0.021
29年度	0.021	0.018
28年度	0.015	0.012
27年度	0.019	0.024

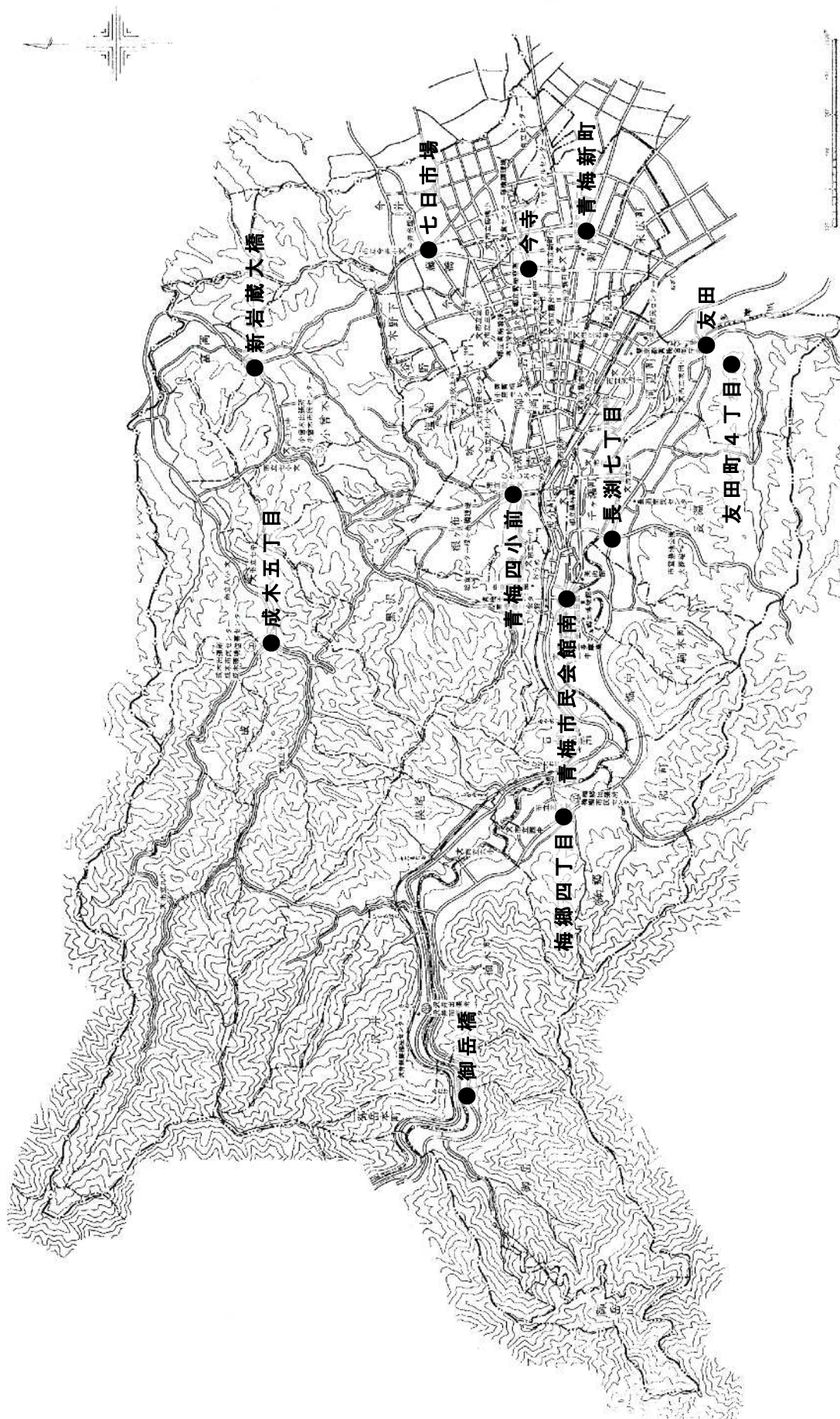


§ 新岩蔵大橋

項目 年度	二酸化窒素	
	夏期	冬期
元年度	0.014	0.012
30年度	0.015	0.014
29年度	0.017	0.014
28年度	0.009	0.010
27年度	0.014	0.019



交差点等大気汚染調査地点



5 大気中重金属調査

大気中の重金属の状況を把握するため、主要施設6か所において、年1回調査を行っています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

調査項目および結果については、下記のとおりです。

調査項目：粉じん量（浮遊粒子状物質：SPM）、バナジウム(V)、カドミウム(Cd)、鉛(Pb)、銅(Cu)、ニッケル(Ni)、亜鉛(Zn)、全クロム(Cr)、マンガン(Mn)、鉄(Fe)

(1) 令和2年度調査結果

実施なし。

(2) 過去の調査結果（平成27年度から令和元年度）

§第五小学校

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
元年度	2.2.4~5	曇	0.0040	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.005	<0.01
30年度	31.1.29~30	晴	0.0093	<0.003	<0.001	<0.005	0.004	<0.003	0.003	<0.001	<0.003	<0.01
29年度	30.1.29~30	晴	0.0097	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.01
28年度	29.1.30~31	晴	0.0068	<0.003	<0.001	0.009	0.005	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	0.02
27年度	28.1.25~26	晴	0.0069	<0.003	<0.001	<0.005	0.031	<0.003	0.010	0.001	0.005	0.12
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

§沢井市民センター

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
元年度	2.2.4~5	曇	0.0051	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.005	<0.01
30年度	31.1.29~30	晴	0.0122	<0.003	<0.001	<0.005	0.017	<0.003	0.007	<0.001	<0.003	0.01
29年度	30.1.29~30	晴	0.0042	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.01
28年度	29.1.30~31	晴	0.0058	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.01
27年度	28.1.25~26	晴	0.0032	<0.003	<0.001	<0.005	0.008	<0.003	0.005	<0.001	<0.003	0.02
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

§北小曾木ふれあいセンター

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
27年度	28.1.26~27	晴	0.0106	<0.003	<0.001	<0.005	0.028	<0.003	0.013	0.001	0.007	0.15
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

※北小曾木ふれあいセンターは平成28年3月に閉鎖したため、平成27年度で調査終了。

§ 第七小学校

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
元年度	2.1.30~31	晴	0.0084	0.004	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.01
30年度	31.1.31~2.1	曇	0.0089	<0.003	<0.001	<0.005	0.016	<0.003	0.004	<0.001	<0.003	<0.01
29年度	30.2.7~8	晴	0.0061	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.01
28年度	29.2.6~2.7	晴	0.0097	<0.003	<0.001	0.008	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	0.02
27年度	28.1.26~27	晴	0.0056	<0.003	<0.001	<0.005	0.014	<0.003	0.012	<0.001	0.003	0.03
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

§ 今井小学校

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
元年度	2.1.30~31	晴	0.0098	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	0.001	<0.003	<0.01
30年度	31.2.4~5	晴	0.0065	<0.003	<0.001	<0.005	0.027	<0.003	0.009	<0.001	<0.003	<0.01
29年度	30.1.30~31	晴	0.0077	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.030	<0.001	<0.003	<0.01
28年度	29.1.31~2.1	晴	0.0017	<0.003	<0.001	0.008	0.006	<0.003	0.030	<0.001	<0.003	0.03
27年度	28.1.28~29	晴	0.0100	<0.003	<0.001	<0.005	0.026	<0.003	0.017	0.001	0.005	0.06
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

§ 新町小学校

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
元年度	2.2.3~4	晴	0.0088	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	0.002	<0.003	<0.01
30年度	31.1.28~29	晴	0.0148	<0.003	<0.001	<0.005	0.014	<0.003	0.024	<0.001	<0.003	<0.01
29年度	30.2.15~16	晴	0.0102	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.01
28年度	29.2.7~8	晴	0.0010	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.01
27年度	28.1.28~29	晴	0.0165	<0.003	<0.001	0.005	0.014	<0.003	0.024	0.001	0.009	0.16
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

§ 市役所

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
元年度	2.2.3~4	晴	0.0098	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	0.002	<0.003	<0.01
30年度	31.1.28~29	晴	13.3	<0.003	<0.001	<0.005	0.020	<0.003	0.015	<0.001	<0.003	0.01
29年度	30.1.30~31	晴	8.8	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.01
28年度	29.1.31~2.1	晴	0.0033	<0.003	<0.001	0.005	0.013	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	0.04
27年度	28.2.1~2	晴	0.0048	<0.003	<0.001	<0.005	0.036	<0.003	0.025	<0.001	0.003	0.03
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

6 採石場周辺の大気中粉じん調査

採石場周辺の民家7か所において、大気中粉じん調査を行いました。いずれも環境基準以下でした。

(単位：mg/m³)

調査地点	調査期間	測定値	調査地点	調査期間	測定値
成木 8-368 付近	11. 9～ 11.10	0.020	成木 5-1102 付近	11. 4～ 11. 5	0.018
成木 8-420 付近	11.12～ 11.13	0.017	成木 7-622 付近	11. 5～ 11. 6	0.025
成木 8-853-2 付近	11. 5～ 11. 6	0.022	駒木町 2-435 付近	11.10～ 11.11	0.014
成木 5-1400 付近	11. 4～ 11. 5	0.019	平均値		0.019

※浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。



市内採石場の様子



7 酸性雨調査

酸性雨とは、工場や事業場、自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が、大気中を移流し、拡散している間に太陽光線や炭化水素、酸素、水等の働きで酸化され、硫酸塩や酸性粒子に変化し、雨水に溶け込んで酸性が強くなった雨のことをいいます。（一般にpHが5.6以下の雨を酸性雨と呼んでいます。）市では、雨水の酸性度等を把握するため、市役所屋上にて年12回調査を行っています。

(1) 令和2年度調査結果

採取期間		4.1～	5.1～	6.1～	7.1～	8.3～	9.1～
		5.1	6.1	7.1	8.3	9.1	10.1
水素イオン濃度	pH	5.1	5.3	5.0	4.7	5.8	5.8
電気伝導率	$\mu\text{S/cm}$	10	18	11	11	9	11
塩化物イオン	mg/L	0.59	0.77	0.59	0.78	0.98	0.97
硝酸イオン	mg/L	1.54	2.37	1.39	1.40	3.76	2.00
硫酸イオン	mg/L	1.45	1.78	0.88	1.54	2.33	1.77
アンモニウムイオン	mg/L	0.15	0.23	0.08	0.22	0.24	0.25
ナトリウムイオン	mg/L	0.44	0.40	0.42	0.68	0.81	0.45
カリウムイオン	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	0.11
マグネシウムイオン	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	0.10
カルシウムイオン	mg/L	0.48	0.74	0.58	0.11	1.20	0.44
全液量	mL	3500	3500	3350	3480	920	3530

採取期間		10.1～	11.2～	12.1～	1.4～	2.1～	3.1～	平均値
		11.2	12.1	1.4	2.1	3.1	3.31	
水素イオン濃度	pH	5.5	5.8	—	5.8	5.8	5.8	5.5
電気伝導率	$\mu\text{S/cm}$	4	25	—	14	10	10	12
塩化物イオン	mg/L	0.32	2.52	—	1.13	1.21	0.58	0.95
硝酸イオン	mg/L	0.52	2.81	—	1.65	0.63	0.90	1.72
硫酸イオン	mg/L	0.56	1.63	—	1.70	1.12	0.87	1.42
アンモニウムイオン	mg/L	0.56	0.97	—	0.37	0.40	<0.01	0.32
ナトリウムイオン	mg/L	0.10	1.21	—	0.92	0.77	0.35	0.60
カリウムイオン	mg/L	<0.10	0.21	—	0.22	0.10	0.11	0.12
マグネシウムイオン	mg/L	<0.10	0.13	—	0.10	0.10	<0.10	0.10
カルシウムイオン	mg/L	0.31	0.31	—	0.43	1.05	0.56	0.56
全液量	mL	3320	325	<50	1780	1550	3170	2580

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

※12月については、降雨量不足により欠測。

(2) 過去のpH平均値

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
5.5	5.4	5.6	5.3	5.3

8 ダイオキシン類調査

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の3物質の総称です。

市では市内4か所において、ダイオキシン類の調査を行いました。

(1) 令和2年度調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

調査期間	調査地点	ダイオキシン類濃度
8.19(10時)～8.26(10時)	青梅市役所屋上	0.019
	第五小学校屋上	0.011
2.5(10時)～2.12(10時)	青梅市役所屋上	0.0082
	第五小学校屋上	0.0069
	長淵市民センター駐車場	0.0068
	上長淵自治会館	0.0077

※単位：pgはピコグラムと呼び、1兆分の1gを表します。

※環境基準…1m³当たり0.6ピコグラム（pg-TEQ/m³）以下です。

※長淵市民センター駐車場および上長淵自治会館については、冬期のみの調査。

(2) 過去の調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

年度	調査期間	調査地点	ダイオキシン類濃度
令和元年度	8.21(10時)～8.28(10時)	青梅市役所屋上	0.010
		新町小学校屋上	0.012
		長淵市民センター駐車場	0.0090
		上長淵自治会館	0.011
	2.14(10時)～2.21(10時)	青梅市役所屋上	0.014
		新町小学校屋上	0.018
平成30年度	8.22(10時)～8.29(10時)	青梅市役所屋上	0.011
		第五小学校屋上	0.0074
	2.8(10時)～2.15(10時) (長淵市民センター駐車場のみ2.19～2.26に再測定)	青梅市役所屋上	0.013
		第五小学校屋上	0.010
		長淵市民センター駐車場	0.013
平成29年度	8.16(10時)～8.23(10時)	青梅市役所屋上	0.0082
		新町小学校屋上	0.012
		長淵市民センター駐車場	0.0088
		上長淵自治会館	0.014
	2.8(10時)～2.15(10時)	青梅市役所屋上	0.010
		新町小学校屋上	0.025
平成28年度	8.18(10時)～8.25(10時)	青梅市役所屋上	0.0097
		第五小学校屋上	0.0073
	2.9(10時)～2.16(10時)	青梅市役所屋上	0.0070
		第五小学校屋上	0.0083
		長淵市民センター駐車場	0.0078
		上長淵自治会館	0.0092
平成27年度	8.19(10時)～8.26(10時)	青梅市役所屋上	0.016
		新町小学校屋上	0.016
		長淵市民センター駐車場	0.011
		上長淵自治会館	0.013
	2.5(10時)～2.12(10時)	青梅市役所屋上	0.010
		新町小学校屋上	0.015

9 大気中アスベスト調査

市内の一般環境大気中のアスベスト繊維数濃度を把握するため、平成17年度より測定を始め、青梅市役所は定点として毎年測定し、東部・西部地域については、隔年で測定を行い、平成18年度からは年2回の調査を実施してきました。平成26年度からは夏期と冬期の結果に差異が見られないことから、調査内容を年2回2地点から年1回3地点としました。

WHO（世界保健機関）の評価基準によると、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い」とされています。また、大気汚染防止法において定められた基準値は10本/Lとなっています。

これまでの調査結果は、これらの基準と比べ低い値となっています。

なお、平成28年度までは環境庁告示にもとづきアスベスト繊維数濃度を、平成29年度からはアスベストモニタリングマニュアルにもとづきアスベストを含む総繊維数濃度を調査しています。

(1) 令和2年度調査結果

(単位：本/L)

調査地点	調査日	濃度
		9.4
青梅市役所		0.085
新町市民センター		0.19
梅郷市民センター		0.056

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

(2) 過去の調査結果

(単位：本/L)

年 度	調査地点	調査結果	
		夏 期	冬 期
令和元年度	青梅市役所	—	0.056
	新町市民センター	—	<0.056
	梅郷市民センター	—	0.056
平成30年度	青梅市役所	0.53	—
	新町市民センター	0.56	—
	梅郷市民センター	0.056	—
平成29年度	青梅市役所	—	<0.056
	新町市民センター	—	<0.056
	梅郷市民センター	—	0.056
平成28年度	青梅市役所	<0.2	—
	新町市民センター	<0.2	—
	梅郷市民センター	<0.2	—
平成27年度	青梅市役所	—	<0.2
	新町市民センター	—	<0.2
	梅郷市民センター	—	<0.2

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

10 微小粒子状物質調査

微小粒子状物質とは、浮遊粒子状物質のうち直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。

市では、大気中の微小粒子状物質の濃度を把握するため、平成22年度から調査を始めました。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

- (1) 令和2年度調査結果
実施なし。

- (2) 過去の調査結果 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

年 度	調査地点	調査期間	調査結果
令和元年度	梅郷市民センター	8.29～8.30	18
平成30年度	梅郷市民センター	3.11～3.12	10
平成29年度	新町市民センター	9.14～9.15	8
平成28年度	新町市民センター	3.7～3.8	7.0
平成27年度	梅郷市民センター	2.23～2.24	17.5

※ μm はマイクロメートルと呼び、100万分の1mを表します。

※単位： μg はマイクログラムと呼び、100万分の1gを表します。

※環境基準（抜粋）…1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

1.1 放射線量測定

東日本大震災の際、福島第一原子力発電所の事故により放出された、放射性物質による市内の環境の汚染状況の継続監視を行うため、空間放射線量の定期定点測定を実施しました。測定の結果、青梅市放射性物質対応指針に定めた除染基準値である $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えた地点はなく、一年を通じ大きな変化は見られませんでした。

(1) 令和2年度の測定結果

(単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$)

測定日 \ 測定地点	第二小学校	第五小学校	成木小学校	新町小学校
4.15	0.04	0.03	0.06	0.05
5.25	0.03	0.03	0.05	0.04
6.16	0.04	0.04	0.05	0.05
7.27	0.04	0.03	0.05	0.04
8.20	0.03	0.03	0.04	0.04
9.17	0.03	0.06	0.06	0.04
10.15	0.05	0.03	0.06	0.05
11.18	0.06	0.03	0.05	0.04
12.11	0.07	0.04	0.06	0.07
1.15	0.04	0.03	0.06	0.06
2.16	0.05	0.04	0.05	0.04
3.18	0.05	0.04	0.06	0.05

(2) 過去の測定結果（年平均値）

測定年度 \ 測定地点	第二小学校	第五小学校	成木小学校	新町小学校
令和元年度	0.03	0.03	0.05	0.05
平成30年度	0.04	0.04	0.05	0.05
平成29年度	0.04	0.04	0.05	0.05
平成28年度	0.04	0.04	0.06	0.05
平成27年度	0.04	0.04	0.06	0.05

II 河川等水質調査

1 河川の概要

(1) 水質汚濁にかかる環境基準

水質汚濁にかかる環境基準は、公害対策基本法にもとづき、昭和45年の閣議決定によって設定されました。さらに、近年の産業の多様化に対応できるよう、平成5年3月に環境基本法による「人の健康の保護に関する環境基準」が改正され、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等水質汚濁にかかる人の健康の保護に関する環境基準の15項目が追加されました。さらに平成11年にはふっ素、ほう素、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の3項目、平成21年には1,4-ジオキサンが追加されて現在に至っています。基準値について平成21年に1,1-ジクロロエチレン、平成23年にカドミウム、平成26年にトリクロロエチレンが改正され、下記の表のとおりとなっています。

人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/L)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム (Cd)	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
全シアン (CN)	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
鉛 (Pb)	0.01 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.05 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
ひ素 (As)	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
総水銀 (T-Hg)	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下
アルキル水銀 (R-Hg)	検出されないこと	シマジン	0.003 以下
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下	ベンゼン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	セレン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	ふっ素	0.8 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下		

生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
AA	6.5~8.5	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A		2 以下			1,000 以下
B		3 以下		5,000 以下	
C	6.0~8.5	5 以下	50 以下	5 以上	—
D		8 以下	100 以下		
E		10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと		

市内の公共用水域の類型指定と達成期間

指 定 水 域	水域類型	達成期間	指 定 年 月 日
多摩川上流(1) (和田橋より上流)	A A	イ	平成10年 6月 1日 環境庁告示第27号
多摩川上流(2) (和田橋から拝島橋まで)	A	ハ	昭和45年 9月 1日 閣議決定
成木川(埼玉県境から上流)	A	イ	平成29年 3月17日 東京都告示第463号
黒沢川、霞川(埼玉県境から上流)	A	イ	平成29年 3月17日 東京都告示第463号

(達成期間)

イ … ただちに達成 ロ … 5年以内で可及的速やかに達成

ハ … 5年を超える期間で可及的速やかに達成

主な有害物質について

カドミウム (C d)	顔料、光学ガラス製造工場などで使用されている。人体への影響としては、肺気腫、腎障害、肝障害をもたらし、また歯ぐきに黄色の着色を示したり、きゅう覚を失うような場合がある。
シアン (C N)	電気メッキ工場、熱処理工場などで使用されている。人体への影響は、数秒ないし数分程度で中毒症状が現われ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん等を起こし、死亡することもある。
鉛 (P b)	顔料製造業、印刷工場などで使用されている。大量の鉛が体内に入ると急性中毒を起こし、腹痛、おう吐、下痢、尿閉などが現われ、激しい胃腸炎とその結果起こるショックのため死亡することもある。
六価クロム (C r ⁶⁺)	電気メッキ業、顔料製造業などで使用されているほか、冷却水の腐食抑制剤としても使われている。人体への影響としては、鼻炎、咽頭炎、鼻中隔穿孔、臓器障害などがあげられる。
ひ素 (A s)	金属精錬、殺虫駆虫剤、染料、ガラス製造に使われている。体内に蓄積されやすく、おう吐、下痢、腹痛、肝炎の原因となり、接触すると皮膚炎や皮膚がんになる恐れがある。
全水銀 (T-H g)	有機水銀化合物、無機水銀化合物、金属水銀、水銀イオンなどすべての形態の水銀の総量で、乾電池、無機薬品、計量器、合成触媒などに用いられる。大量に摂取すると、歯ぐきが腐り、血便が出る。
アルキル水銀 (R-H g)	農薬等に以前使用されており、疲労感、記憶力の減退、指・手足のマヒ、運動失調、視聴覚の障害を招く。
P C B (ポリ塩化ビフェニル)	絶縁性が高いなど電気的特性に優れ、かつ、熱、酸、アルカリなどに非常に強いため、絶縁油、熱媒体やノーカーボン紙溶剤などに広く用いられたが、昭和47年に生産が中止されている。人体影響としては、多様な皮膚障害、内臓諸器の障害、ホルモンのバランスのくずれ、末梢神経の伝達速度の遅延等がある。
窒素・リン (N・P)	ボイラーの清缶剤、酸洗い排水、肥料工場、食品工場の廃水に多く含まれている。また、有リン合成洗剤、し尿、生活排水、生ごみ等に多く含まれており、東京湾のような閉鎖性水域の富栄養化の原因となる。

水の汚れを見分けるモノサシ

p H (水素イオン濃度)	液体が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値。p H 7 が中性。それよりも数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性で、河川では通常 p H 6 ～ 8 の間にあることが望ましい。
B O D (生物化学的酸素要求量)	微生物が、水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するため必要とする酸素の量。河川の汚濁の度合いを示す代表的なもので、この数値が大きいほど川は汚れていることになり、5 mg/L以下が望ましい。
S S (浮遊物質)	水中に浮いている不溶性の物質。川底にたまってヘドロになったり、魚介類に悪影響を及ぼす。河川では、通常 10 mg/L以下であることが望ましい。
D O (溶存酸素)	水中に溶けている酸素の量。酸素のない川や少ない川はいわば死んだ川で、多くの魚介類は生存できない。5 mg/L以上であることが望ましいとされている。
C O D (化学的酸素要求量)	水中の有機物を、過マンガン酸カリウムなどの酸化剤を使って、二酸化炭素や水などを分解するために必要な酸素量。海面域や湖沼の汚染の度合いを示す代表的なもので、値が大きいほど汚れていることになり、5 mg/L以下が望ましい。
M B A S (陰イオン界面活性剤)	主に合成洗剤に含まれる陰イオン界面活性剤がメチレンブルーと反応して生ずる錯体を抽出したもの。化学合成によって製造されるため分解されにくく、河川水中に含まれると発泡現象や生物体に影響を与える。
大腸菌群数	グラム陰性、孢子を作らず、乳糖を分解してガスを発生するすべての好気性および通性嫌気性桿菌を総称して大腸菌群という。これらの菌は人畜の糞尿等に広く分布し、これらの細菌が水から検出されることは、その水が人畜の糞便によって汚染されていることを示す。

(2) 河川の汚染状況

青梅市では、市内の公共用水域の水質状況の把握と河川の環境保全のため、毎年定期的に河川の水質調査を行うとともに、水質汚濁防止と監視のため、工場や事業所から公共用水域に排出される排出水の調査も行っています。また、有害物質等の蓄積を監視するため底質調査も行っています。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部の河川水質調査、排出水の調査、底質調査を中止しました。)

本市の河川の水質は、生活排水に起因する生活項目の1つである生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)について、環境基準を達成していました。

(3) 主要河川の調査結果の概要

ア 多摩川

BODについて、本流2地点(御岳橋・多摩川橋)を前年と比較してみると、御岳橋では年平均値が前年度0.6 mg/L、今年度0.5 mg/Lでした。また、多摩川橋では年平均値が前年度0.6 mg/L、今年度0.8 mg/Lでした。

環境基準については、御岳橋AA類型BOD 1 mg/L以下、多摩川橋A

類型BOD 2 mg/L以下で、両地点ともに達成していました。



御岳橋



多摩川橋

イ 成木川

BODについて、本流2地点(北小曾木川合流後・両郡橋[東京都調査])を前年と比較してみると、北小曾木川合流後では年平均値が前年度0.6 mg/L、今年度0.8 mg/Lでした。また、両郡橋では年平均値が前年度0.6 mg/L、今年度0.5 mg/Lでした。

環境基準については、両地点ともA類型BOD 2 mg/L以下で、達成していました。



北小曾木川合流後



両郡橋

ウ 黒沢川

BODについて、本流2地点(峯向橋・落合橋[東京都調査])を前年と比較してみると、峯向橋では年平均値が前年度0.6 mg/L、今年度0.5 mg/Lでした。また、落合橋では年平均値が前年度0.6 mg/L、今年度0.5 mg/Lでした。

環境基準については、両地点ともA類型BOD 2 mg/L以下で、達成していました。



峯向橋



落合橋

エ 霞川

BODについて、本流2地点（城前橋・金子橋[東京都調査]）を前年度と比較してみると、城前橋では年平均値が前年度0.9mg/L、今年度0.5mg/Lでした。また、金子橋では年平均値が前年度0.6mg/L、今年度0.6mg/Lでした。

環境基準については、両地点ともA類型BOD2mg/L以下で、共に達成していました。



城前橋



金子橋

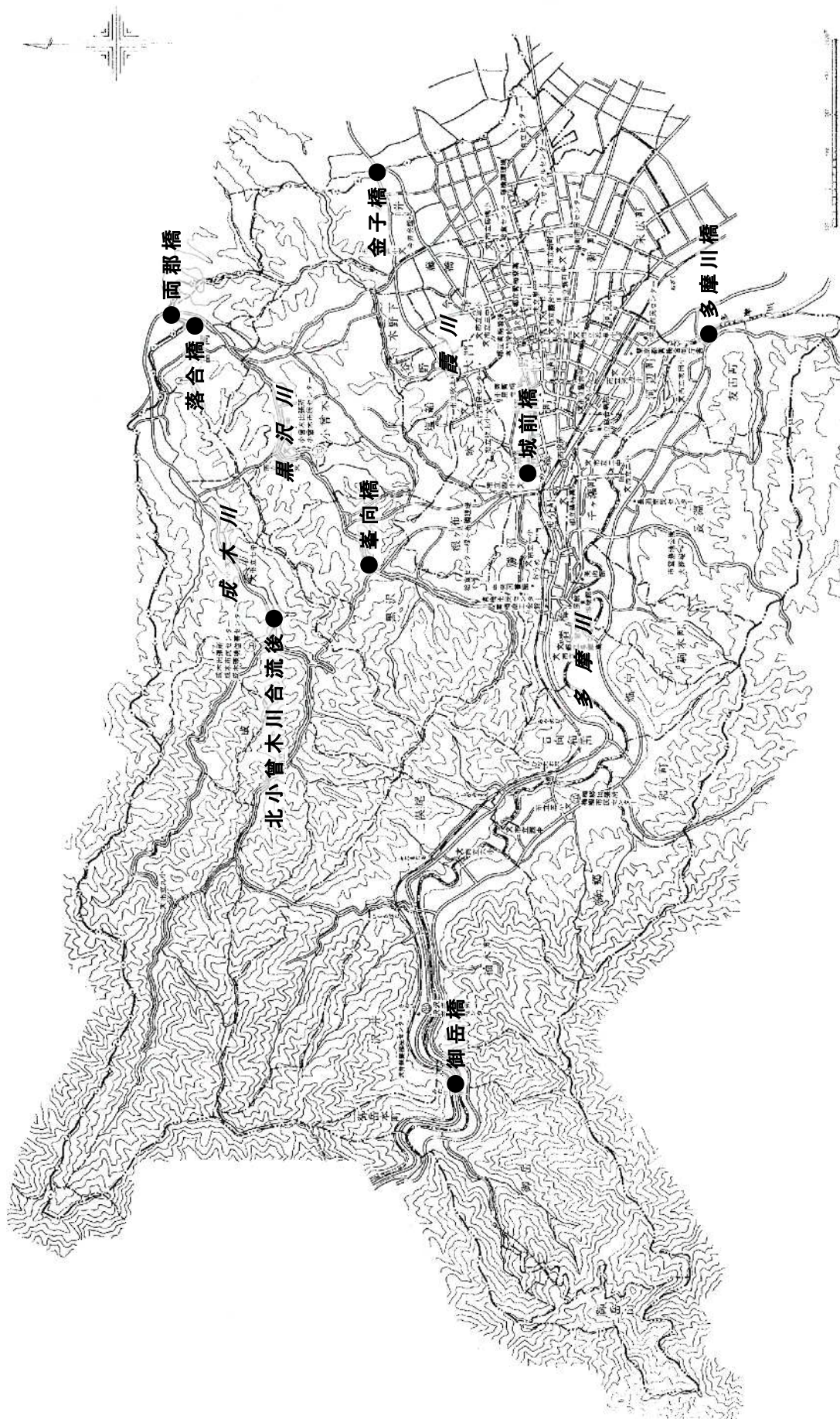
※ 市内地下水調査

環境調査のため、例年、3か所の井戸から年1回地下水を採水し、調査していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

※ 事業所水質調査

水質汚濁防止と監視のため、例年、工場や事業所から公共用水域に排出される排水を調査していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

河川水質調査地図



2 調査結果（年平均）

河川区分(類型)		多摩川本流(AA)			多摩川本流(A)			多摩川支流(なし)			
調査地点		御岳橋	神代橋	万年橋	下奥多摩橋	多摩川橋	平溝川	平溝川上流	町屋川	釜の淵排水口	田端川
現場測定項目	採取位置	右岸				流心					
	採取水深	表層				表層					
	気温 (°C)	15.0				18.9					
	水温 (°C)	9.2				14.7					
	透視(明)度 (cm)	>50				>50					
生活環境項目	pH	7.2				7.8					
	DO (mg/L)	11.2				10.9					
	BOD (mg/L)	0.5				0.8					
	COD (mg/L)					1.2					
	SS (mg/L)	2				3					
	大腸菌群数 (MPN/100mL)					410					
	全窒素 (mg/L)					0.78					
	全りん (mg/L)					0.025					
	健康項目	カドミウム (mg/L)					<0.0003				
	健康項目	全シアン (mg/L)					<0.1				
健康項目	鉛 (mg/L)					<0.002					
健康項目	六価クロム (mg/L)					<0.01					
健康項目	ひ素 (mg/L)			未実施		<0.005			未実施		
健康項目	全水銀 (mg/L)					<0.0005					
健康項目	アルキル水銀 (mg/L)					<0.0005					
健康項目	PCB (mg/L)					<0.0005					
健康項目	1,4-ジオキサン (mg/L)					<0.005					
その他の項目	全クロム (mg/L)										
	MBAS (mg/L)					<0.02					
	アンモニウム性窒素 (mg/L)					0.03					
	りん酸性りん (mg/L)					0.012					
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)					0.59					
	ふっ素 (mg/L)					0.02					
	ほう素 (mg/L)					0.01					
	亜鉛 (mg/L)					<0.001					
	ノニルフェノール (mg/L)					<0.00006					
	LAS (mg/L)					0.0017					
	追加15項目						不検出				

※追加15項目：ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン

河川区分(類型)		多摩川支流(なし)						成木川本流(A)		
調査地点		清見川	清見川上流	霞台放流渠	鷲巣川	四谷川	大荷田川	山神橋	梅ヶ平	北小曾木川合流前
現場測定項目	採取位置	流心			流心		流心			
	採取水深	表層			表層		表層			
	気温 (°C)	19.3			18.3		17.6			
	水温 (°C)	16.5			15.9		16.6			
	透視(明)度 (cm)	>50			>50		>50			
生活環境項目	pH	7.6			7.8		7.5			
	DO (mg/L)	9.3			9.6		9.4			
	BOD (mg/L)	1.0			0.6		1.0			
	COD (mg/L)									
	SS (mg/L)	<1			1		1			
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	790			4600		3833			
	全窒素 (mg/L)			未実施		未実施				未実施
	全りん (mg/L)									
	健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003			<0.0003		<0.0003		
	健康項目	全シアン (mg/L)	<0.01			<0.01		<0.01		
健康項目	鉛 (mg/L)	<0.001			<0.001		<0.001			
健康項目	ひ素 (mg/L)	<0.001			<0.001		<0.001			
健康項目	全水銀 (mg/L)	<0.0005			<0.0005		<0.0005			
その他の項目	全クロム (mg/L)	<0.01			<0.01		<0.01			
	MBAS (mg/L)									
	アンモニウム性窒素 (mg/L)	0.02			0.01		0.01			
	りん酸性りん (mg/L)	0.025			0.022		0.039			

河川区分(類型)		成木川本流 (A)			成木川支流 (なし)		黒沢川本流 (A)				
調査地点		北小曾木川合流後	直竹川合流前	黒沢川合流前	北小曾木川	二本竹川	大熊神社前	峯向橋	鉄平橋	第六中学校前	
現場測定項目	採取位置	流心	未実施				未実施		流心	未実施	
	採取水深	表層							表層		
	気温 (°C)	14.6							17.8		
	水温 (°C)	12.1							12.8		
	透視(明)度 (cm)	>50							>50		
生活環境項目	pH	7.7							7.7		
	DO (mg/L)	10.5							10.3		
	BOD (mg/L)	0.8							0.5		
	COD (mg/L)										
	SS (mg/L)	<1							<1		
健康項目	大腸菌群数 (MPN/100mL)										
	全窒素 (mg/L)										
	全りん (mg/L)										
	カドミウム (mg/L)										
	全シアン (mg/L)										
その他の項目	鉛 (mg/L)										
	ひ素 (mg/L)										
	全水銀 (mg/L)										
	全クロム (mg/L)										
	MBAS (mg/L)										
アンモニア性窒素 (mg/L)											
りん酸性りん (mg/L)											

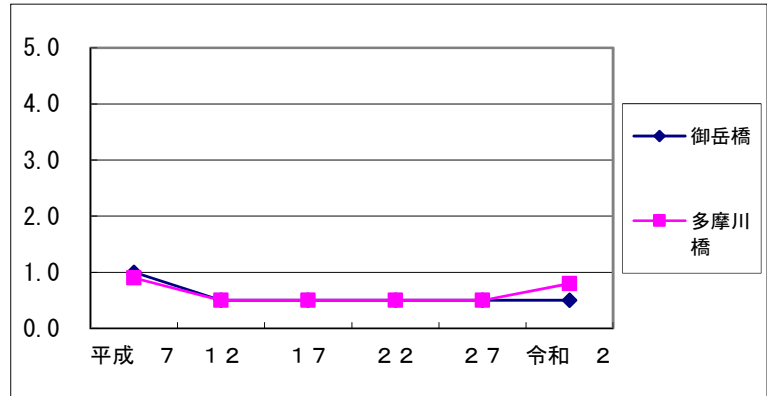
河川区分(類型)		黒沢川支流 (なし)			霞川本流(A)	霞川支流 (なし)			
調査地点		黒沢1丁目地内水路	日原沢	小布市川	城前橋	勝沼小曾木	根ヶ布川	矢端川	
現場測定項目	採取位置	未実施				未実施		流心	
	採取水深							表層	
	気温 (°C)							18.2	17.0
	水温 (°C)							15.0	15.8
	透視(明)度 (cm)							>50	>50
生活環境項目	pH							7.7	7.4
	DO (mg/L)							10.2	9.8
	BOD (mg/L)							0.5	0.5
	COD (mg/L)								
	SS (mg/L)							<1	<1
健康項目	大腸菌群数 (MPN/100mL)								
	全窒素 (mg/L)								
	全りん (mg/L)								
	カドミウム (mg/L)								
	全シアン (mg/L)								
その他の項目	鉛 (mg/L)								
	ひ素 (mg/L)								
	全水銀 (mg/L)								
	全クロム (mg/L)								
	MBAS (mg/L)								
アンモニア性窒素 (mg/L)									
りん酸性りん (mg/L)									

3 BOD経年変化（数値は年平均値）

○ 多摩川

（単位：mg/L）

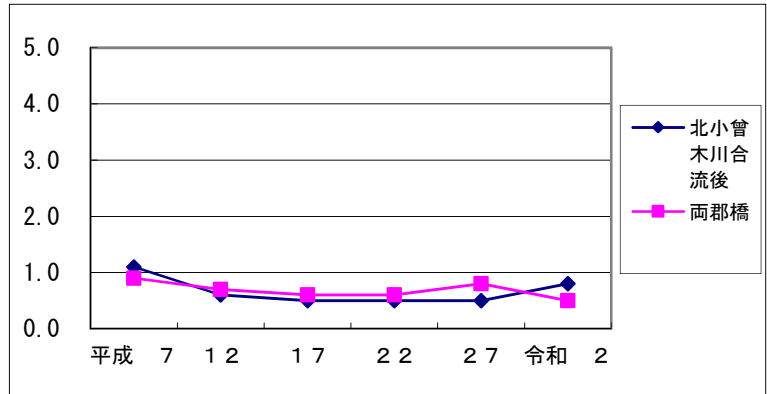
年度	御岳橋	多摩川橋
平成 7	1.0	0.9
12	0.5	0.5
17	0.5	0.5
22	0.5	0.5
27	0.5	0.5
令和 2	0.5	0.8
現在の環境基準	1 mg/L 以下	2 mg/L 以下



○ 成木川

（単位：mg/L）

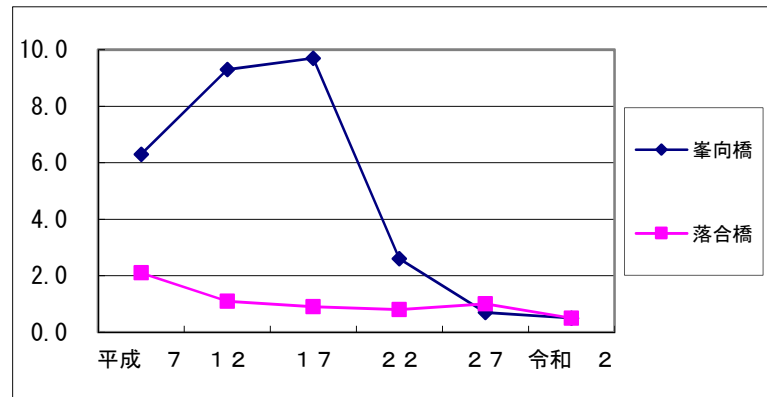
年度	北小曾木川合流後	両郡橋
平成 7	1.1	0.9
12	0.6	0.7
17	0.5	0.6
22	0.5	0.6
27	0.5	0.8
令和 2	0.8	0.5
現在の環境基準	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下



○ 黒沢川

（単位：mg/L）

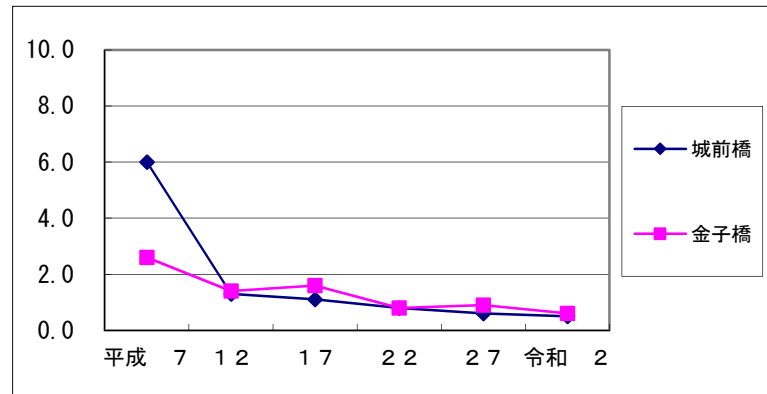
年度	峯向橋	落合橋
平成 7	6.3	2.1
12	9.3	1.1
17	9.7	0.9
22	2.6	0.8
27	0.7	1.0
令和 2	0.5	0.5
現在の環境基準	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下



○ 霞川

（単位：mg/L）

年度	城前橋	金子橋
平成 7	6.0	2.6
12	1.3	1.4
17	1.1	1.6
22	0.8	0.8
27	0.6	0.9
令和 2	0.5	0.6
現在の環境基準	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下



4 藻類・底生生物調査結果

調査目的：アユの餌となる付着藻類の現状把握のため、年3回、市内の多摩川の3か所において調査を実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回の実施としました。また、併せて年1回実施予定であった底生生物および川石の付着物の定性分析の調査については、中止としました。

経年変化の確認のため、10年間の分析資料から底生生物、付着藻類について出現種を分類学的に集計し水質判定を行ったところ、年間変動に規則性は見られず、付着藻類や水生昆虫、魚類などの生物量が多く、アユも生息するきれいな水域であるとの結果でした。

調査日：令和2年4月28日

調査地点：市内多摩川3か所（市民球技場、和田橋、楓橋）

- 調査項目：(1) 乾燥重量（採取した検体を乾燥させて計測したもの）
 (2) 強熱減量（採取した検体をガスバーナーで加熱して、無くなった値＝藻類などの有機物量）
 (3) 灰分率（無機物の割合）
 (4) クロロフィルa（水中の植物プランクトンの量）
 (5) 付着藻類同定調査

(1) 灰分等調査結果

調査地点、調査項目		調査日
		4月28日
市民球技場	乾燥重量 (mg)	36.3
	強熱減量 (wt%)	19.3
	灰分 (wt%)	80.7
	クロロフィルa ($\mu\text{g}/\text{cm}^2$)	6.4
和田橋	乾燥重量 (mg)	19.0
	強熱減量 (wt%)	30.8
	灰分 (wt%)	69.2
	クロロフィルa ($\mu\text{g}/\text{cm}^2$)	4.4
楓橋	乾燥重量 (mg)	8.0
	強熱減量 (wt%)	40.6
	灰分 (wt%)	59.4
	クロロフィルa ($\mu\text{g}/\text{cm}^2$)	1.8

(2) 付着藻類調査結果 (調査日: 令和2年4月28日)

ア 出現種一覧

単位: 細胞数/mm²

No.	類	種名		市民球技場	和田橋	楓橋
		学名	和名			
1	藍藻類	<i>Homoeothrix janthina</i> *	ヒロウトランソウ		147	432
2		<i>Phormidium</i> spp. *	サヤレモ		13	
3		<i>Chamaesiphon minutus</i>	コンボウランソウ		32	955
4	黄金色藻類	<i>Hydrurus foetidus</i>	ミズオ			216
5	珪藻類	<i>Melosira varians</i>	チャツツケイソウ	38	51	
6		<i>Diatoma mesodon</i>	イタケイソウ	10	6	10
7		<i>Diatoma vulgare</i>	イタケイソウ	10	6	19
8		<i>Fragilaria capitellata</i>	オビケイソウ	106	26	
9		<i>Fragilaria capucina</i>	オビケイソウ		19	
10		<i>Fragilaria rumpens</i>	オビケイソウ	19		
11		<i>Fragilaria vaucheriae</i>	オビケイソウ	125	77	5
12		<i>Fragilaria</i> sp.	オビケイソウ	38	45	43
13		<i>Hannaea arcus</i> var. <i>recta</i>	ハラケイソウ	58	339	158
14		<i>Ulnaria acus</i>	ハラケイソウ	317	211	264
15		<i>Ulnaria inaequalis</i>	ハラケイソウ	19	6	5
16		<i>Ulnaria ulna</i>	ハラケイソウ	96	96	29
17		<i>Cymbella affinis</i>	クチビルクケイソウ		6	
18		<i>Cymbella janischii</i>	クチビルクケイソウ	38	77	10
19		<i>Cymbella tumida</i>	クチビルクケイソウ			5
20		<i>Cymbella turgidula</i> var. <i>nipponica</i>	クチビルクケイソウ		13	5
21		<i>Encyonema minutum</i>	ハラミクチビルクケイソウ	384	224	58
22		<i>Encyonema prostratum</i>	ハラミクチビルクケイソウ	10		
23		<i>Encyonema silesiacum</i>	ハラミクチビルクケイソウ	3,485	1,536	763
24		<i>Gomphoneis minuta</i>	クサビフネケイソウ		6	5
25		<i>Navicula cari</i>	フネケイソウ		6	10
26		<i>Navicula cryptocephala</i>	フネケイソウ			10
27		<i>Navicula cryptotenella</i>	フネケイソウ	29	19	10
28		<i>Navicula decussis</i>	フネケイソウ		13	
29		<i>Navicula gregaria</i>	フネケイソウ	58	13	
30		<i>Navicula nipponica</i>	フネケイソウ	10		
31		<i>Navicula phyllepta</i>	フネケイソウ	240	109	72
32		<i>Navicula slesvicensis</i>	フネケイソウ	10		
33		<i>Navicula subalpina</i>	フネケイソウ		6	10
34		<i>Navicula tripunctata</i>	フネケイソウ	163	166	62
35		<i>Navicula</i> sp.	フネケイソウ	19		
36		<i>Reimeria sinuata</i>	カイコマケイソウ	10		19
37		<i>Achnanthidium convergens</i>	ツメワカケイソウ			10
38		<i>Achnanthidium minutissimum</i>	ツメワカケイソウ			29
39		<i>Achnanthidium pyrenaicum</i>	ツメワカケイソウ	96	179	322
40		<i>Cocconeis pediculus</i>	コバンケイソウ	19	13	5
41		<i>Cocconeis placentula</i>	コバンケイソウ	10	13	38
42		<i>Planothidium lanceolatum</i>	フトスジツメワカケイソウ		77	19

No.	類	種 名		市民球技場	和田橋	楓橋
		学 名	和 名			
				2020年4月28日		
43	緑藻類	<i>Nitzschia dissipata</i>	ササノハケイソウ	48	314	206
44		<i>Nitzschia fonticola</i>	ササノハケイソウ		64	24
45		<i>Nitzschia frustulum</i>	ササノハケイソウ	29	32	
46		<i>Nitzschia inconspicua</i>	ササノハケイソウ	19		34
47		<i>Nitzschia linearis</i>	ササノハケイソウ	19	13	10
48		<i>Nitzschia perminuta</i>	ササノハケイソウ	77	115	10
49		<i>Surirella bifrons</i>	オオバンケイソウ	10		
50		<i>Ulothrix zonata</i>	ヒビミヅ	19	256	29
51	<i>Oedogonium</i> sp.	ササミヅ	29			

※:糸状体数、他は細胞数

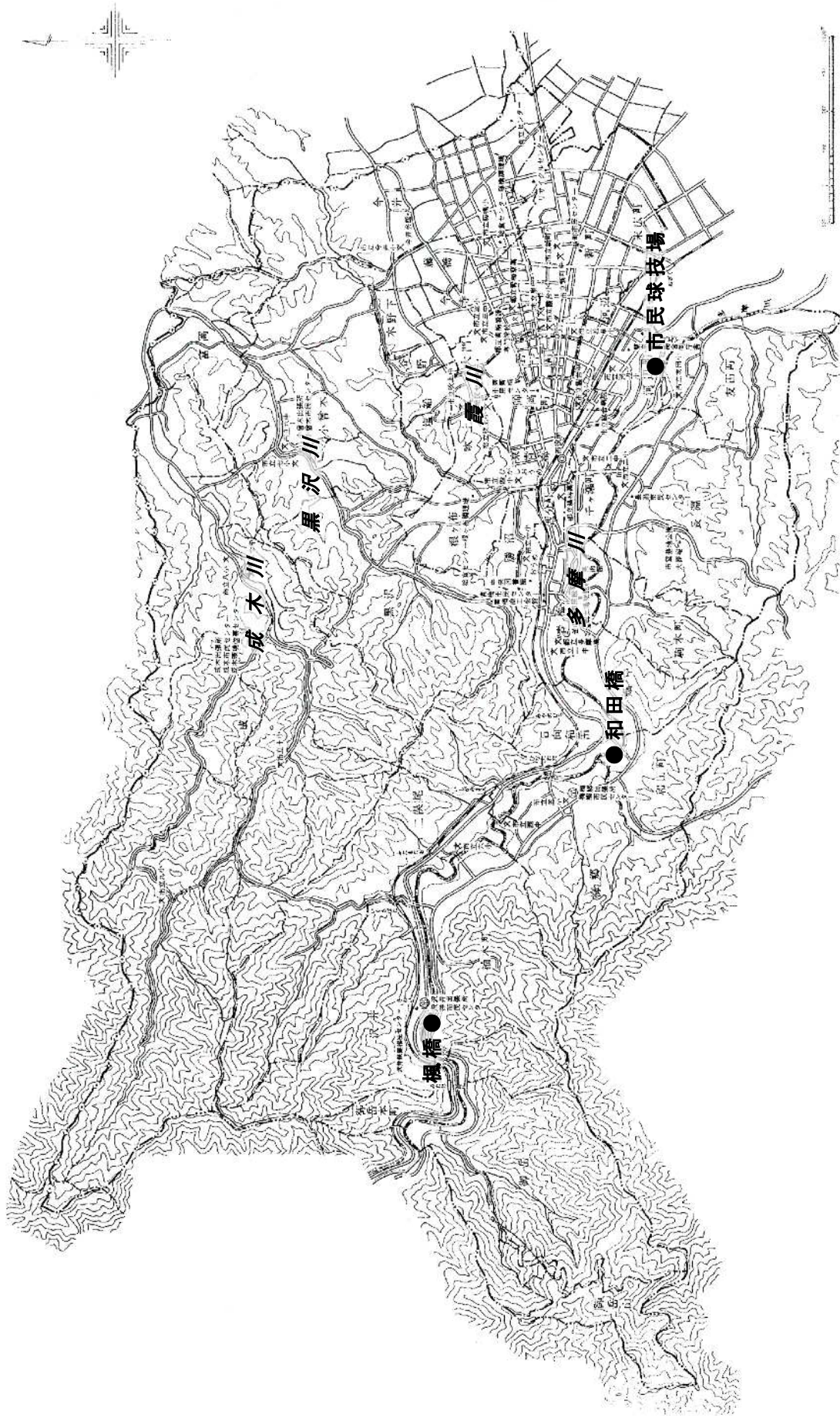
イ 出現種の分類学的集計結果

分 類	調査地点	市民球技場	和田橋	楓 橋
藍藻類 Cyanophyceae		0種	3種	2種
渦鞭毛藻類 Dinophyceae		0種	0種	0種
黄金色藻類 Chrysophyceae		0種	0種	1種
珪藻類 Bacillaroophyceae		32種	33種	32種
緑藻類 Chlorophyceae		2種	1種	1種
種数合計		34種	37種	36種
細胞数合計 (1 mm ² あたり)		5667	4344	3911

ウ 付着藻類の優占種と優占度

調査地点	市民球技場	和田橋	楓 橋
優占種 (優占度%)	<i>Encyonema silesiacum</i> ハラミクチビルケイソウ (61.5%)	<i>Encyonema silesiacum</i> ハラミクチビルケイソウ (35.4%)	<i>Chamaesiphon minutus</i> コンボウランソウ (24.4%)
第2位優占種 (優占度%)	<i>Encyonema minutum</i> ハラミクチビルケイソウ (6.8%)	<i>Hannaea arcus</i> var. <i>recta</i> ハラケイソウ (7.8%)	<i>Encyonema silesiacum</i> ハラミクチビルケイソウ (19.5%)
第3位優占種 (優占度%)	<i>Ulnaria acus</i> ハリケイソウ (5.6%)	<i>Nitzschia dissipata</i> ササノハケイソウ (7.2%)	<i>Homoeothrix janthina</i> ビロウドランソウ (11.0%)

藻類・底生生物調査地図



5 ダイオキシン類調査結果（東京都調査）

1 河川

(1) 水質

調査地点	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	春季	秋季	年平均	春季	秋季	年平均	春季	秋季	年平均	春季	秋季	年平均	春季	秋季	年平均	春季	秋季	年平均
	多摩川(和田橋)			0.055	0.048	0.052			0.063	0.063	0.063						0.062	0.062
成木川(両郡橋)			0.057	0.057				0.063	0.063							0.063	0.063	0.063
黒沢川(落合橋)	0.068	0.069	0.069			0.083	0.074	0.079					0.068	0.066	0.067			
霞川(金子橋)			0.09	0.055	0.073			0.071	0.070	0.071						0.091	0.072	0.082

※環境基準：1pg-TEQ/L以下 平成22年度から成木川（両群橋）における調査は年1回となった。

(2) 底質

調査地点	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			
	春季	秋季	年平均	春季	秋季	年平均	春季	秋季	年平均	春季	秋季	年平均	春季	秋季	年平均	春季	秋季	年平均	
多摩川(和田橋)			0.21																0.21
成木川(両郡橋)			0.24																0.28
黒沢川(落合橋)	0.37						0.61									0.64			
霞川(金子橋)			1.0										0.98						1.10

※環境基準：150pg-TEQ/g以下

2 土壌

調査地点	調査年度	測定結果	
		pg-TEQ/g	pg-TEQ/g
大門3丁目	平成13年度	120	
長淵6丁目	平成13年度	52	
河辺町8丁目	平成15年度	17	
沢井2丁目	平成15年度	0.26	
成木4丁目	平成15年度	32	
河辺小学校	平成20年度	0.18	
天ヶ瀬町	平成25年度	1.6	
柚木町1丁目	平成27年度	6.5	
河辺町1丁目	令和2年度	4.2	

※環境基準：1,000pg-TEQ/g以下

平成12, 14, 16～19, 21～24, 26, 28～令和元年度は青梅市内調査なし

3 地下水

調査地点	調査年度	測定結果	
		pg-TEQ/L	pg-TEQ/L
御岳2丁目	平成12年度	0.069	
沢井2丁目	平成12年度	0.073	
黒沢3丁目	平成12年度	0.072	
木野下2丁目	平成12年度	0.076	
御岳1丁目	平成13年度	0.062	
柚木町2丁目	平成13年度	0.055	
根ヶ布1丁目	平成13年度	0.055	
今井1丁目	平成13年度	0.056	
長淵2丁目	平成13年度	0.055	
富岡3丁目	平成15年度	0.065	
長淵8丁目	平成15年度	0.065	
今寺1丁目	令和元年度	0.038	

※環境基準：1pg-TEQ/L以下

平成14, 16～23, 25～30年度, 令和2年度は青梅市内調査なし

Ⅲ 工場・指定作業場等

1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）に関する事務処理状況

(1) 工場認可について

これから工場を始める方またはすでに工場を始められている方で、作業の方法や設備機械の変更（増設等）をされる方は、環境確保条例にもとづき、事前に工場の設置認可または変更認可を受けなければなりません。

環境確保条例ではその他各種の届出や報告、また、施設の種類によっては、他の公害関連法令により、設置や変更等の届出が必要となる場合があります。

また、事業者は公害の発生を未然に防ぐため、公害の種類によってそれぞれの規制や基準が設定されており、それらを守らなければなりません。

工場とは、別表1（§5 参考資料参照）に掲げるものをいいます。

（単位：件）

認 可 事 務						
設置認可	変更認可	不認可	取下げ	次年度繰越	認定	
7	6	0	0	2	14	
届 出 受 理						
氏名等変更届	承継届	廃止届	職権削除	化学物質 使用量等報告書	化学物質 管理方法書	
13	1	6	0	13	3	
届 出 受 理			監 察			
土壌汚染状況 調査報告書	汚染拡散防止 計画書	汚染拡散防止 措置完了届	事故届	改善勧告	改善命令	認可工場 総 数
1	1	1	0	0	0	1,735

(2) 指定作業場について

これから指定作業場を設置する方またはすでに設置されている方で、作業の方法や設備機械の変更（増設等）をされる方は、環境確保条例やその他公害関連法令にもとづき、各種の届出の手続きが必要です。

また、事業者は公害の発生を未然に防ぐため、種々の規制や基準が設定されており、それらを守らなければなりません。

指定作業場とは、別表2（§5 参考資料参照）に掲げるものをいいます。

（単位：件）

届 出 受 理						
設置届	変更届	氏名等 変更届	承継届	廃止届	化学物質 使用量等報告書	化学物質 管理方法書
3	0	4	1	0	8	0
届 出 受 理			監 察			
土壌汚染状況 調査報告書	汚染拡散防止 計画書	汚染拡散防止 措置完了届	事故届	改善勧告	改善命令	指定作業場 総 数
0	0	0	0	0	0	543

2 事業所調査

(1) 工場等排水調査

水質汚濁発生源に対する浄化槽の規制指導として、環境確保条例にもとづき、市内の対象工場、指定作業場およびその他事業所の排水について立入調査を実施し、指導監視を行っています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

調査項目

生活環境項目	水質：pH、BOD、SS
健康項目	水質：CN、T-Cr、Cr ⁶⁺ 、Pb、As、Cd、T-Hg

(2) ばい煙調査

大気汚染の原因とされる硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等について、ボイラー（伝熱面積5㎡以上）を使用している事業所の中から3事業所（3施設）を抽出して調査しています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

※ばい煙発生施設（ボイラー）

1 大気汚染防止法（抜粋）

- ・熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。
- ・伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間あたり50リットル以上であること。

2 環境確保条例（抜粋）

- ・熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。
- ・伝熱面積が5㎡以上

(3) 使用燃料いおう分調査

重油を使用している事業所の使用燃料が基準に適合しているか調査しています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、調査を中止しました。

IV 騒音・振動

1 道路交通騒音・振動調査

(1) 要請限度調査結果

道路交通騒音・振動の実態を把握するため、騒音規制法・振動規制法の規定にもとづき調査を行いました。令和2年度の結果については下表のとおりです。

(単位：dB)

調査地点	調査期間	騒音						振動			
		調査結果		環境基準		要請限度		調査結果		要請限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
秋川街道 長淵8丁目	9.7 ～9.10	66	58	70	65	75	70	27	19	70	65
成木街道 根ヶ布2丁目	9.29 ～10.2	69	62	70	65	75	70	41	20	65	60
新町8丁目	10.5 ～10.8	67	63	70	65	75	70	41	34	65	60
吉野街道 畑中3丁目	10.20 ～10.23	70	65	70	65	75	70	24	18	65	60
吉野街道 柚木町2丁目	10.12 ～10.15	67	61	70	65	75	70	27	19	65	60
青梅街道 日向和田3丁目	10.26 ～10.29	64	57	70	65	75	70	28	18	65	60
青梅街道 新町1丁目	11.24 ～11.27	69	62	70	65	75	70	28	21	65	60
新町5丁目	11.30 ～12.3	61	59	70	65	75	70	29	27	70	65
友田町4丁目	9.14 ～9.17	60	59	70	65	75	70	21	21	65	60

環境基準：人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたものです。

要請限度：自動車騒音または道路交通振動が要請限度を超えることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、振動については都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を、道路管理者または関係行政機関の長に対し交通振動防止のための措置を執ることを要請することができます。

(2) 過去の要請限度調査結果（平成27年度から令和元年度）

§ 秋川街道（長淵8丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	70	65
令和元年度	65	61	27	19
平成30年度	64	58	30	18
平成29年度	64	57	29	20
平成28年度	65	59	29	18
平成27年度	64	57	29	17



§ 成木街道（根ヶ布2丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
令和元年度	68	60	42	20
平成30年度	66	58	41	21
平成29年度	67	61	42	22
平成28年度	69	64	35	19
平成27年度	70	62	36	20



§ 青梅市道（新町8丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
令和元年度	66	62	41	33
平成30年度	66	61	40	33
平成29年度	66	62	41	35
平成28年度	66	64	40	34
平成27年度	68	63	41	35



§ 吉野街道（畑中3丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
令和元年度	67	61	23	17
平成30年度	69	64	35	25
平成29年度	70	65	34	24
平成28年度	70	65	35	25
平成27年度	71	66	36	24



§ 吉野街道（柚木町2丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
令和元年度	66	61	33	19
平成30年度	68	63	33	23
平成29年度	66	61	31	22
平成28年度	68	63	32	23
平成27年度	68	63	33	22



§ 青梅街道（日向和田3丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
令和元年度	63	59	29	20
平成30年度	65	59	26	18
平成29年度	64	58	30	21
平成28年度	65	59	29	20
平成27年度	64	59	30	26



§ 青梅街道（新町1丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
令和元年度	68	64	34	26
平成30年度	67	60	31	24
平成29年度	69	64	28	21
平成28年度	68	63	28	22
平成27年度	67	61	26	19



§ 新町5丁目（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	70	65
令和元年度	61	59	28	27
平成30年度	62	60	28	27
平成29年度	61	59	33	31
平成28年度	63	62	39	38
平成27年度	61	58	33	31



§ 友田町 4 丁目

(単位：dB)

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
令和元年度	56	56	15	15
平成30年度	56	54	21	21
平成29年度	56	54	15	15
平成28年度	57	55	15	14
平成27年度	57	56	14	14



(3) 自動車騒音常時監視調査結果

自動車騒音の状況の常時監視にかかる事務については、平成24年度より都道府県および市に権限が移譲されました。令和2年度は、市内10路線10区間で調査を実施し、沿道地域における環境基準の達成状況を評価しました。結果については下表のとおりです。なお、達成率は過去5年間に測定を実施した同一路線の別の評価区間の数値を含めています。

路線名	評価区間			達成率(%)	
	始点	終点	延長(km)	昼間	夜間
一般国道411号	青梅飯能線	奥多摩青梅線	6.3	99.8	100
立川青梅線	羽村市・青梅市境	立川青梅線	0.2	100	100
瑞穂富岡線	瑞穂富岡線	青梅飯能線	0.5	100	100
奥多摩青梅線	柚木二俣尾線	一般国道411号	4.5	99.2	99.2
青梅秩父線	青梅飯能線	下畑軍畑線	2.3	100	100
青梅入間線	青梅飯能線	青梅入間線	1.8	100	100
所沢青梅線	藤橋小作線	新宿青梅線	0.3	97.7	98.3
藤橋小作線	新宿青梅線	青梅市・羽村市境	1.0	100	100
下畑軍畑線	青梅秩父線	下畑軍畑線	5.5	100	100
下畑軍畑線	下畑軍畑線	一般国道411号	0.4	100	100

(4) 環境基準・要請限度

ア 環境基本法の自動車騒音にかかる環境基準 (単位：dB)

地域 類型	当てはめ地域	車線等	時間の区分		
			6時 (昼間)	22時 (夜間)	6時
A	第1種低層住居専用地域	一般地域	55	45	
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	60	55	
	第1種中高層住居専用地域	近接区域	70	65	
	第2種中高層住居専用地域				
B	第1種住居地域	一般地域	55	45	
	第2種住居地域	2車線以上	65	60	
	準住居地域				
	用途地域の定めのない地域	近接区域	70	65	
C	近隣商業地域	一般地域	60	50	
	商業地域	2車線以上	65	60	
	準工業地域				
	工業地域	近接区域	70	65	

近接区域：幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および4車線以上の区市町村道をいいます。

イ 騒音規制法の自動車騒音にかかる要請限度 (単位：dB)

区域の 区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分		
			6時 (昼間)	22時 (夜間)	6時
a 区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55	
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70	65	
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域	近接区域	75	70	
b 区域	第1種住居地域	1車線	65	55	
	第2種住居地域	2車線以上	75	70	
	準住居地域				
	用途地域の定めのない地域	近接区域	75	70	
c 区域	近隣商業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70	
	商業地域				
	準工業地域				
	工業地域				

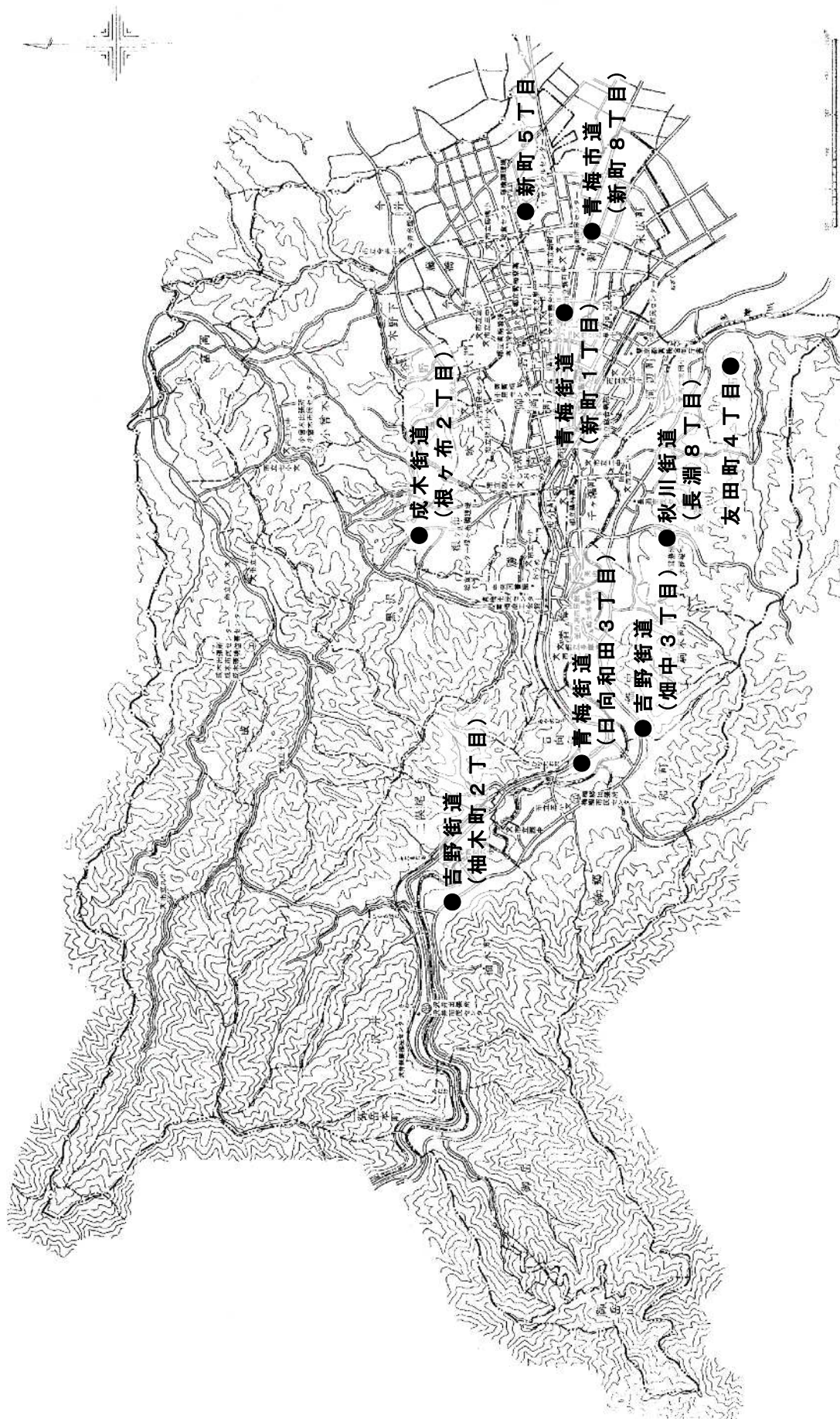
近接区域：幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および4車線以上の区市町村道をいいます。

ウ 振動規制法の道路交通振動にかかる要請限度

(単位：dB)

区域の 区分	当てはめ地域	時間の区分			
		8時（昼間）	19時（夜間）	8時	
第1種 区域	第1種低層住居専用地域	65	60	20時	
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
	第1種住居地域				
	第2種住居地域				
	準住居地域				
	用途地域の定めのない地域				
第2種 区域	近隣商業地域	70	65		
	商業地域				
	準工業地域				
	工業地域				

道路交通騒音・振動調査地点



2 騒音規制法・振動規制法に関する事務処理状況

(1) 特定施設について

工場または事業場に設置されている施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって、別表3および別表4（§5 参考資料参照）で定めるものを特定施設といいます。特定施設を設置する工場または事業場を特定工場といい、規制の対象となります。

ア 騒音規制法

設置届

施設の種類	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破砕機等	織機	建設用資材製造機械	穀物用製粉機
特定工場等数	0	4	0	0	0	0
特定施設数	0	5	0	0	0	0
施設の種類	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用射出成形機	鋳造型機	計
特定工場等数	0	0	0	0	0	4
特定施設数	0	0	0	0	0	5

その他の届出

(単位：件)

防止の方法変更	氏名等変更	種類ごとの数変更	承継	廃止
0	6	3	0	2

イ 振動規制法

設置届

施設の種類	金属加工機械	圧縮機	土石用破砕機等	織機	コンクリートブロックマシン等	
特定工場等数	0	5	0	0	0	
特定施設数	0	6	0	0	0	
施設の種類	木材加工機械	印刷機械	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	合成樹脂用射出成形機	鋳造型機	計
特定工場等数	0	0	0	0	0	5
特定施設数	0	0	0	0	0	6

その他の届出

(単位：件)

防止の方法変更	使用の方法変更	氏名等変更	種類および能力ごとの数変更	承継	廃止
0	0	6	3	0	2

(2) 特定建設作業について

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業を特定建設作業といい、騒音規制法・振動規制法にもとづき、作業開始の7日前までに届け出なければなりません。

規制等対象となる特定建設作業とは、別表5（§5 参考資料参照）に掲げるものをいいます。

また、環境確保条例では、建設作業のうち、別表6（§5 参考資料参照）に掲げるものを指定建設作業といい、届出は不要ですが基準値を設けています。

ア 騒音規制法

(単位：件)

くい打機等	びょう打機等	さく岩機	空気圧縮機	
1	0	12	1	
コンクリートプラント等	バックホウ	トラクターショベル	ブルドーザー	計
0	0	0	0	14

イ 振動規制法

(単位：件)

くい打機等	鋼球	舗装版破砕機	ブレーカー	計
2	0	0	9	11

V 採石公害対策

採石事業に伴って発生する公害を未然に防止するため、青梅市採石等地域生活・交通環境改善対策連絡協議会（旧：青梅市採石等公害防止対策連絡協議会）を開催し、各事業所の監視指導に努めています。

1 主要交差点のダンプトラック交通量調査

(1) 令和2年度の調査結果

(単位：台)

調査地点	調査日		調査地点	調査日	
	12/17	3/11		12/17	3/11
成木五丁目	911	915	長淵七丁目	627	801
成木八丁目	1,323	1,347	佐藤塚	107	316
黒沢二丁目	1,104	1,133	軍畑駅入口	265	590
青梅四小前	763	871			
新岩蔵大橋	554	565	合計	6,268	7,481
梅ヶ谷峠入口	614	943	平均台数	696	831
梅ヶ谷峠入口交差点タンクローリー車台数				13	25



成木五丁目



成木八丁目



黒沢二丁目



青梅四小前



新岩蔵大橋



梅ヶ谷峠入口



長淵七丁目



佐藤塚



軍畑駅入口

(2) 平成27年度～令和元年度の調査結果

令和元年度

(単位：台)

調査地点	調査日		調査地点	調査日	
	12/17	3/11		12/17	3/11
成木五丁目	490	820	長渕七丁目	776	935
成木八丁目	1,090	1,522	佐藤塚	191	206
黒沢二丁目	1,060	1,248	軍畑駅入口	1,055	477
青梅四小前	681	815			
新岩蔵大橋	517	703	合計	6,789	7,595
梅ヶ谷峠入口	929	869	平均台数	754	844
梅ヶ谷峠入口交差点タンクローリー車台数				24	23

平成30年度

(単位：台)

調査地点	調査日		調査地点	調査日	
	12/11	3/13		12/11	3/13
成木五丁目	1,117	880	長渕七丁目	808	1,008
成木八丁目	1,948	1,959	佐藤塚	192	222
黒沢二丁目	1,651	1,773	軍畑駅入口	273	310
青梅四小前	1,160	1,403			
新岩蔵大橋	879	660	合計	8,906	9,170
梅ヶ谷峠入口	878	955	平均台数	990	1,019
梅ヶ谷峠入口交差点タンクローリー車台数				34	19

平成29年度

(単位：台)

調査地点	調査日		調査地点	調査日	
	12/19	3/5		12/19	3/5
成木五丁目	1,058	1,101	長渕七丁目	766	915
成木八丁目	1,688	2,058	佐藤塚	189	302
黒沢二丁目	1,543	1,887	軍畑駅入口	363	420
青梅四小前	1,547	1,510			
新岩蔵大橋	502	778	合計	8,293	9,713
梅ヶ谷峠入口	637	742	平均台数	921	1,079
梅ヶ谷峠入口交差点タンクローリー車台数				9	39

平成28年度

(単位：台)

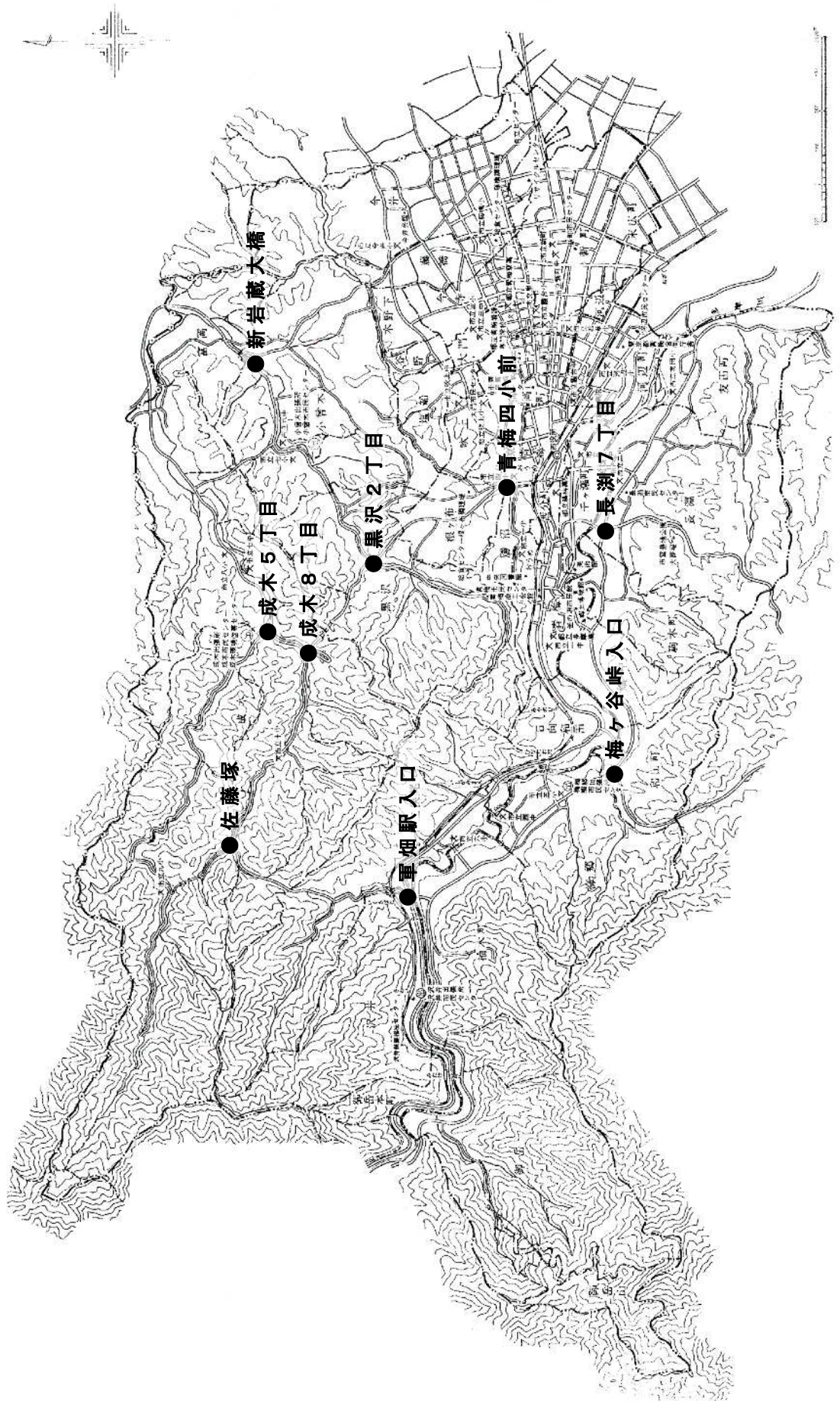
調査地点	調査日		調査地点	調査日	
	12/13	3/13		12/13	3/13
成木五丁目	1,044	821	長渕七丁目	854	839
成木八丁目	1,817	1,763	佐藤塚	223	154
黒沢二丁目	1,561	1,675	軍畑駅入口	328	230
青梅四小前	1,130	1,308			
新岩蔵大橋	617	619	合計	8,455	8,221
梅ヶ谷峠入口	881	812	平均台数	939	913
梅ヶ谷峠入口交差点タンクローリー車台数				21	16

平成27年度

(単位：台)

調査地点	調査日		調査地点	調査日	
	12/14	3/3		12/14	3/3
成木五丁目	683	739	長渕七丁目	915	739
成木八丁目	1,656	1,790	佐藤塚	110	137
黒沢二丁目	1,523	1,656	軍畑駅入口	186	243
青梅四小前	1,225	1,341			
新岩蔵大橋	622	678	合計	7,747	8,242
梅ヶ谷峠入口	827	919	平均台数	861	916
梅ヶ谷峠入口交差点タンクローリー車台数				26	17

ダンプトラック交通量調査地点



VI 苦情受付状況

令和2年度に市に寄せられた苦情の件数は、苦情総数208件で、焼却に伴う煙などによる大気汚染や悪臭の苦情が全体の約66%（138件）を占めています。

1 月別苦情受付状況

(単位：件)

種類	大気汚染		悪臭		水質汚濁	騒音	振動	地盤沈下	土壌汚染	その他	計	
	受付件数	うち焼却件数	受付件数	うち焼却件数							受付件数	うち焼却件数
4月	4	(4)	6	(4)	0	3	1	0	0	0	14	(8)
5月	3	(2)	2	(2)	0	6	0	0	0	0	11	(4)
6月	3	(3)	4	(3)	0	3	0	0	0	0	10	(6)
7月	4	(4)	4	(4)	0	5	3	0	0	1	17	(8)
8月	6	(6)	9	(6)	0	1	0	0	0	0	16	(12)
9月	6	(5)	6	(5)	0	2	1	0	0	0	15	(10)
10月	9	(9)	11	(9)	0	2	1	0	0	0	23	(18)
11月	9	(9)	9	(9)	0	3	0	0	0	0	21	(18)
12月	11	(10)	12	(10)	0	2	1	0	0	1	27	(20)
1月	6	(5)	7	(5)	1	3	1	0	0	0	18	(10)
2月	9	(8)	9	(8)	0	3	0	0	0	0	21	(16)
3月	4	(4)	4	(4)	0	5	2	0	0	0	15	(8)
計	74	(69)	83	(69)	1	38	10	0	0	2	208	(138)

2 用途地域別苦情受付状況

(単位：件)

種類	大気汚染		悪臭		水質汚濁	騒音	振動	地盤沈下	土壌汚染	その他	計	
	受付件数	うち焼却件数	受付件数	うち焼却件数							受付件数	うち焼却件数
低層住専	22	(22)	26	(22)	0	8	1	0	0	0	57	(44)
中高層住専	15	(14)	14	(14)	0	8	3	0	0	0	40	(28)
住居	4	(4)	7	(4)	0	4	1	0	0	0	16	(8)
近隣商業	0	(0)	0	(0)	0	4	1	0	0	0	5	(0)
商業	1	(0)	0	(0)	0	1	0	0	0	0	2	(0)
準工業	6	(3)	5	(3)	1	10	4	0	0	0	26	(6)
工業	2	(2)	5	(2)	0	1	0	0	0	1	9	(4)
工業専用	0	(0)	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	(0)
調整区域	17	(17)	19	(17)	0	0	0	0	0	0	36	(34)
不明	7	(7)	7	(7)	0	2	0	0	0	1	17	(14)
計	74	(69)	83	(69)	1	38	10	0	0	2	208	(138)

3 発生源別苦情受付状況

(単位：件)

種類	大気汚染		悪臭		水質汚濁	騒音	振動	地盤沈下	土壌汚染	その他	計	
	受付 件数	うち焼却 件数	受付 件数	うち焼却 件数							受付 件数	うち焼却 件数
工場	1	(1)	3	(1)	1	7	3	0	0	0	15	(2)
指定作業場	0	(0)	2	(0)	0	2	0	0	0	1	5	(0)
建設作業	2	(0)	0	(0)	0	7	3	0	0	0	12	(0)
一般	60	(57)	63	(57)	0	17	3	0	0	0	143	(114)
不明	11	(11)	15	(11)	0	5	1	0	0	1	33	(22)
その他	0	(0)	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	(0)
計	74	(69)	83	(69)	1	38	10	0	0	2	208	(138)

4 経年変化

(単位：件)

年 度	2 7	2 8	2 9	3 0	元	2
大気汚染	7 4	8 2	1 0 1	8 3	6 2	7 4
悪 臭	7 4	8 6	1 0 3	9 7	7 7	8 3
水質汚濁	5	3	3	1	2	1
騒 音	5 7	5 7	4 1	3 7	4 9	3 8
振 動	5	8	2	1	7	1 0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0
そ の 他	3	7	3	5	3	2
合 計	2 1 8	2 4 3	2 5 3	2 2 4	2 0 0	2 0 8

§ 5 参考資料

1 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所からの情報提供

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所では、多摩川の水質測定結果を毎月（原則として翌月の20日頃までに）速報値として公表しています。

これは、住民の環境問題に対する関心が高い中で、身近な都市河川である多摩川の環境情報をより早く提供するために行っているものです。

市内では、調布橋で測定を行っています。

調査項目としては、流量、pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素）、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、大腸菌群数、総窒素、総リンです。

令和2年度多摩川の水質調査速報値（調布橋）

単位：流量(m³/sec)、pH(なし)、大腸菌群数(MPN/100mL)、その他(mg/L)

項目 \ 月	4月分 4月8日採水	5月分 5月13日採水	6月分 6月3日採水	7月分 7月21日採水	8月分 8月5日採水	9月分 9月2日採水
流 量	9.69	14.9	12.5	-	-	-
p H	7.9	8.4	8	7.9	7.9	8.3
D O	11	11	10	9.9	9.3	10
B O D	0.1	0.4	0.8	0.2	0.3	0.5
C O D	0.8	1	1.1	1.1	1.4	1.3
S S	<1	1	1	6	8	4
大腸菌群数	11	22	33	790	140	110
総 窒 素	0.54	0.42	0.44	0.6	0.47	0.49
総 リ ン	0.01	0.006	0.008	0.014	0.027	0.009

項目 \ 月	10月分 10月7日採水	11月分 11月11日採水	12月分 12月2日採水	1月分 1月6日採水	2月分 2月3日採水	3月分 3月4日採水
流 量	15.81	6.37	6.82	7.84	7.63	10.07
p H	8.1	8.1	8.0	7.9	8.1	8
D O	10	11	11	12	13	12
B O D	0.5	0.4	0.3	0.6	0.5	0.4
C O D	1.1	1.1	1.1	0.6	0.6	1
S S	1	1	<1	<1	<1	1
大腸菌群数	110	170	46	17	7	17
総 窒 素	0.54	0.51	0.46	0.43	0.42	0.41
総 リ ン	0.01	0.008	0.006	0.007	0.005	0.004

2 東京都環境局自然環境部からの情報提供

東京都環境局自然環境部では、多摩川、成木川、黒沢川、霞川の水質測定結果を毎月速報値として公表しています。市内では、多摩川については和田橋、成木川については落合橋および両郡橋、黒沢川については落合橋、霞川については金子橋で測定を行っています。

調査項目としては、pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）です。

(1)多摩川の水質調査速報値（和田橋）

	2年									3年		
	4/7	5/12	6/2	7/7	8/11	9/1	10/6	11/10	12/1	1/5	2/2	3/2
p H	8.0	8.3	8.2	8.0	8.0	8.3	8.4	8.2	8.3	8.0	8.2	8.1
D O	11.3	11.0	10.7	9.7	9.7	10.1	10.0	10.8	11.7	10.9	12.5	12.2
B O D	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
S S	2	1	1	6	3	5	1	<1	<1	<1	<1	1

(2)成木川の水質調査速報値（落合橋）

	2年									3年		
	4/16	5/21	6/9	7/14	8/18	9/8	10/13	11/17	12/8	1/12	2/9	3/9
p H	7.9	7.9	8.1	8.1	8.2	7.9	8.0	8.8	8.3	7.9	8.0	8.1
D O	10.2	10.2	8.5	9.1	8.2	8.9	9.4	11.3	11.8	13.5	12.9	11.8
B O D	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
S S	1	<1	<1	<1	1	1	1	<1	1	<1	<1	<1

(3)成木川の水質調査速報値（両郡橋）

	2年									3年		
	4/16	5/21	6/9	7/14	8/18	9/8	10/13	11/17	12/8	1/12	2/9	3/9
p H	7.8	7.9	8.0	7.9	8.1	7.8	7.9	8.1	7.9	7.9	8.0	8.0
D O	10.8	10.2	8.7	8.8	8.4	8.8	9.4	11.3	12.0	13.7	13.1	11.7
B O D	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
S S	2	2	3	1	1	4	4	<1	1	<1	<1	1

(4)黒沢川の水質調査速報値（落合橋）

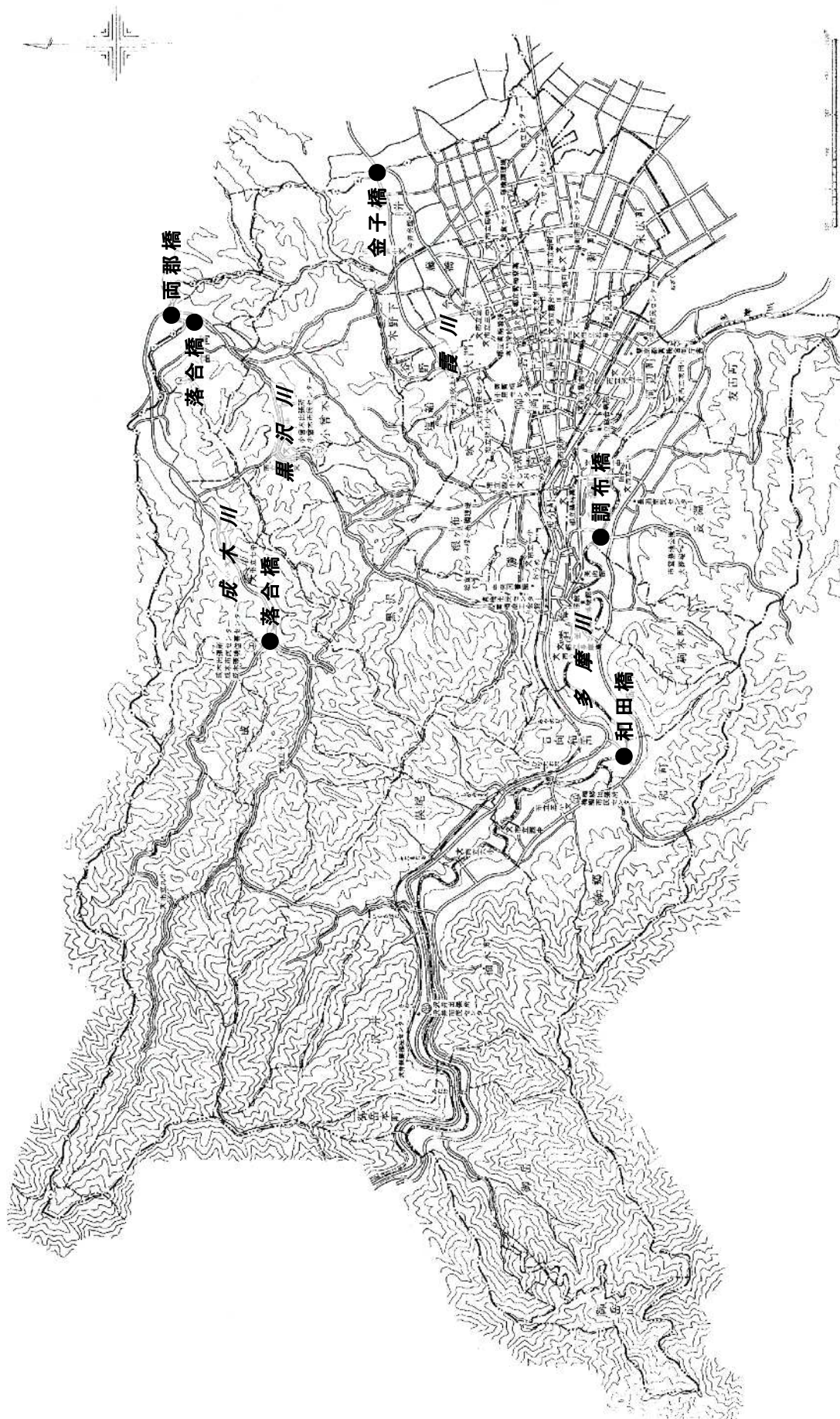
	2年									3年		
	4/16	5/21	6/9	7/14	8/18	9/8	10/13	11/17	12/8	1/12	2/9	3/9
p H	7.9	7.9	8.2	8.0	8.3	7.9	8.0	8.2	8.3	8.1	8.2	8.5
D O	10.9	10.2	8.7	9.0	8.3	8.6	9.2	11.5	12.7	14.6	13.9	13.6
B O D	0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
S S	2	<1	<1	1	1	1	1	<1	1	<1	<1	1

(5)霞川の水質調査速報値（金子橋）

	2年									3年		
	4/16	5/21	6/9	7/14	8/18	9/8	10/13	11/17	12/8	1/12	2/9	3/9
p H	7.9	8.0	8.2	7.9	8.2	8.0	7.9	8.1	8.0	7.8	8.1	8.1
D O	10.6	10.0	8.6	8.8	8.7	8.4	9.3	11.3	11.8	12.6	12.5	11.8
B O D	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	0.7	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.9	<0.5	<0.5
S S	3	3	4	2	2	3	2	<1	7	1	<1	1

※ 「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

河川水質調査地図(国土交通省・東京都)



3 林野・植生面積

(1) 保有形態別森林面積(令和3年度データ)

保有形態	総面積		立木地			(B)/(A)
	面積(A)	比率	面積	人工林(B)	天然林	人工林率
	(ha)	(%)	(ha)	(ha)	(ha)	(%)
総数	6,461.80	100.0	6,417.38	4,724.25	1,693.13	73.1
国有林	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.0
公有林計	387.45	6.0	387.32	244.07	143.25	63.0
	244.13	3.8	244.00	187.74	56.26	76.9
	143.32	2.2	143.32	56.33	86.99	39.3
私有林	6,074.35	94.0	6,030.06	4,480.18	1,549.88	73.8

※出典：東京都確定森林簿

(2) 樹種別森林面積(令和3年度データ)

単位 ha

区分	樹種	面積
総計		6,461.80
針葉樹計	スギ	3,297.73
	ヒノキ	1,371.01
	マツ	409.42
	その他	59.83
広葉樹		1,279.39
タケ		4.45
無立木地		39.97
国有地		0.00

※出典：東京都確定森林簿

4 工場・指定作業場

別表1 工場（環境確保条例第2条関係）

- 1 定格出力の合計が 2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）
- 2 定格出力の合計が 0.75kW以上 2.2kW未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場
 - (1) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
 - (2) 印刷又は製本
 - (3) 印刷用平版の研磨又は活字の鋳造
 - (4) 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。）
 - (5) 金属やすり、針、釘、鋏又は鋼球の製造
 - (6) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
 - (7) 金属箔又は金属粉の製造
 - (8) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
 - (9) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
 - (10) 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エポナイト及びセルロイドを含む。）の研磨
 - (11) ガラスの研磨又は砂吹き
 - (12) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）
 - (13) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
 - (14) 液体燃料（灯油、重油、石油等）用のバーナーの容量が1時間当たり20リットル以上又は火格子面積が0.5m²以上の炉を使用する食品の製造又は加工
- 3 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場
 - (1) 金属線材（管を含む。）の引抜き
 - (2) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
 - (3) 厚さ0.5ミリメートル以上の金属材のつち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋏打ち
 - (4) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
 - (5) 塗装、染料又は絵具の吹付け
 - (6) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
 - (7) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
 - (8) ドライクリーニング
 - (9) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
 - (10) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゆう又はタールの蒸りゆう若しくは精製
 - (11) たん白質の加水分解
 - (12) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
 - (13) 石綿、岩綿、鉍さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶

磁器、人造砥石又はるつぼの製造

- (14) 電気分解又は電池の製造
- (15) 床面積の合計が 50m²以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音機、警報器
その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- (16) ガス機関、石油機関、その他これらに類する機関の試験又は調整
- (17) 発電の作業
- (18) 金属の溶融又は精練（貴金属の精練又は活字の鋳造を除く。）
- (19) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (20) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (21) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- (22) 印刷用インク又は絵具の製造
- (23) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原料とする物品の製造
- (24) 電気用カーボンの製造
- (25) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (26) 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- (27) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- (28) 肥料の製造
- (29) ガラスの製造又は腐しよく若しくは加熱加工
- (30) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (31) セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- (32) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- (33) ヨード、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (34) 有機薬品の合成
- (35) 火床面積が 0.5m²以上又は焼却能力が 1 時間当たり 50 k g 以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- (36) 油缶その他の空き缶の再生
- (37) 金属の酸洗い、腐しよく、めっき又は被膜加工
- (38) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (39) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
- (40) 紙又はパルプの製造
- (41) 写真の現像
- (42) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (43) 有害物質を排出する物の製造又は加工

別表2 指定作業場（環境確保条例第2条関係）

- 1 レディミクストコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）
- 2 自動車駐車場（自動車等の収容能力が20台以上のものに限る。）
- 3 自動車ターミナル（事業用自動車を同時に10台以上停留させることができるものに限る。）
- 4 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第23号に規定する設備を有する事業所をいう。）
- 5 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
- 6 ウェスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）
- 7 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項、第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
- 8 セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
- 9 材料置場（面積が100㎡以上のものに限る。）
- 10 死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）
- 11 と畜場
- 12 畜舎（豚房の総面積が50㎡以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が200㎡以上又は鶏の飼養規模が1000羽以上のものに限る。）
- 13 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
- 14 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- 15 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場
- 16 めん類製造業
- 17 豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）
- 18 砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）
- 19 洗濯施設を有する事業場
- 20 廃油処理施設を有する事業場
- 21 汚泥処理施設を有する事業場
- 22 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場
- 23 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）

- 24 下水処理場（下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。）
- 25 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場
- 26 ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B8201及びB8203伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 5 m^2 未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が 10 m^2 未満のもの）を除く。）を有する事業場
- 27 ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ガス機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）又はガソリン機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）を有する事業場
- 28 焼却炉（火床面積が 0.5 m^2 未満であって焼却能力が1時間当たり50kg未満のものを除く。）を有する事業場
- 29 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が 150 m^2 を超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
- 30 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場（これらの浄水能力が1日当たり 10000 m^3 未満の事業場に係るものを除く。）
- 31 病院（病床数300以上を有するものに限る。）
- 32 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査を行う事業場（国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明にかかる試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。）

別表3 騒音規制法特定施設

- 1 金属加工機械
 - イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）
 - ロ 製管機械
 - ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
 - ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
 - ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
 - ト 鍛造機
 - チ ワイヤフォーマリングマシン
 - リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
 - ヌ タンブラー
 - ル 切断機（と石を用いるものに限る。）
- 2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 建設用資材製造機械
 - イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。）
 - ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）
- 6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
- 7 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
 - ハ 碎木機
 - ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
 - ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
 - ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
- 8 抄紙機
- 9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
- 10 合成樹脂用射出成形機
- 11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

別表 4 振動規制法特定施設

- 1 金属加工機械
 - イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ロ 機械プレス
 - ハ セン断機（原動機の定格出力が 1 k W以上のものに限る。）
 - ニ 鍛造機
 - ホ ワイヤフォーマーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 k W以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 k W以上のものに限る。）（冷凍機を除く。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 k W以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 k W以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 k W以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 k W以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 k W以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 k W以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

別表5 特定建設作業（届出必要）〔騒音規制法・振動規制法〕

基準値	〔騒〕騒音規制法：85dB	〔振〕振動規制法：75dB
<p>くい打設作業</p> <p>くい打機（もんけん〔騒・振〕及び圧入式くい打機〔振のみ〕を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機〔振のみ〕を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）</p> <p>○くい打機作業</p> <p>(1)ディーゼルパイルハンマ〔騒・振〕</p> <p>(2)油圧ハンマ〔騒・振〕</p> <p>(3)スチームハンマ〔騒・振〕</p> <p>(4)ドロップハンマ〔騒・振〕</p> <p>(5)バイブロハンマ〔騒・振〕</p> <p>※アースオーガーを併用するくい打ち作業は対象外だが、プレボーリング工法や中掘工法において、既製杭を挿入後に打撃を加える場合は、振動規制法のみ対象になる。</p> <p>○くい抜機作業</p> <p>(1)パイルエキストラクター〔騒・振〕</p> <p>びょう打機作業</p> <p>びょう打機を使用する作業</p> <p>(1)リベッティングハンマ〔騒・振〕</p> <p>破砕作業（※1）</p> <p>さく岩機を使用する作業</p> <p>(1)ジャイアントブレイカー〔騒・振〕</p> <p>(2)ハンドブレイカー〔騒〕</p> <p>(3)ピックハンマ（コールピック）〔騒〕…本体重量が5～7.5kgクラスのもの</p> <p>(4)ドリフタ（クローラドリル、ドリルジャンボ）、ダウンザホールドリル（ロータリドリル）〔騒〕</p> <p>掘削作業</p> <p>バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上）、トラクターシャベル（原動機の定格出力が70kW以上）、ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上）を使用する作業（低騒音型建設機械の指定を受けた機械を除く。）〔騒〕</p> <p>空気圧縮機を使用する作業</p> <p>空気圧縮機（原動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</p> <p>(1)往復圧縮機〔騒〕</p> <p>(2)回転圧縮機〔騒〕</p> <p>コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業〔騒〕</p>		

（※1） 作業地点が連続する作業にあっては、1日における当該作業に係る地点の最大距離が50mを越えない作業に限る。

別表6 指定建設作業（届出不要）〔環境確保条例〕

<p>くい打設作業 基準値〔騒〕80dB 〔振〕70dB 穿孔機を使用するくい打設作業 (1)アースオーガー、多軸オーガー〔騒・振〕 (2)アースドリル〔騒・振〕 (3)オールケーシング掘削機（ベノト掘削機）、ハンマグラブ掘削機〔騒・振〕 (4)リバーササーキュレーションドリル〔騒・振〕</p> <p>びょう打等作業 基準値〔騒〕80dB インパクトレンチを使用する作業〔騒〕</p> <p>破砕作業（※1） 基準値〔騒〕80dB 〔振〕70dB コンクリートカッターを使用する作業〔騒〕</p> <p>掘削作業（※1） 基準値〔騒〕80dB 〔振〕70dB ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、その他これらに類する掘削機械を使用する作業 (1)ブルドーザー〔騒・振〕 (2)油圧ショベル（パワーショベル、バックホウ）〔騒・振〕 (3)トラクタショベル〔騒・振〕 (4)クラムシェル〔騒・振〕</p> <p>空気圧縮機を使用する作業 基準値〔振〕65dB 空気圧縮機（原動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）〔振〕</p> <p>締固作業（※1） 基準値〔騒〕80dB 〔振〕70dB 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート（振動コンパクト）、振動ランマ（タンパ）その他これらに類する締固め機械を使用する作業〔騒・振〕</p> <p>コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業 基準値〔騒〕80dB コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 (1)コンクリートミキサー車（トラックミキサー）〔騒〕 (2)コンクリートポンプ車〔騒〕</p> <p>はつり作業及びコンクリート仕上げ作業 基準値〔騒〕80dB 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業（さく岩機を使用する作業を除く。） (1)トロウエル（コンクリート床仕上げ機）〔騒〕</p> <p>建設物の解体・破壊作業 基準値〔騒〕85dB 〔振〕75dB 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他工作物を解体し、又は、破壊する作業 (1)コンクリート圧砕機（サイレントクラッシャ、ニブラ、クラッシャ）〔騒・振〕 (2)鉄骨切断機〔騒・振〕</p>

（※1） 作業地点が連続する作業にあつては、1日における当該作業に係る地点の最大距離が50mを越えない作業に限る。

未規制建設作業

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ○カッター（配管用パイプ等） | ○排水ポンプ等 |
| (1)高速カッター (2)グラインダー | ○資材搬出入トラック等 |
| ○コンプレッサー（15kW未満） | ○カナヅチ及びカッター |
| ○発電用エンジン（ディーゼル機関） | ○木工機械（電動カンナ、電動ノコギリ） |
| ○クレーン | ○吹き付け作業 |
| ○鉄骨組立（足場解体を含む） | |

5 青梅市環境基本条例

平成14年6月28日

条例第34号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境基本計画等（第8条—第11条）

第3章 施策の推進（第12条—第19条）

第4章 開発事業等にかかる環境への配慮（第20条—第22条）

第5章 青梅市環境審議会（第23条）

第6章 雑則（第24条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青梅市（以下「市」という。）の環境の保全、回復および創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本となる理念を定め、市、市民、事業者および滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（雨水および地下水の汚染を含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の健康または生活環境に被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化およびオゾン層破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態にかかる環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(1) 公害の防止に関すること。

(2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。

(3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。

(4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関すること。

(5) 良好な景観の保全および歴史的文化的遺産の保全等に関すること。

(6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量に関すること。

(7) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全等を図る上で市民および事業者が果たす役割の重要性を考慮し、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全等について関心を払うとともに、必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減ならびに公害の防止および自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、市および地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に

努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動にかかる製品その他のものが使用され、または廃棄されることによる環境への負荷を低減するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、市および地域社会と協働して環境保全等に努めるものとする。

(滞在者の責務)

第7条 市域の自然に親しみ、または文化施設等を利用する滞在者は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 青梅市長（以下「市長」という。）は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青梅市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 環境の保全等に関する施策の基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する青梅市環境審議会の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動指針)

第9条 市長は、市、市民、事業者および滞在者の環境に配慮すべき具体的な行動について定める青梅市環境行動指針（以下「行動指針」という。）を策定するものとする。この場合において、当該行動指針は、基本計画に則したものでなければならない。

2 市長は、行動指針を策定するに当たっては、あらかじめ青梅市環境審議会の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動指針の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての調整)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画および行動指針との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告書)

第11条 市長は、環境の状況および環境基本計画にもとづき実施された施策の状況等について環境報告書を作成し、これを定期的に公表するものとする。

第3章 施策の推進

(水と緑の豊かな環境の保全の推進)

第12条 市は、水(河川、湧水、池等)と緑(森林、樹木、農地、草花等)が有する環境の保全における機能を重視し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、水の保全ならびに緑の保護および緑化推進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民および事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設および維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量に努めなければならない。

(環境学習の推進)

第14条 市は、市民および事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに自発的な活動が促進されるよう、環境に関する学習の推進を図るものとする。

(環境状況の把握)

第15条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視および測定を行うものとする。

(情報の収集および提供)

第16条 市は、環境の保全等に関する施策を実施するため、環境に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の保全等に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境管理および環境監査)

第17条 市および事業者は、自らの行為にかかる環境への負荷の低減を図るため、環境管理および環境監査を行うよう努めるものとする。

(自発的活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者およびこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(国、東京都等との協力)

第19条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都、その他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 開発事業等にかかる環境への配慮

(開発事業者等に対する要請)

第20条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの(以下「開発事業等」という。)については、当該開発事業等を実施しようとする者(以下「開発事業者等」という。)に対して、環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響およびそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響およびそれに対する配慮の方策について、当該開発事業等に関係する市民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施にかかる環境への配慮について要請することができる。

5 市長は、前項の規定による要請を行うに当たっては、あらかじめ青梅市環境審議会の意見を聴かなければならない。ただし、軽微な要請につ

いては、この限りでない。

- 6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等にかかる環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

(勧告および公表)

第21条 市長は、開発事業者等が前条の規定による要請の全部または一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

- 2 市長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請および勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上でその内容を公表することができる。

- 3 この章に定める環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

(紛争の解決)

第22条 開発事業者等は、当該開発事業等の実施により関係する市民等との間に紛争または障害が生じたときは、自らの責任においてこれを解決しなければならない。

第5章 青梅市環境審議会

(青梅市環境審議会)

第23条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として青梅市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前章に定める環境への配慮に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等についての基本的事項に関すること。

- 3 審議会は、前項の市長の諮問に応じるもののほか、同項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事

項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

青梅市環境報告書
令和 2 年度版

令和 4 年 3 月 発行

編集・発行 青梅市環境部環境政策課
青梅市東青梅 1 - 1 1 - 1
電話番号 0428-22-1111